

今後の大学教育の振興方策について

参考資料集

令和5年1月25日版

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代 を生きる人材像	● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく ● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
学修者本位の 教育への転換	● 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却) ● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」	● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
研究力の強化	● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
産業界との協力・連携	● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
地域への貢献	● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

教学マネジメント指針とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆ�ため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

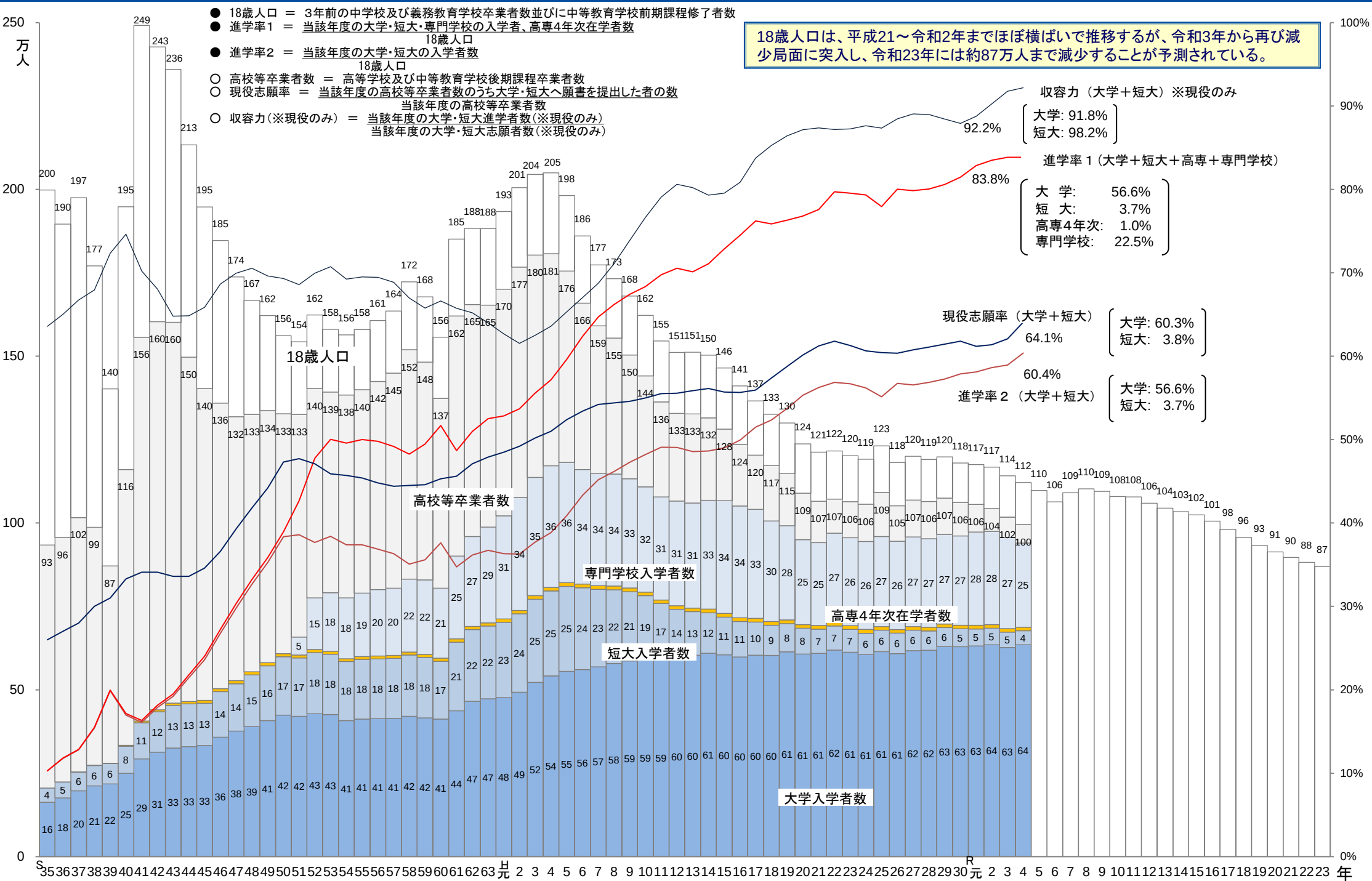
V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本統計」。令和17～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

I . 文理横断・文理融合教育の推進 関係

第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会での検討を経て、本年3月に中間とりまとめ。

いま、なぜ、「総合知」が必要なのか

世界の研究や技術開発の目的の軸足が、「持続可能性と強靱性」、「国民の安全と安心の確保」に加えて、「一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」に移りつつある。

我が国の科学技術やイノベーションが、世界と伍していくためには、「あらゆる分野の知見を総合的に活用して社会の諸課題への的確な対応を図る」ことが不可欠。



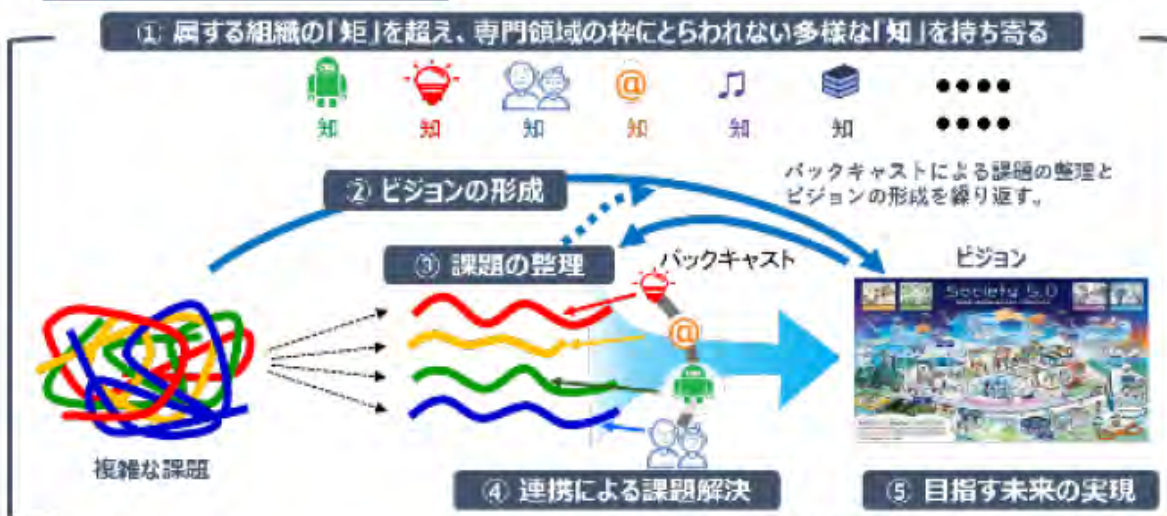
「総合知」の基本的考え方

総合知

多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと

- 多様な「知」が集うとは、属する組織の「^{のり}矩」を超え、専門領域の枠にとらわれない多様な「知」が集うこと。
 - 新たな価値を創出するとは、安全・安心の確保とWell-beingの最大化に向けた未来像を描くだけでなく、科学技術・イノベーション成果の社会実装に向けた具体的な手段も見出し、社会の変革をもたらすこと。
- これらによって「知の活力」を生むことこそが「総合知」であり、「総合知」を推し進めることが、科学技術・イノベーションの力を高める

総合知の活用イメージ



* 獲得した新たな「知」を次の場に活用する。

「総合知の活用」は、それ自体が目的ではなく、
新たな価値の創造や課題解決により社会変革するための手段

- 新たな価値を創出
～科学技術・イノベーション
成果の社会実装を推進～
- 持続可能性や一人ひとりの多様な幸せ（well-being）に真正面から向き合う

科学技術・イノベーションを、
我が国の「勝ち筋」の源泉に

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）【抜粋】

6 デジタル社会のライフスタイル・人材

（２）デジタル人材の育成・確保

②専門的なデジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保

ア デジタル人材育成プラットフォームの構築

デジタル社会の発展を担うデジタル人材が不足している現状について、アジャイル開発やオープンソース利用が主流となる等のシステム開発の大きな変化を踏まえ必要とされるデジタル人材像等を検討し、取りまとめ、広く共有する。

社会全体で求められるデジタル人材像を共有して先端技術を担う人材等の育成・確保を図るため、経済界や教育機関等と協力して、教育コンテンツやカリキュラムの整備、実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材育成プラットフォームを構築し、地方におけるデジタル人材育成の取組とも連携する。デジタル人材育成プラットフォームでは、令和3年度（2021年度）に、全ての社会人が身に着けるべきデジタルスキルを示した「DX リテラシー標準」を策定するとともに、オンライン教育ポータルサイト「マナビ DX（デラックス）」を公開した。令和4年度（2022年度）からは、デジタルスキル標準の整備を進め、掲載する教育コンテンツの拡大と実践的なケーススタディ教育プログラム及び課題解決型現場研修プログラムの実施を通して地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保する。

数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、令和4年度（2022年度）からは教えられるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度を構築するとともに、令和3年度（2021年度）から運用を開始したリテラシーレベルについては78件の教育プログラムを認定し、令和4年度（2022年度）からは新たに応用基礎レベルも認定対象とする。

AI戦略2019と数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度について

●背景・目標

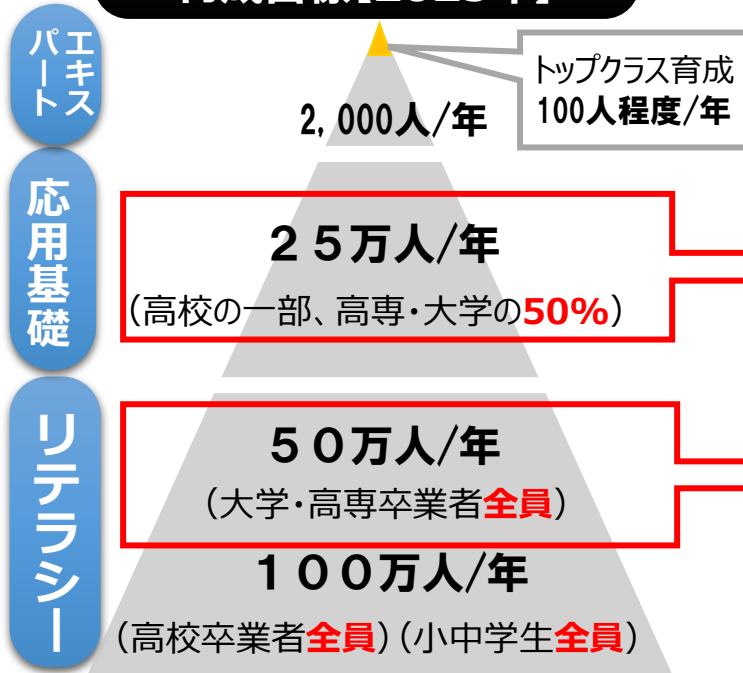
- ✓ デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である「数理・データサイエンス・AI」の基礎などの必要な力を全ての国民が育み、あらゆる分野で人材が活躍する環境を構築する必要
- ✓ AI戦略2019の育成目標（2025年度）
 - ①リテラシー：約50万人/年（全ての大学・高専生） ②応用基礎：約25万人/年 ③エキスパート：約2,000人/年 ④トップ：100人程度/年

●主な取組

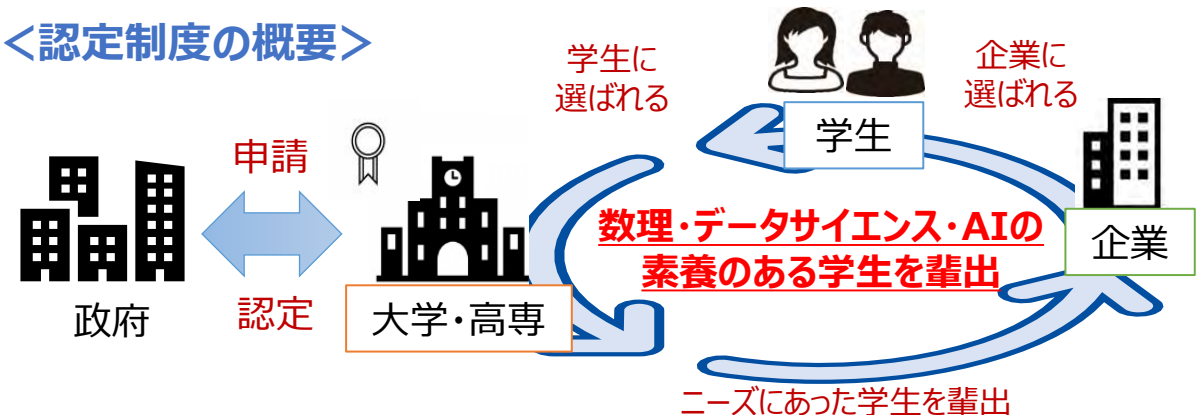
- (1) トップ人材の育成・学位のブランド化
- (2) コンソーシアム活動
- (3) 認定制度の構築・運用

●認定制度とAI戦略2019との関係

育成目標【2025年】



<認定制度の概要>



大学・高等専門学校の数理解データサイエンス教育に関する正規課程教育のうち、一定の要件を満たした**優れた教育プログラムを政府が認定**し、応援！
多くの大学・高専が数理・データサイエンス・AI教育に取り組むことを後押し！

【応用基礎レベル：2022年度から】

数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための**実践的な能力**を育成

認定数：68件（2022年8月時点）

※特に優れたものをプラスとして9件選定

【リテラシーレベル：2021年度から】

学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、適切に理解し活用する**基礎的な能力**を育成

認定数：217件（2022年8月時点）

※特に優れたものをプラスとして18件選定

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 概要

AI戦略2019

(令和元年6月統合イノベーション戦略推進会議決定)

AIに関連する産業競争力強化や技術開発等についての総合戦略を策定。
この中で2025年までの人材育成目標を設定

「「数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル） / （応用基礎レベル）」の創設について」
報告書に基づき、制度設計

認定教育プログラム（リテラシーレベル） (MDASH*-Literacy)



目的：デジタル社会の基礎的な素養（いわゆる「読み・書き・そろばん」）として
初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得
目標：すべての大学・高専生（約50万人／年）

認定教育プログラム（応用基礎レベル） (MDASH*- Advanced Literacy)



目的：自らの専門分野において、数理・データサイエンス・AIを応用・活用
することができる応用基礎力を習得
目標：文理を問わず、一定規模の大学・高専生（約25万人／年）

* Approved Program for Mathematics, Data science and AI Smart Higher Education

認定要件：

- 大学、短期大学、高等専門学校の**正規の課程**
- 学生に広く実施される教育プログラム（**全学開講** ※応用基礎レベルの場合は、学部・学科単位による申請可）
- 具体的な計画の策定、公表
- 学生の関心を高め、かつ、必要な知識及び技術を体系的に修得（モデルカリキュラム参照）
- 学生に対し履修を促す取組の実施
- 自己点検・評価の実施、公表
- 当該教育プログラムを実施した実績のあること

プラス選定要件：大学等の特性に応じた特色ある取組が実施されていること

認定教育プログラム（リテラシーレベル）**プラス** (MDASH-Literacy+)



認定教育プログラム（応用基礎レベル）**プラス** (MDASH-Advanced Literacy+)



●認定手続き等

- 審査は外部有識者（内閣府・文部科学省・経済産業省が協力して選定）により構成される審査委員会において実施
- 審査の結果を踏まえ、文部科学大臣が認定・選定
- 取組の横展開を促進するため、3府省が連携して認定・選定された教育プログラムを積極的に広報・普及

●スケジュール 3月：公募開始 5月：申請受付締切 8月：認定・選定結果の公表 ➡ 毎年同様のスケジュールで実施予定

「新しい時代に対応した大学教育改革の推進-主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて-」 (令和4年1月18日) (一般社団法人日本経済団体連合会提言) 【抜粋①】

Ⅲ. 新しい時代への対応に向けて経済界が期待する大学教育改革

1. 基本的な考え方

(1) Society 5.0 に向けた大学教育の方向性

Society 5.0 からバックキャストすると、経済界でとりわけニーズが高い人材は、デジタルに精通した人材やグローバル人材、環境技術やサステナビリティ課題等に詳しい人材（グリーン人材）と言える。そのような人材の育成に向けて、文理融合教育や、STEAM 教育、リベラルアーツ教育を推進して、幅広い知識に基づく俯瞰力や論理的思考力、数理的推論力、構想力等を涵養するとともに、P B L 等の課題解決型教育やキャリア教育、さらには起業家教育を拡充して、実際に社会で活躍するための素養や能力、課題発見・解決力を身につけさせるよう、大学に期待する声が大い。

3. 今後、重視すべき教育内容

(1) 文理融合教育・STEAM 教育・リベラルアーツ教育

Society 5.0 においては、地球規模・人類共通の課題や地域社会が抱える課題を大局的かつ俯瞰的にとらえ、他者との協働のもとで、解決策を見出していく能力が求められる。こうした能力を育むうえで、文理融合教育・STEAM 教育・リベラルアーツ教育、そして(3)で述べる課題解決型教育が有用である。

1991 年の大学設置基準の大綱化を契機に、日本の大学のほとんどで教養部が解体され、専門教育の充実が進められてきた。専門教育は高度に専門的な知識・技能を身につけるうえで欠かすことのできないものだが、一つの専門領域を深く学修するためには、その基盤となる複数の学問を学修することが求められる。高度専門人材の育成に向けて、文理融合教育・STEAM 教育・リベラルアーツ教育と専門教育を大学教育の両輪と位置づけ、双方の教育をバランスよく学修し、文理複眼の幅広い視野を修得する必要がある。

「新しい時代に対応した大学教育改革の推進-主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて-」 (令和4年1月18日) (一般社団法人日本経済団体連合会提言) 【抜粋②】

(2) リテラシーとしての数理・データサイエンス・A I 教育

D Xの進展により社会が転換期を迎えるなかで、A Iやビッグデータ等を活用して課題を解決し、新たな価値を創造する人材が求められている。未来を生きる人材の素養として、リテラシーレベルの数理・データサイエンス・A Iに関する知識・技能は特に重要である。

政府は、「A I戦略 2019」(2019年6月)において、文理を問わず、すべての大学生・高専生がリテラシーレベルの数理・データサイエンス・A Iを習得することを目標に掲げており、これに基づき、数理・データサイエンス・A I教育プログラム(リテラシーレベル)認定制度が創設されている。東北大学など「認定教育プログラム プラス」に選定された好事例を参考に、日本全国の大学が数理・データサイエンス・A I教育プログラム(リテラシーレベル)の認定を受けられるよう、リテラシーレベルの数理・データサイエンス・A I教育プログラムの開発を進め、必修科目として位置付けることが求められる。その際、企業や経済界の声や要望を採り入れながら産学が協働することで、より実践的な教育プログラムが開発できると考えられる。

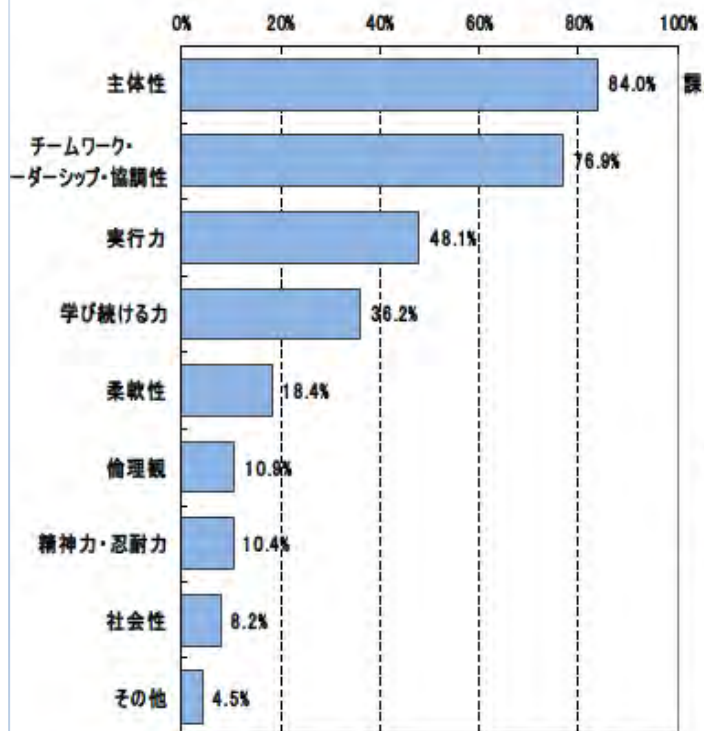
また、2022年度から「情報I」がすべての高校生の必修科目となるなかで、高校生が情報教育を真剣に学習する環境を整備する観点から、幅広い大学で教科「情報I」を入試に加えるべきである。

採用の観点から、大卒者に特に期待する資質・能力・知識

採用と大学改革への期待に関するアンケート調査結果
(R4.1.18 日本経済団体連合会)

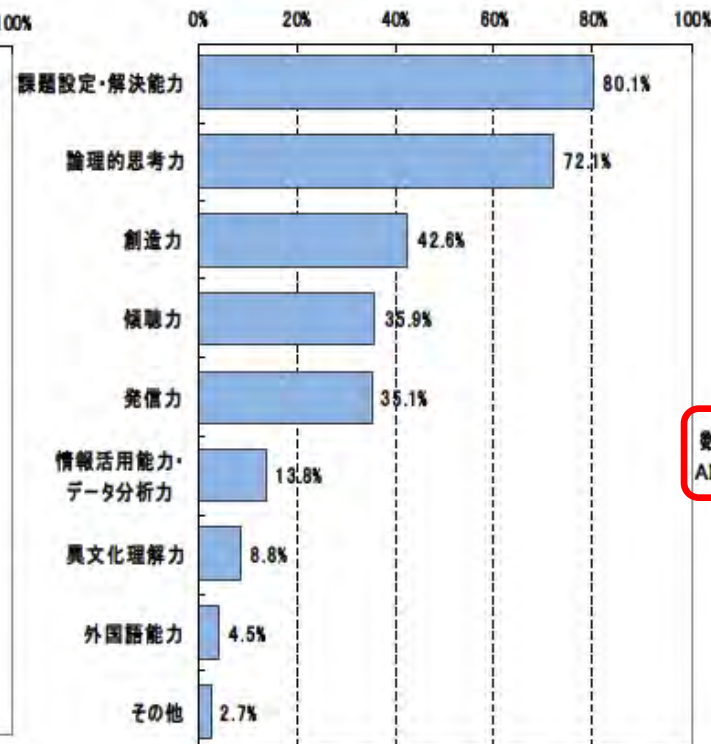
- 特に期待する資質として、回答企業の約8割が「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」を挙げた。変化の激しい人生100年時代を迎え、「学び続ける力」と回答した企業が4割近い。
- 特に期待する能力として、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が上位。いずれも Society 5.0において求められる能力として、産学協議会で産学間で認識が一致したもの。
- 特に期待する知識として、「文系・理系の枠を超えた知識・教養」が最も多く、リベラルアーツ教育や文理融合教育を重視した教育の実践が重要。専門教育の重要性も認識。

<特に期待する資質>



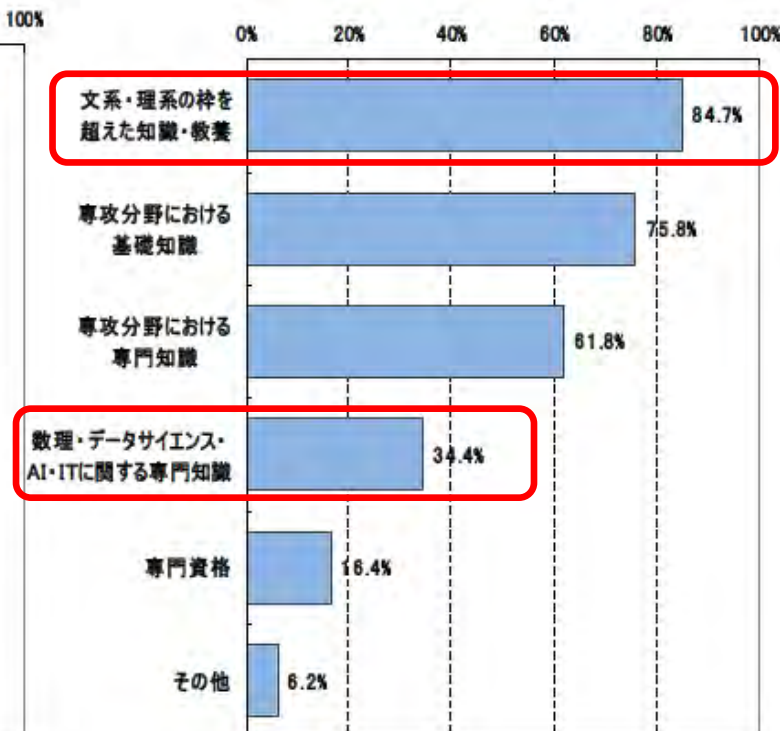
(n=376)

<特に期待する能力>



(n=376)

<特に期待する知識>



注: 資質・能力・知識についてそれぞれ3つまで選択可能

「リベラルアーツ教育について」（「中間とりまとめと共同提言」（2019年4月22日、採用と大学教育の未来に関する産学協議会）より）【抜粋】

現代におけるリベラルアーツ教育とは、人文学、社会科学、自然科学にわたる学問分野を学ぶことを通じて論理的思考力と規範的判断力を磨き、課題発見・解決や社会システム構想・設計などのための基礎力を身に付けることである。

1. 一つの専門分野を深く学ぶことによって論理的思考力を身に付ける

- ・ 人文学、社会科学、自然科学のどの学問分野であれ、理論を深く学ぶことにより、概念を構築し、仮説を立て、推論によって解や結論に至る方法を身に付け、自然現象や社会現象の背後にある因果のメカニズムを把握する力を習得することができる。そのためには、講義だけでなく、ゼミや演習等のインテンシブな双方向型の教育が必要である。
- ・ 科学技術や社会は常に変化しているから、関係する学問分野や必要な知識も時代とともに変わる。しかし、大学時代に一つないし二つの学問分野を深く学ぶという経験をした学生は、新しい学問分野や内容に直面したときにも、新たに自ら学び、あるいはリカレント教育を受けて、思考のフレームワークを作り直すことができるようになる。

2. 他分野への関心と学びによって幅広い知識と複眼的な思考力を得る

- ・ 一つの学問分野を深く学んでいく中で、他の学問分野の必要性も自ずと意識されるようになり、その結果として幅広く、かつ体系性のある知識が身に付く。こうした教育は、自らの専門分野で活発に研究を行っている教員集団によって担われるべきである。
- ・ Society 5.0 時代の課題の多くは、その解決に文理に跨る知識や分析が必要になることから、関連する他分野にも関心を広げ、幅広い知識と複眼的な思考力を得ることが重要である。他分野も広く学ぶ機会のある柔軟なカリキュラム編成を行うと共に、国内外の他大学・機関との連携により更に幅広い分野を選択可能にすることが望ましい。

3. 規範論を研究する学問領域を学ぶことによって規範的判断力を磨く

- ・ 新たな社会システムや企業システム等の構想には、現実の因果のメカニズムを把握するだけでなく、望ましい社会や企業、あるいは公正な社会とは何かといった規範的判断力も重要である。適切な判断力を身に付けるためには、規範論を研究する学問領域、すなわち、哲学、倫理学だけでなく、政治学、法学、経済学、社会学等で研究されている規範理論を学び、規範的思考のフレームワークを身に付けることが必要である。そのためには、理論を深く学び思考の拠り所を作ると共に、ゼミや演習で現代の問題等を題材として議論する双方向型の教育が重要である。
- ・ 多様な価値観を受容し、公平で柔軟な発想ができる力を身に付けるためには、質の保証された派遣留学・受入留学双方の拡充などを通じて、世界に開かれた教育を行うことが重要である。

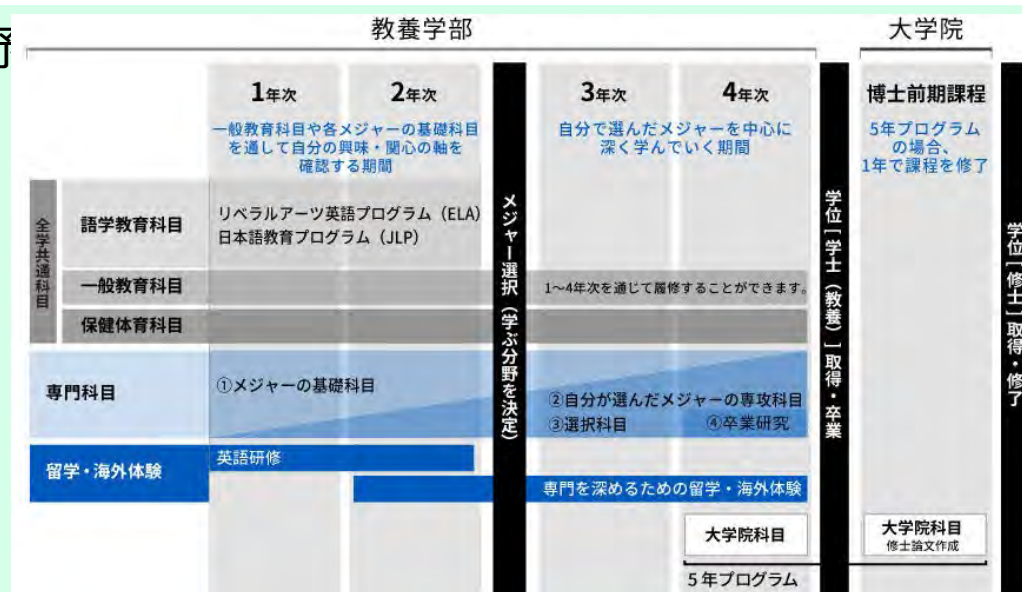
◆ リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラムの例 【国際基督教大学】

国際基督教大学のカリキュラム

ICUの学びの特長の一つは、入学時に専門とする分野を決めるのではなく、2年次の終わりに専門とする分野（メジャー）を決定するカリキュラムです。これは、リベラルアーツ教育のもつ"Later Specialization"（専門化を急がず、自分にあった専門を見きわめるべく幅広く学ぶための時間を重視する）という考え方に立つもので、学生は1, 2年次に幅広い分野の科目で学問的基礎力を養いながら、本当に学びたいことを見つけていきます。

入学後は、語学教育科目（英語/日本語）、一般教育科目、保健体育科目や、文系・理系30を超える各メジャーの提供する基礎科目などを学び、学問的基礎力を身につけながら、自分の興味と適性を見極めます。

そして、2年次の終わりまでに、自らのメジャーを決め、3年次からは自身の専修分野について学びを深め、最終学年では、その集大成として、自身で設定したテーマを1年間かけて論文にまとめる卒業研究を行います。最近では、卒業論文(研究)は選択制で必修としない大学も少なくありませんが、ICUでは4年間で得た知識と養われた思考力を試す場として卒業研究を非常に重要なものと位置付けています。



◆文理横断・文理融合教育を通じた課題解決力等の涵養に重点を置いた 学位プログラムの例【九州大学共創学部】

学部長メッセージ（抄）

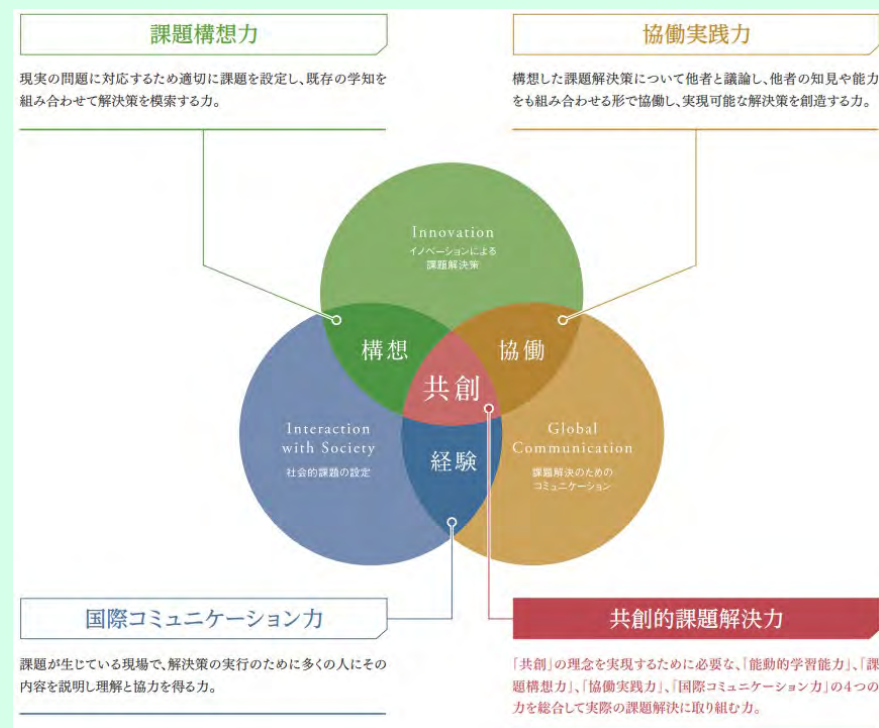
共創学部が目指しているのは、学生一人ひとりが自分の問題意識に基づいて、文理の壁を超えて領域の異なる複数の学問分野を学び、課題を設定してその解決に自ら取り組む、新しい大学教育の実現です。このような主体的な学びを通じて、絶え間なく変化する世界の課題に持続的に取り組むことのできる、強くしなやかな知性をもった人物を育てること、それが共創学部の目標です。

（中略）

いま私たちが生きている現代は、人類が生み出した高度なテクノロジーや新しい社会システムによって、これまで隔てられていた領域が緊密に結び付けられたり、人間にしかできないと考えられていた仕事がマシーンによって置き換えられたり、新たな変化が起きている時代です。このような時代に求められるのは、従来の専門領域に固執することなく、独自の問題意識に従ってそれをとびこえ、複数の領域が絡みあう新しいフィールドで、新たな知見や価値を発見していくことです。共創学部は、このような新しいフィールドの課題を解決するために、複数の専門領域を結びつけて課題解決の知へとつなげる協働知創造、すなわち「共創」に習熟した人材の育成を目指しています。

共創学部の教育

九州大学が全ての学生に求める「能動的学習能力」を礎にして、「共創」のために必要な態度・能力となる「課題構想力」、「協働実践力」、「国際コミュニケーション力」を養成します。これらの態度・能力の修得を通して「共創的課題解決力」の獲得を目指します。



◆文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラムの例

【長崎大学環境科学部】

教育理念

人間と環境の調和的共生という人類史的な課題に対し、自然と人間との調和を踏まえた自然環境の保全と持続可能な人間社会の創造・実現に寄与する。

目標

1. 文系・理系の両面から環境をめぐる諸問題を多角的に捉える視座を持つ人材を育成する。
2. 実践的環境スペシャリストとして環境問題解決の専門的知識や能力を持つ人材を育成する。
3. 情報処理、実験技法、フィールド調査、コミュニケーションに関する知的技術を持つ人材を育成する。

カリキュラム及び各コースの概要

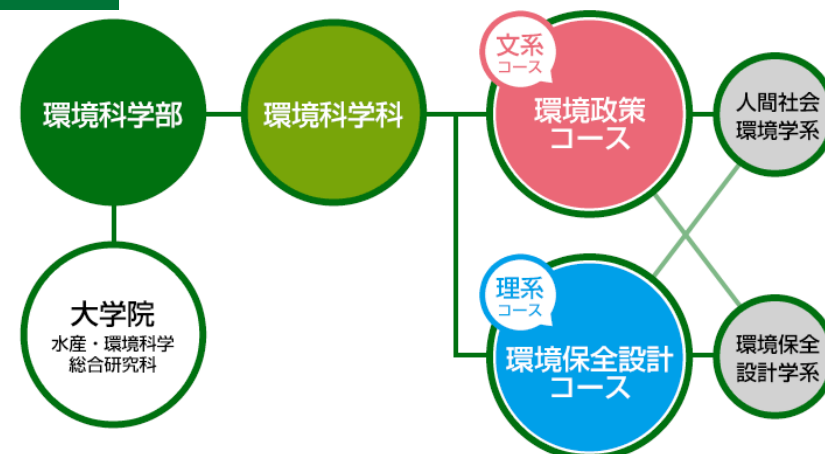
環境科学部には、環境政策コースと環境保全設計コースの2コースが設けられています。

環境政策コースは、社会科学系の学問を中心にして、環境政策の専門性を養うコースであり、環境保全設計コースは、自然科学系の学問を中心にして、環境保全および環境設計の専門性を養うコースです。

本学部に入学者は、まず1年次で文理両面から環境科学を学び、環境をめぐる諸問題を多角的に捉える視座を培います。

そして、2年次からこれら2つのコースのいずれかを選択することで専門性を高めていくことになります。

組織図



環境科学部のディプロマ・ポリシー

1. 社会科学と自然科学に関する基礎的知識を修得している。
2. 自然環境メカニズムから社会システムにわたる多様な分野・領域において必要とされる汎用性の高い技能を身につけている。
3. 環境問題を解決できる専門職業人としての基盤的知識・技能を修得している。
4. 地球環境と社会の多様性について理解している。
5. 環境問題の解決のために主体性をもって他者と協働できるコミュニケーション能力を身につけている。
6. 地域社会及び将来世代の持続可能な発展に貢献できるグローバルな視点を身につけている。
7. 持続可能な地域社会及び国際社会に貢献できる能力を身につけている。
8. 各コースの学修到達目標を達成している。

◆文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラムの例

【滋賀大学データサイエンス学部】

理念（学部長あいさつより）

確実な基礎のもと、実践力と倫理観を備えたデータ活用のプロへ数理統計学や情報科学・情報工学を基礎とした確実なデータ分析力のみならず、社会や企業の直面する課題を発見し、データを通じて解決へ導く着眼力、構想力を養成します。また、得られた結果を変革（イノベーション）につなげるための行動力やコミュニケーション力をも磨き、正しい倫理観を持ち合わせたデータサイエンティストを育てます。

カリキュラム

出典：滋賀大学データサイエンス学部ウェブサイト (<https://www.ds.shiga-u.ac.jp/about/message/>)（令和4年6月8日時点）

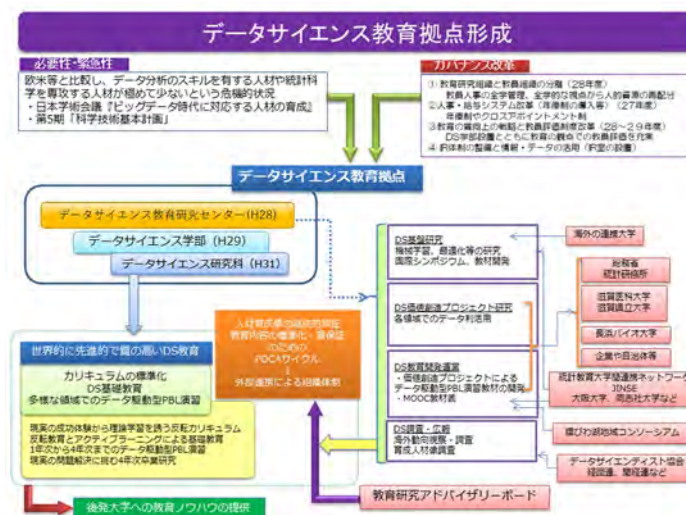
文理融合型カリキュラム

データを管理、加工、処理、分析するためのスキルは情報や統計のスキルなので理系的ですが、分析結果を価値創造に生かすためには、データの背景を十分に知る必要があります。多くの場合、文系的要素が必要となります。本学部のカリキュラムでは、情報、統計関連科目ばかりではなく、経済、経営等の文系の授業も開講されます。また、ビジネス分野の第一線で活躍をしている方々の話を多く聞くことができる授業もあり、幅広いスキルを身につけることができます。なお、統計学の基礎である数学については、高校で数学Ⅱ・Bまでしか学習しなかった学生でも対応できるよう、数学Ⅲの内容から学習します。

興味に応じたカリキュラム

本学部で実施されるカリキュラムは、データサイエンス科目（データエンジニアリング系（情報関連）科目、データアナリシス系（統計系）科目）と価値創造科目（経済、経営系科目、多分野における価値創造の実例紹介、価値創造の実践等）の2つに大きく分けられています。これらの授業から自分の興味に応じた授業を受講することで、情報のエキスパート、統計のエキスパート、価値創造のエキスパートになることも可能です。

出典：滋賀大学データサイエンス学部ウェブサイト (<https://www.ds.shiga-u.ac.jp/about/ds/curriculum/>)（令和4年6月8日時点）



出典：滋賀大学データサイエンス教育研究センターウェブサイト (<https://www.ds.shiga-u.ac.jp/dscenter/about/>)（令和4年6月8日時点）

◆文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラムの例

【滋賀大学データサイエンス学部】

カリキュラム

カリキュラムツリー

「データアナリシス系科目」では統計学と、その基礎である数学について学びます。「データエンジニアリング系科目」では情報学と、プログラミングによる演習を行います。「データ駆動型PBL演習」では、データアナリシス系科目とデータエンジニアリング系科目で学んだ知識や技術を活かして、実際のデータを分析する経験を積みまます。「価値創造科目」では、データサイエンスの応用事例などを学びます。さらに、社会調査士の資格を取得できる専門科目等も揃っています。令和3年度よりカリキュラムが改訂になり、より充実した統計学、情報学、データ研磨、価値創造のための教育を行います。



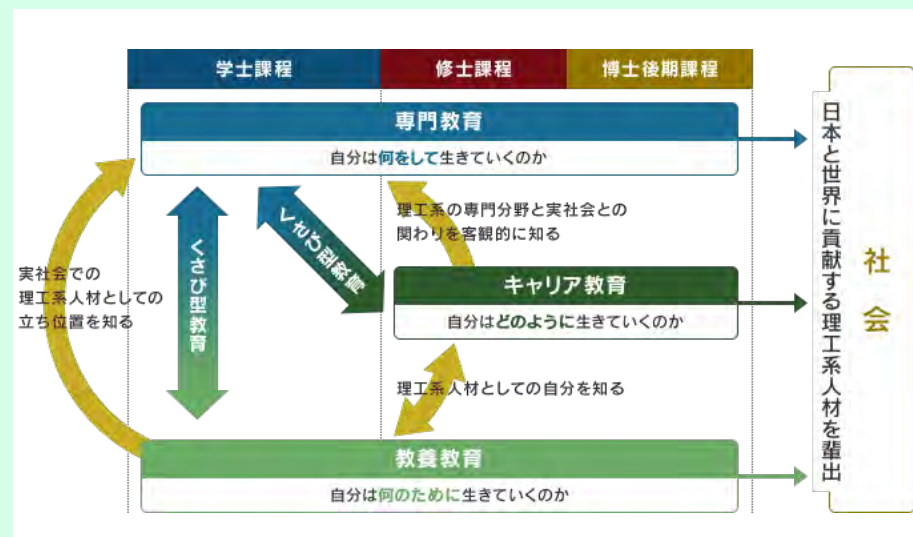
出典：滋賀大学データサイエンス学部ウェブサイト (<https://www.ds.shiga-u.ac.jp/about/ds/curriculum/>) (令和4年6月8日時点)

◆一般教育・共通教育における文理横断・文理融合教育の取組 【東京工業大学リベラルアーツ研究教育院】

東工大の誇る教養教育とキャリア教育

東工大は、教養教育とキャリア教育に力を入れています。理工系の専門分野を卓越させ、それを社会へつなげていくためには、「自分は何をして生きていくのか」という問いに答える専門能力に加えて、「何のために生きていくのか」を考える幅広い教養と、「どのように生きていくのか」を考えるキャリア能力が必要です。

生涯を通じて自己の指針となり得る教養教育とキャリア教育は、東工大の伝統的な教育体系である「くさび型教育」、すなわち教養教育と専門教育を有機的に関連させ、知識や能力をスパイラルアップさせる教育体系において、重要な位置づけです。



くさび型教育

くさび型教育とは

学士課程から博士後期課程まで、教養教育と専門教育を有機的に関連させ、知識や能力をスパイラルアップさせる教育です。入学直後から専門科目を教養科目と織り交ぜながら学修し、徐々に専門科目が増えますが、卒業・修了まで継続的に教養科目群（大学院はキャリア科目含む）を履修します。

なぜくさび型教育か

高い見識と倫理観、確かな専門学力、自由な発想力や創造力、そしてこれらを統合し、実践する力が身につきます。最先端の理工系専門知識を修得し、理工系学問の社会的意義についての理解を深め、人間形成と幅広い価値観を涵養します。

◆一般教育・共通教育における文理横断・文理融合教育の取組 【東京工業大学リベラルアーツ研究教育院】

専門分野を社会へつなげる教養教育

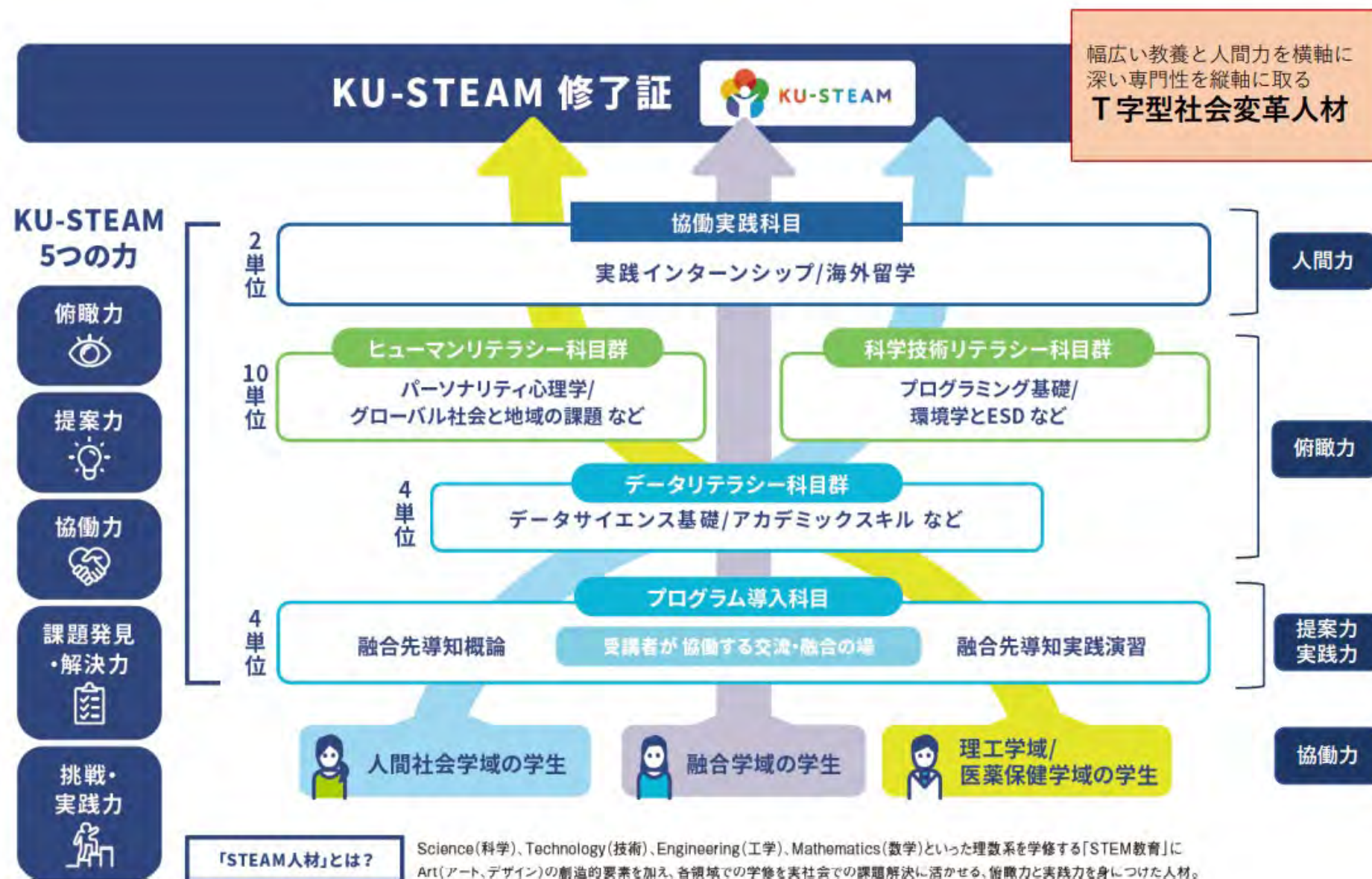
学生同士の学び合いを促進するコア学修科目、人文学（哲学、文学、文化人類学、芸術等）・社会科学（法学、政治学、社会学、心理学等）及び、文理融合科目（科学技術論、統計学、意思決定論等）を、斬新な手法で学びます。



（出典）東京工業大学リベラルアーツ研究教育院ウェブサイト（<https://educ.titech.ac.jp/ila/education/liberalarts.html>）（令和4年6月14日時点）から文部科学省作成。

◆副専攻プログラムを活用した教育プログラムの例 【金沢大学KU-STEAMプログラム】

全学域学生を対象に特別プログラム「先導STEAM人材育成プログラム」を開設



(出典) 第2回大学振興部会資料 2「金沢大学における「文理横断・文理融合教育」の取組」より抜粋。

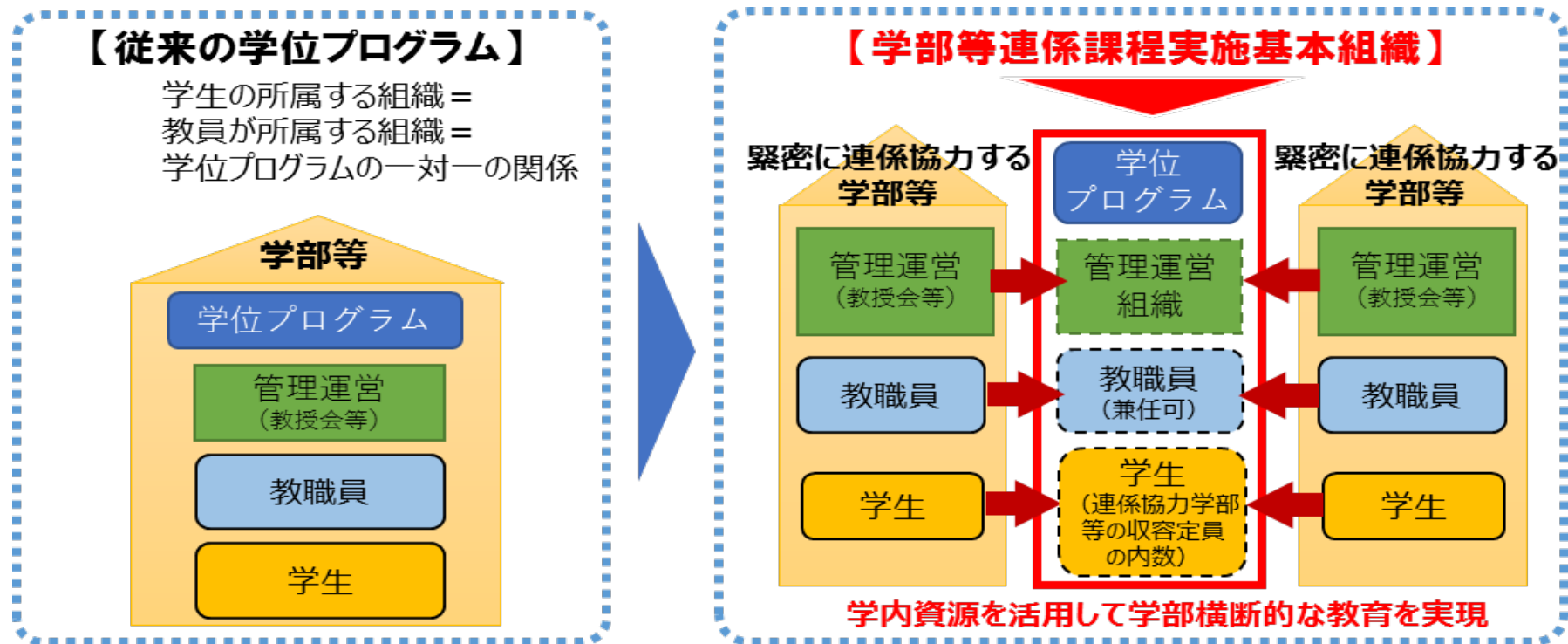
学部等連係課程実施基本組織について

大学は、分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要があり、教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等※（以下「連係協力学部等」という。）との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができる。

※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例



学部等連携課程実施基本組織の体制等

- ✓ 専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置き、教育上支障を生じない場合には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができる。
- ✓ 校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りる。
- ✓ 学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数合計した数の範囲内で学則において定める。

地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、**地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題**

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。

地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

課題解決のために実行する事項

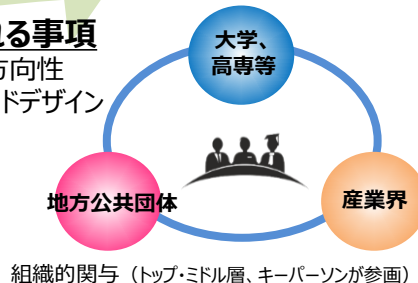
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。

大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力**して教育等に取り組む。

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

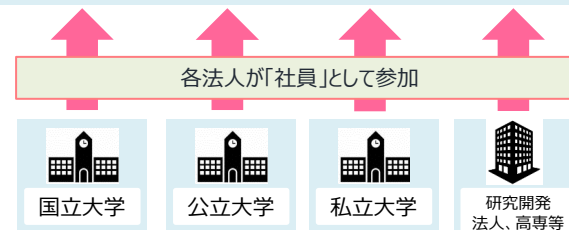
（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務（例）
 - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理（協議の場の運営）等
 - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
 - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教学上の大学間連携
 - 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣



大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表 等

成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円



文部科学省

背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
 - 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。
- ※ 大学学部段階における理工系への入学者割合 **日本17%**、OECD平均 27%
- ※ 理系学部の学位取得者割合
【国際比較】 **日本 35%**、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%
【国内比較】 国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%
(注) 「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計
- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 (令和4年10月28日閣議決定)

第2章 経済再生に向けた具体的施策

Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動： 構造的賃上げに向けた一体改革

(1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(※)、(略)等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

・ 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設(文部科学省)

事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

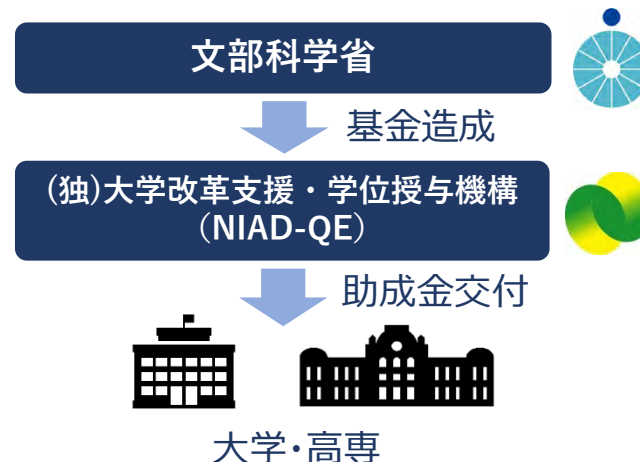
① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
- 支援対象：私立・公立の大学

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費
高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公立の大学（大学院を含む）・高専

【事業スキーム】



独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律の概要

趣旨

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて意欲ある大学・高等専門学校の学部再編等の取組を支援するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（「機構」）に、大学及び高等専門学校の学部等の設置その他組織の変更に関する**助成金（※）を交付する業務を追加**するとともに、**基金**を設ける。

※例：特定成長分野（デジタル・グリーン等）に係る専門人材育成機能を強化するための学部・学科再編、定員変更等に要する初期投資や当面の運営経費等への支援

概要

1. 機構の目的及び業務の追加

機構の目的に「中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること」を加えるとともに、機構の業務に当該分野の「学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付すること」（「助成業務」）を位置づける。

（第3条、第16条関係）

2. 助成業務に係る基本指針の策定及び実施方針の策定・認可

助成業務の実施に関し、以下の事項を定める。

- 文部科学大臣は、支援対象とする教育研究の分野等について、**助成業務の実施に関する基本指針**を定めること（第16条の2、第23条関係）
- 機構は、基本指針に即して、助成金の交付対象となる学部等の設置等の選定方法等について**助成業務の実施に関する方針**を定め、文部科学大臣の認可を受けること（第16条の3関係）

3. 基金の創設

助成業務等に要する費用に充てるため、機構に**基金を設ける**。

（第16条の4、第16条の5、第17条、第18条、第22条、第27条関係）



文部科学省

基金造成
基本指針の策定



（独）大学改革支援・
学位授与機構

助成金交付



大学・高等専門学校

施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（準備行為のみ公布日に施行）

（附則第1項関係） 24

「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2019）」結果概要【抜粋①】

【調査概要】

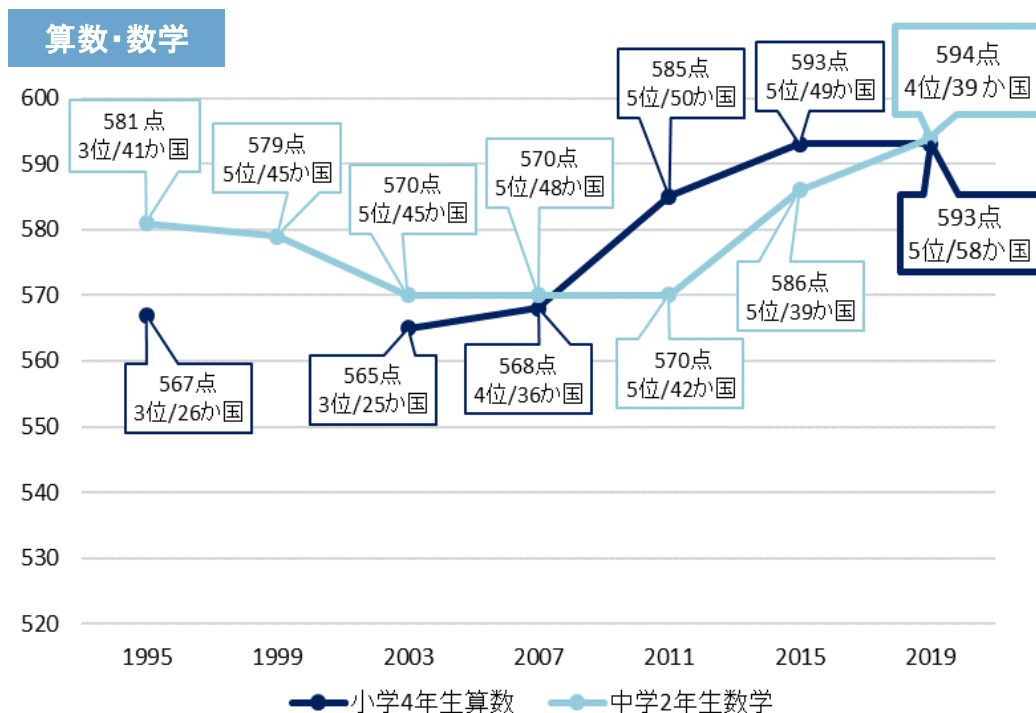
- TIMSSは、国際教育到達度評価学会(IEA)が、児童生徒の算数・数学、理科の教育到達度を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の教育上の諸要因との関係を明らかにするため、1995年から4年ごとに実施。
- 2019年調査には、小学校は58か国・地域、中学校は39か国・地域が参加。
- 我が国では、IEAの設定した基準に従い、小学校4年生約4200人(147校)、中学校2年生約4400人(142校)が参加し、平成31(2019)年2月から3月に実施。
(今回から、筆記型調査とコンピュータ使用型調査を選択することができ、日本は筆記型調査により参加。)

【結果概要】

- 教科の平均得点(標準化されており、経年での比較が可能)については、小学校・中学校いずれも、算数・数学、理科ともに、引き続き高い水準を維持している。前回調査に比べ、小学校理科においては平均得点が有意に低下しており、中学校数学においては平均得点が有意に上昇している。
- 質問紙調査については、小学校・中学校いずれも、算数・数学、理科ともに、算数・数学、理科の「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は増加している。小学校理科について「勉強は楽しい」と答えた児童の割合は、引き続き国際平均を上回っているが、小学校算数、中学校数学及び中学校理科について「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は、国際平均を下回っている。

※500点は1995年調査の平均点(TIMSS基準値)であり、それ以降の各調査の国際平均得点は公表されていない。

【平均得点の推移】※小学4年生は1999年調査実施せず



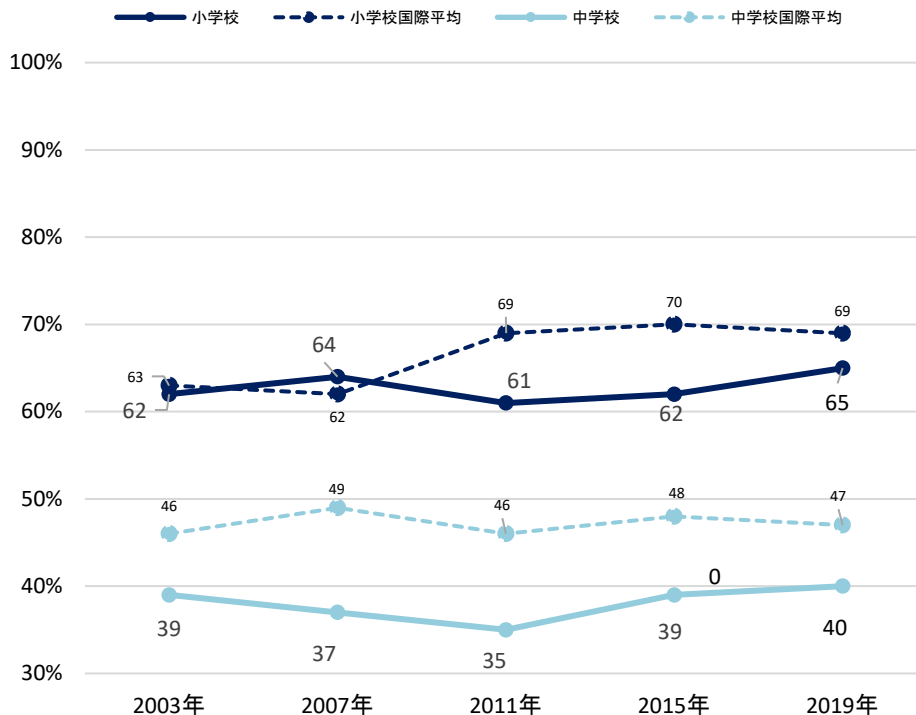
我が国の質問紙調査の結果（算数・数学）

- 小学校、中学校ともに、算数・数学の「勉強は楽しい」「得意だ」と答えた児童生徒の割合は増加しているが、国際平均より下回っている。
- 中学校において、「数学を勉強すると、日常生活に役立つ」「数学を使うことが含まれる職業につきたい」と答えた生徒の割合は、国際平均より下回っている。
- いずれにおいても、肯定的な回答と平均得点の高さについては、正の関連が見られた。

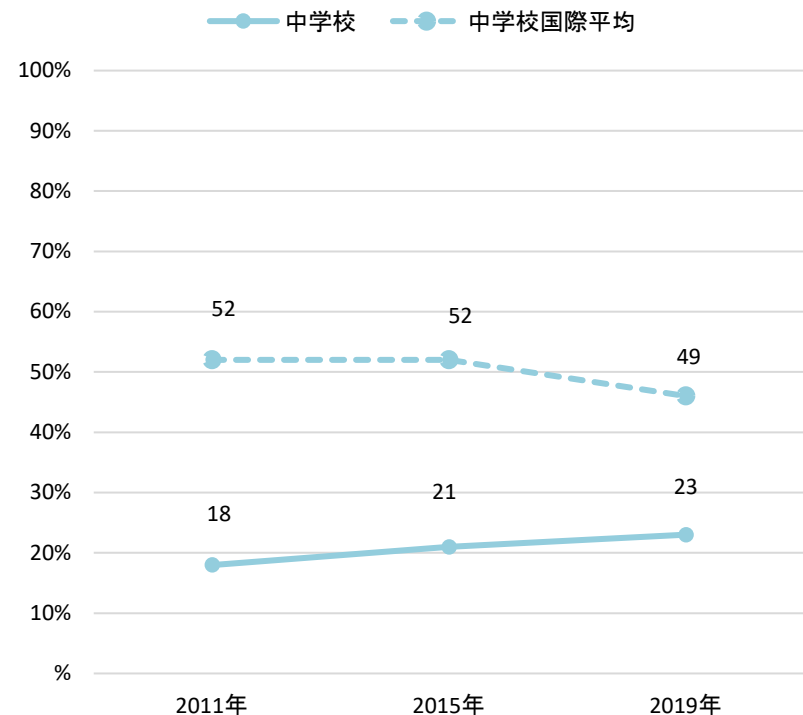
●各質問項目の肯定的回答の変化

算数・数学は得意だ

※実際の質問項目は「わたしは算数が苦手だ／数学は私の得意な教科ではない」であり、この質問に対して「まったくそう思わない」「そう思わない」と答えた児童生徒の割合をグラフにしている。



数学を使うことが含まれる職業につきたい



※数値は「強くそう思う」「そう思う」と回答した児童生徒の小数点第1位までの割合を合計し、さらにその小数点第1位を四捨五入したもの。

※国際平均については、調査参加国・地域が毎回異なる点に留意する必要がある。

※質問紙調査は1995年から実施されているが、項目の変化等により経年で比較できるのは2003年以降（「数学を使うことが含まれる職業につきたい」は2011年以降）の調査結果になる。

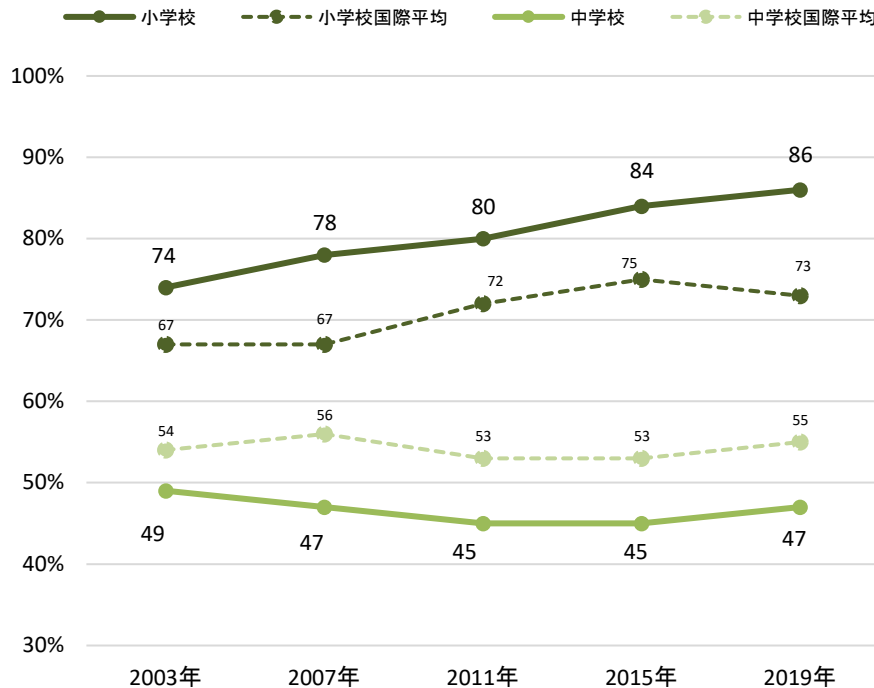
我が国の質問紙調査の結果（理科）

- 小学校において、理科の「勉強は楽しい・得意だ」と答えた児童の割合は増加しており、引き続き、国際平均より上回っている。
- 中学校において、「理科を勉強すると、日常生活に役立つ」「理科を使うことが含まれる職業につきたい」と答えた生徒の割合は、前回調査より増加しているが、国際平均より下回っている。
- いずれにおいても、肯定的な回答と平均得点の高さについては、正の関連が見られた。

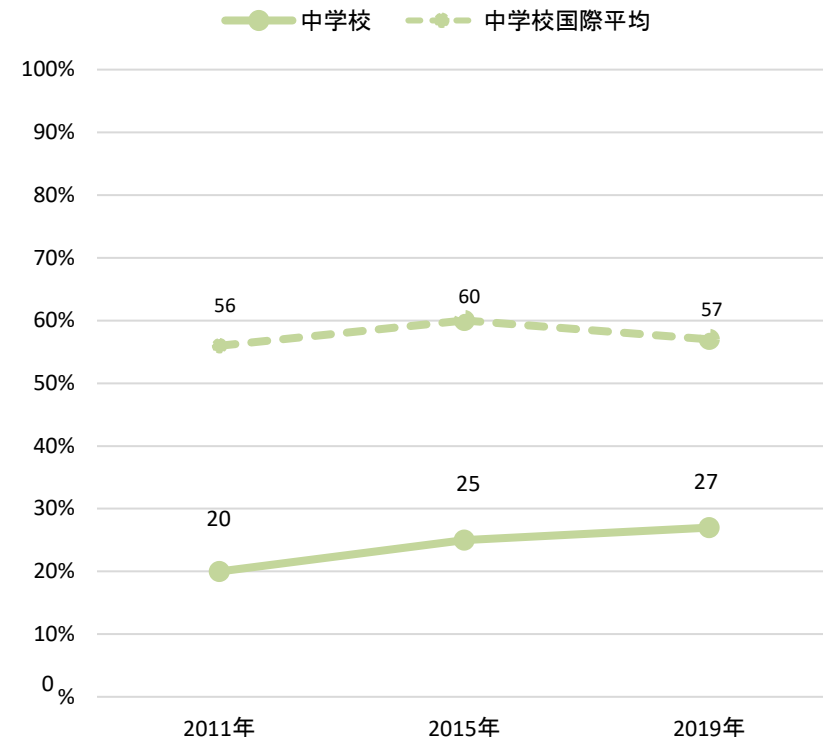
● 各質問項目の肯定的回答の変化

理科は得意だ

※実際の質問項目は「わたしは理科が苦手だ／理科は私の得意な教科ではない」であり、この質問に対して「まったくそう思わない」「そう思わない」と答えた児童生徒の割合をグラフにしている。



理科を使うことが含まれる職業につきたい



※数値は「強くそう思う」「そう思う」と回答した児童生徒の小数点第1位までの割合を合計し、さらにその小数点第1位を四捨五入したもの。

※国際平均については、調査参加国・地域が毎回異なる点に留意する必要がある。

※質問紙調査は1995年から実施されているが、項目の変化等により経年で比較できるのは2003年以降（「理科を使うことが含まれる職業につきたい」は2011年以降）の調査結果になる。

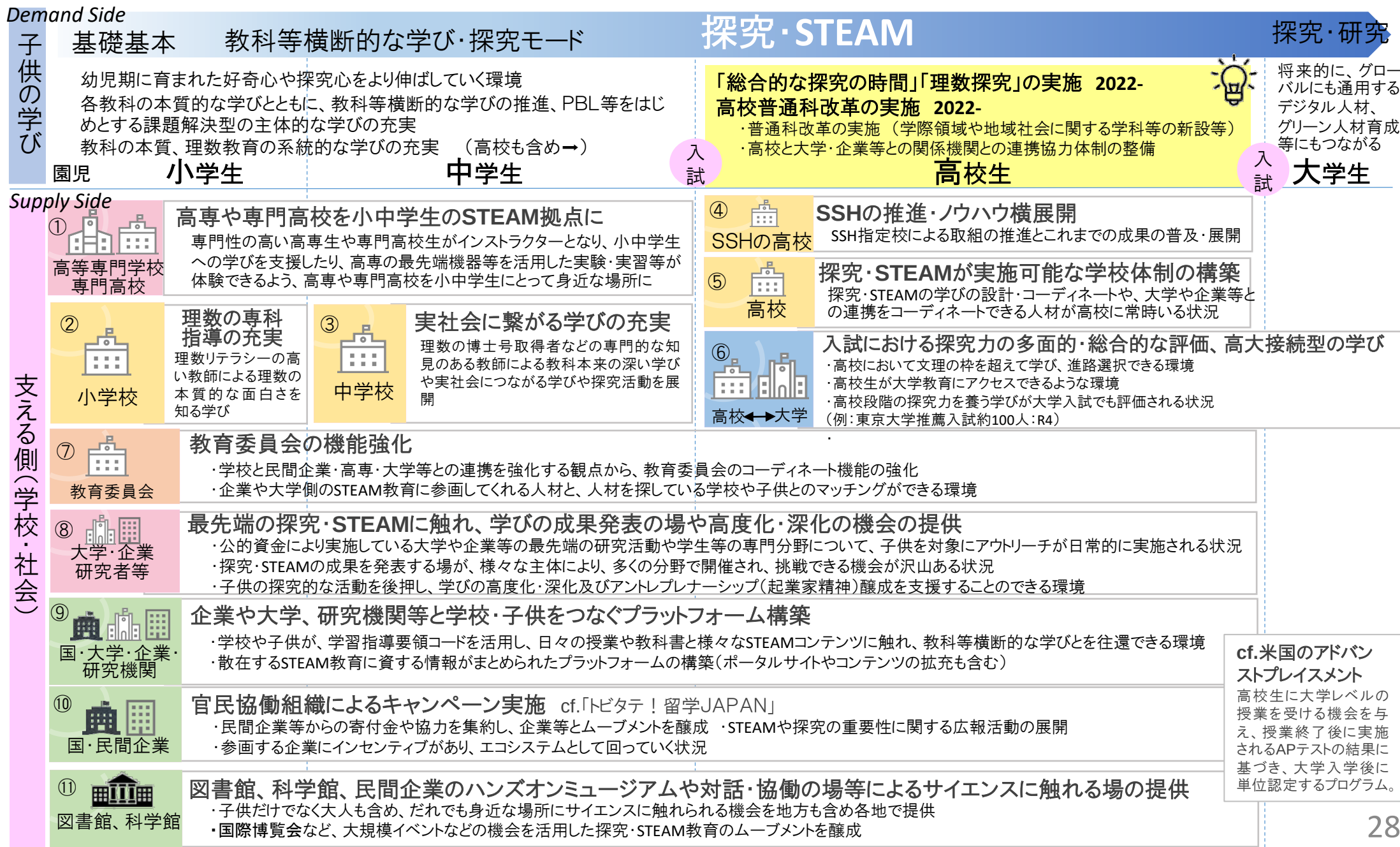
3. 3本の政策と実現に向けたロードマップ

【政策2】探究・STEAM教育を社会全体で支えるエコシステムの確立＜目指すイメージ①＞

「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」
(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)より抜粋

＜探究・STEAM教育を支えるエコシステム＞

小学生の頃から、子供の「なぜ?」「どうして?」を引き出す好奇心に基づいたワクワクする学びの実現や、高校段階で本格的な探究・STEAMの学びが実現できるよう、学校だけでなく、社会全体で学校や子供たちの学びを支えるエコシステムを確立する。



3. 3本の政策と実現に向けたロードマップ

【政策3】文理分断からの脱却・理数系の学びに関するジェンダーギャップの解消＜目指すイメージ＞

男女問わず、高校段階の理数は世界トップレベルであるにもかかわらず、子供の頃から「女子は理系には向いていない」など根拠のないバイアスが保護者・学校・社会からかかり、女子の理系への進路選択の可能性が狭められている状況について、出口となる大学側の学部や修士・博士課程の再編・拡充や職業観の変容などを同時並行で進めていき、ジェンダーギャップを解消し、子供の主体的な進路選択を実現する。どのような学びを選択するのかについては、バイアスがかからない状況下で個々の意思で判断できるようにすることが重要である。また、男女問わず、学校段階が上がるにつれ理数の楽しさが失われていく状況を解消し、早期の文理分断から脱却する。

現状・課題

目指す姿

博士

修士

学部

高校

中学校

小学校

♂♀：ジェンダーギャップ関係



ライフイベントとの両立のしづらさ

研究者として就職した際のライフイベントに伴う研究中断やキャリアパスへの不安



ハラスメントへの不安

研究室におけるハラスメントの事例とその不安

経済的不安

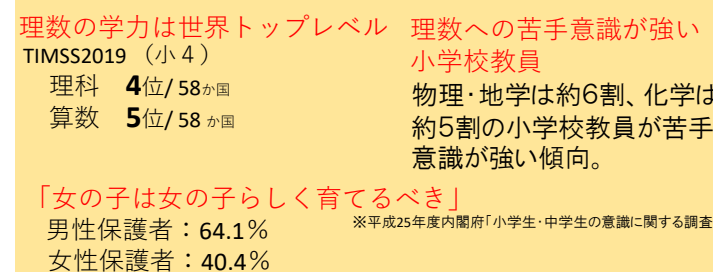
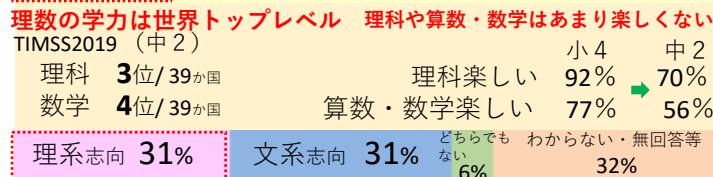
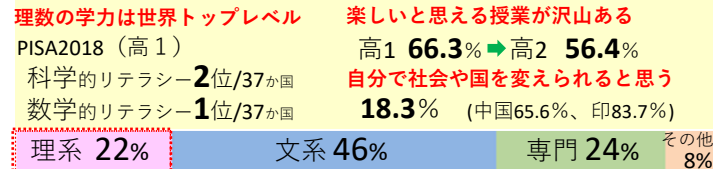
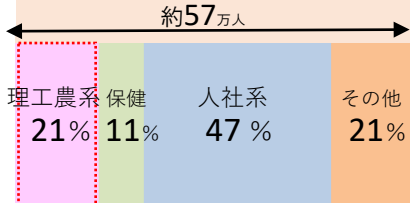
博士課程に進学しない理由のトップは「経済的な不安」



高校段階の学びの変化に対応した学部段階の受け皿がない

例えば、現在のジェンダーバイアスが解消され、高校段階で理数科目を中心に学ぶ女子高校生が増えたとしても、学部段階の受け皿がない

学部教育段階の文理分断



約100万人
一学年あたりの児童・生徒・学生数

- ・ 高校段階の文理分断
- ・ 文理の志向が「わからない」中学生が、高校段階で「文系」に流れる

理系の職業にイメージがわからない
例：安定した進路として薬学・看護学を志向

- ・ 理数はできるが楽しくない・好きでなくなる
- ・ 「理数を使う職業」につきたいと思わない

- ・ 教員の物理・地学・化学への苦手意識
- ・ 抽象度が上がっていく高学年の理科

ジェンダーバイアスがかかり始める

- ・ 女の子は女の子らしく
- ・ 女子は理系には向いていない
- ・ 女の子なのに算数でできてすごいね

苦手意識が生まれる

- ♂♀ ⑬ 女性が理系を選択しない要因の大規模調査



- ⑫ ライフイベントと両立できる研究環境の整備による不安解消



- ⑪ ハラスメントの徹底防止
透明性の高い大学運営の確立

- ⑩ 博士課程学生への継続的な経済的支援の着実な実施

- ⑨ 学部や修士・博士課程の再編・拡充

- ⑧ 文理選択科目の確保等による文理分断からの脱却

- ⑦ 入試における探究力の多面的・総合的な評価

- ⑥ 高校段階の早期の学習コース分けからの転換による文理分断からの脱却

- ⑤ 高校普通科改革



- ④ 産学双方からのロールモデルの発信・職業に関する情報不足の解消

- ③ 理数の博士号取得者などの専門的な知見のある教師による教科本来の深い学びや実社会につながる学びや探究活動を展開

- ② 専門性を持った教師が理数科目を担当



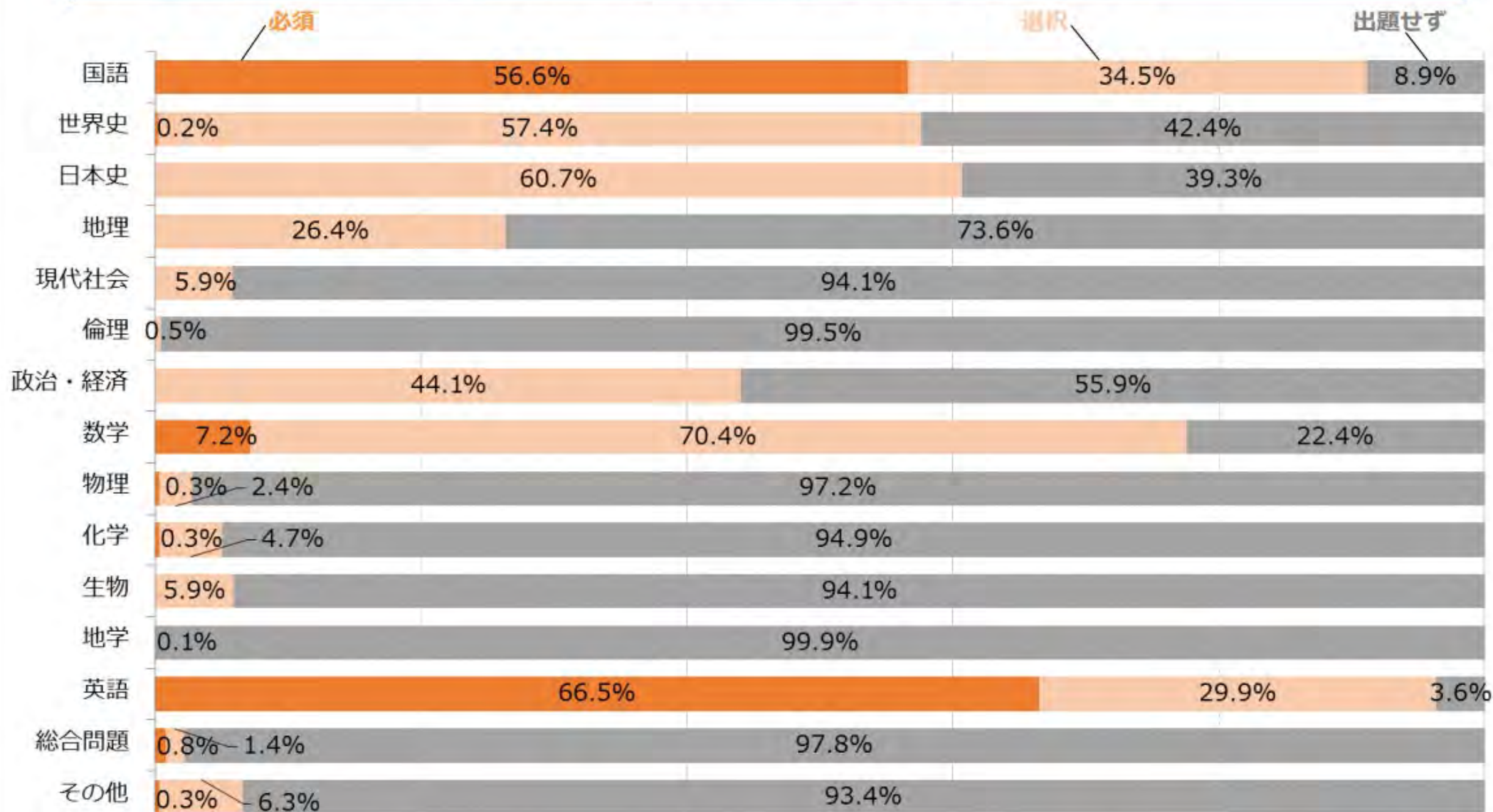
- ① 保護者や学校、社会によるジェンダーバイアスの排除
子供が主体的に進路選択できる環境、社会的ムーブメントの醸成

女性が理系を選択しない各要因が、それぞれの段階で具体的にどう作用したのかを調査・分析し、文理の選択や志向が傾いた要因やタイミングを明らかにし、各施策の立案や改善に活用するための調査を実施

一般入試での個別学力検査における各科目の出題状況（社会科学／商学・経済学関係）

新規

社会科学系の学科のうち、商学・経済学関係において、一般入試で個別学力検査を課す選抜区分では、英語（必須+選択 96.4%）、国語（同 91.1%）、数学（同 77.6%）を出題する選抜区分が多い。



n=1,760選抜区分
※国公立計

【出典】文部科学省「大学入学者選抜における英語4技能評価及び記述式問題の実態調査（令和2年度）」

72

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。

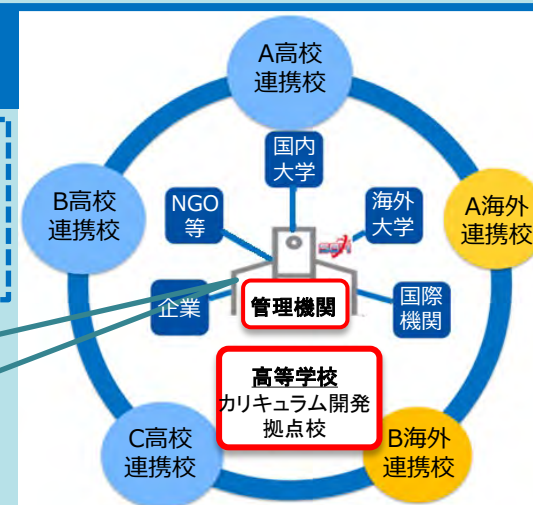
AL（アドバンスド・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスド・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

委託先

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等

箇所数
単価
期間

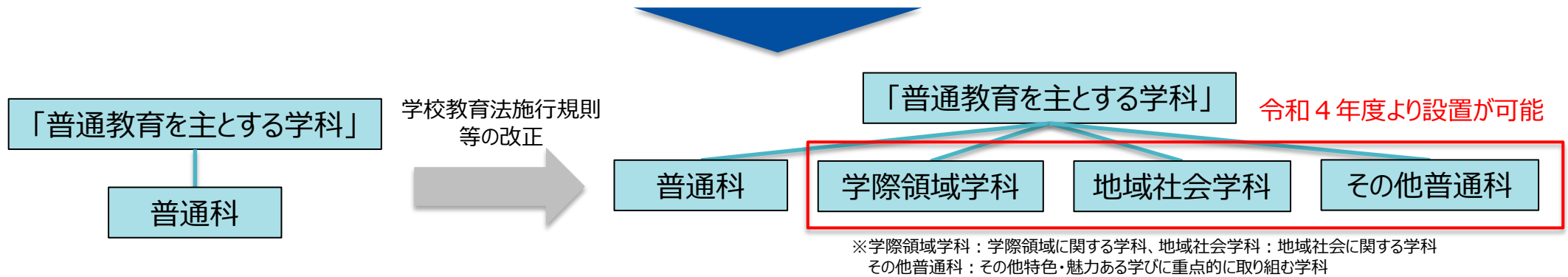
- カリキュラム開発：16拠点（継続12＋新規4【拡充】）、870万円程度／拠点・年、原則3年
- 個別最適な学習環境の構築【拡充】：5拠点、660万円程度／拠点・年、原則3年

委託
対象経費

- カリキュラム開発に必要な経費（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）
- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

高等学校設置基準の改正（概要）

- 普通科には高校生の約 7 割が在籍する一方で、**生徒の能力・適正や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題がある**との指摘もなされており、「普通」の名称から**一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすい**ところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた**特色・魅力ある教育を実現**する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、**生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようにする**。



学際領域学科

現代的な諸課題のうち、**SDGsの実現**や**Society5.0の到来に伴う諸課題**に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会が抱える諸課題**に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

高等学校設置基準の改正（新学科の要件）

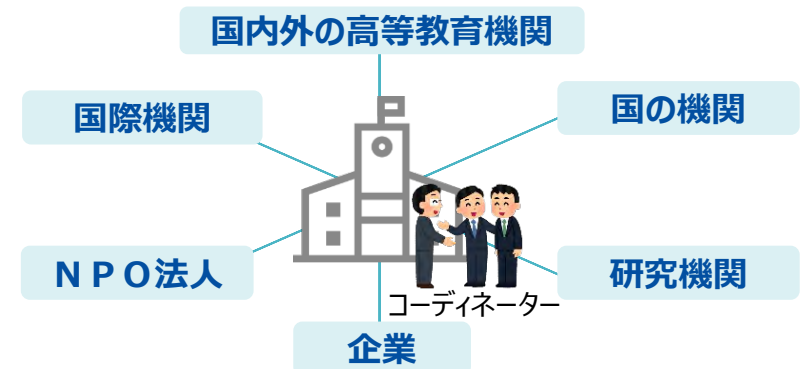
- （１）各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、２単位以上を全ての生徒に履修させること
- （２）学際領域学科においては、大学等の連携協力体制を整備すること
- （３）地域社会学科においては、地域の行政機関等との連携協力体制を整備すること
- （４）学際領域学科及び地域社会学科においては、関係機関等との連携を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めること

新たな学科において考えられる学校設定科目の例

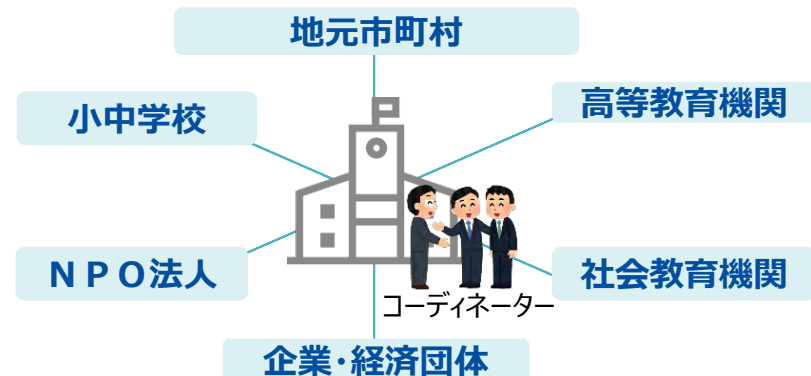
社会科学 研究	社会科学的な考え方をを用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案
クリティカル シンキング	文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成
グローバル探 究	データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施
地域学	フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成

連携協力体制

<学際領域学科の例>



<地域社会学科の例>



新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも学習指導要領に規定していた指導上の工夫について整理して規定。

総則

高等学校学習指導要領

第1章 総 則

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等

高等学校学習指導要領

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 〇〇〇〇

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。

高等学校学習指導要領

第2章 各学科に共通する各教科

第4節 理 科

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

第1章 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

1. 大学入学者選抜に求められる原則

原則① 当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定

- ・各大学が主体的に実施 ・一定のルールをガイドラインとして定めることも重要
- ・卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針と連動した入学者受入れの方針の策定の必要性
※選抜という視点に加え、大学と入学者との望ましいマッチングを図る視点も重要

原則② 受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保

- ・同一選抜区分での公平な条件での選抜、入試情報の公表（形式的公平性の確保）
※同一日・同一試験問題による選抜のみでなく、明確な選抜基準の下、多様な選抜資料を活用することを含む
- ・地理的・経済的条件、障害のある受験者への合理的配慮 等（実質的公平性の追求）

原則③ 高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- ・高大の円滑な接続（生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の涵養を目指す教育改革に資する選抜）
- ・入学志願者への教育上の配慮（教科・科目等を変更する場合は2年程度前の告知の必要性、入試日程等の遵守）

2. これまでの教訓を踏まえた大学入学者選抜の改善に係る意思決定のあり方

- (1) 議論の透明性、データやエビデンスの重視、多様な意見聴取
- (2) 実現可能性の確認、工程の柔軟な見直し
- (3) 高等学校教育から大学教育までの全体を視野に入れた検討の必要性

3. コロナ禍での大学入学者選抜をめぐる状況変化

- (1) 大学入学共通テストの重要性の高まり（セーフティネット）
- (2) 面接試験等におけるオンライン化の進展
- (3) 緊急時に入試日程等を協議する仕組みの強化の必要性
- (4) 大学入学者選抜に活用される資格・検定試験の安定的実施の課題
- (5) 秋季入学等の入学時期弾力化への対応の必要性

4. 入試システム全体に目配りした総合的な検討の重要性

(1) 一般選抜と総合型選抜・学校推薦型選抜との役割分担

- ✓総合型選抜・学校推薦型：一般選抜に比較して丁寧で多面的・総合的な選抜（口頭試問、小論文等の高度な記述式問題の出題等も可能）、入学時期の弾力化にも柔軟に対応可能、感染症耐性の向上等の意義

(2) 一般選抜における大学入学共通テストと個別試験との役割分担

- ✓共通テスト：大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度の評価を主とし、安定的で確実な実施を一層重視（セーフティネット）
- ✓個別試験：各大学の入学者受入れの方針に基づき、当該大学が必要とする能力・適性等の評価を一層重視

Ⅱ．「出口における質保証」の充実・強化 関係

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

背景

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要がある。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（１）大学設置基準・設置認可審査

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。
例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等
- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（２）認証評価制度

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。等

（３）情報公表

＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

（４）その他の重要な論点

＜改善・充実の方向性＞

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

大学設置基準等改正の主な具体的内容（質保証システム部会審議まとめを受けた令和4年度改正）

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

Ⅲ. 新しい時代への対応に向けて経済界が期待する大学教育改革

1. 基本的な考え方

(2) 大学教育の質保証の強化

わが国の大学は、定員管理上の必要性や就職を希望する学生への配慮などから、ともすれば、必要な能力や資質が身についていない学生であっても卒業・修了させることがある(※19)。そのため、3つのポリシーのうち「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」が十分に機能しているとは言い難く、「出口における質保証」が不十分である。

これまでの日本企業では、メンバーシップ型の雇用に基づき、入社後の人材育成を重視する傾向が強く、ポテンシャルが高ければ、入社時点での能力やスキルはあまり問われなかった。しかし、グローバル競争が激化し、経済・社会の変化への迅速な対応が求められるようになってきているなかで、企業あるいは部署によっては、即戦力となる人材を求める傾向が現れている。今後、ジョブ型雇用が浸透していけば、企業内人材育成から働き手による自主的・自律的なキャリア形成にシフトしていく傾向が強まることが考えられる。

一方で、近年、多くの企業は採用選考において、学生の学修成果を重視する傾向も強まっており、経済界としても「出口」(卒業・修了時)における質の保証・向上を重視するようになっている。

※19 日本の大学は、学部の4年間で学生が卒業に必要な単位を充たせるように、教員が学生の成績評価を甘くすることなどが行われているとの声がしばしば聞かれる。

Ⅲ. 新しい時代への対応に向けて経済界が期待する大学教育改革

1. 基本的な考え方

(2) 大学教育の質保証の強化

① 3つのポリシーに基づく「教学マネジメント」の確立

各大学は、「出口における質保証」の強化により、学生がきちんと学修する体制を整備すべく、「3つのポリシー」に基づいた、入学から卒業までの一貫した「教学マネジメント」を確立する必要がある。

まず「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、卒業までに身につけるべき最低限の資質・能力の水準に達していない学生には卒業を認めないなど、卒業要件の厳格化を図る必要がある。

教育課程の編成・実施にあたっては、卒業までに身につけるべき資質・能力と各授業科目との関係性を示した「カリキュラム・マップ」や、授業科目の履修に適切な学年と授業内容の理解に必要なとなる事前の知識等を示した「カリキュラム・ツリー」、授業科目のナンバリングを策定・公表し、卒業認定・学位取得に必要な資質・能力を身につけるまでの道筋を明確化すべきである。

一方、履修科目数の上限（キャップ制）について、大学関係者を中心に「密度の濃い学修を実現する観点から必要な制度」との意見があるが、同時に、「キャップ制導入は、学生の自律的、主体的な学修を妨げるもの」との指摘もある。このため、各大学において、キャップ制のメリットとデメリットを総合的に勘案しながら、履修科目数の上限（キャップ制）の導入の是非を検討すべきである。

○授業科目・教育課程の編成・実施関係

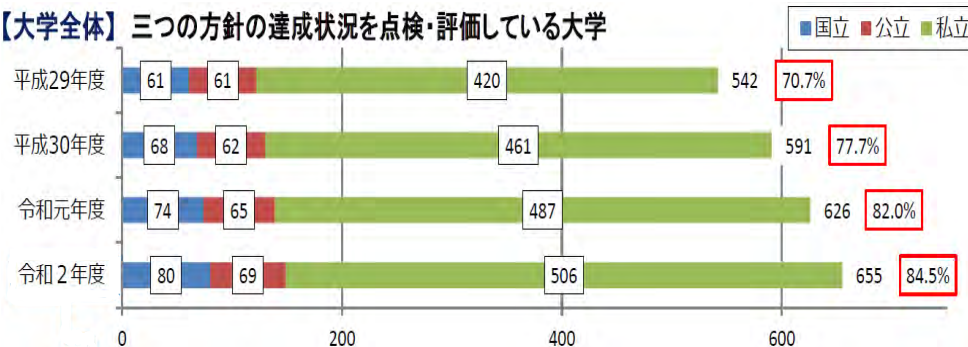
- ・ナンバリングを実施する大学:511大学(68%)
- ・履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャート)を活用する大学:608大学(81%)
- ・シラバスの作成にあたり、内容を担当教員以外が検討・修正する機会を設定する大学:668大学(89%)
- ・能動的学修(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業を実際に行っている大学:720大学(96%)
- ・大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学:640大学(85%)
- ・TAを配置する大学:494大学(64%)
- ・学修ポートフォリオを提供する大学:315大学(41%)
- ・シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載する大学:532大学(71%)
- ・シラバスに授業における学修の到達目標を記載する大学:745大学(99%)
- ・シラバスに各回の授業の詳細な内容を記載する大学:742大学(99%)
- ・シラバスに準備学修に関する具体的な指示を記載する大学:677大学(90%)
- ・シラバスに準備学修に必要な学修時間の目安を記載する大学:513大学(68%)
- ・全ての科目について成績評価基準をシラバスにより明示する大学:737大学(98%)
- ・全ての科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:46大学(6%)
- ・一部の科目について成績評価基準をルーブリックにより明示する大学:224大学(30%)
- ・GPAに応じた履修上限単位数を設定している大学:370大学(49%)

○学修成果・教育成果の把握・可視化関係

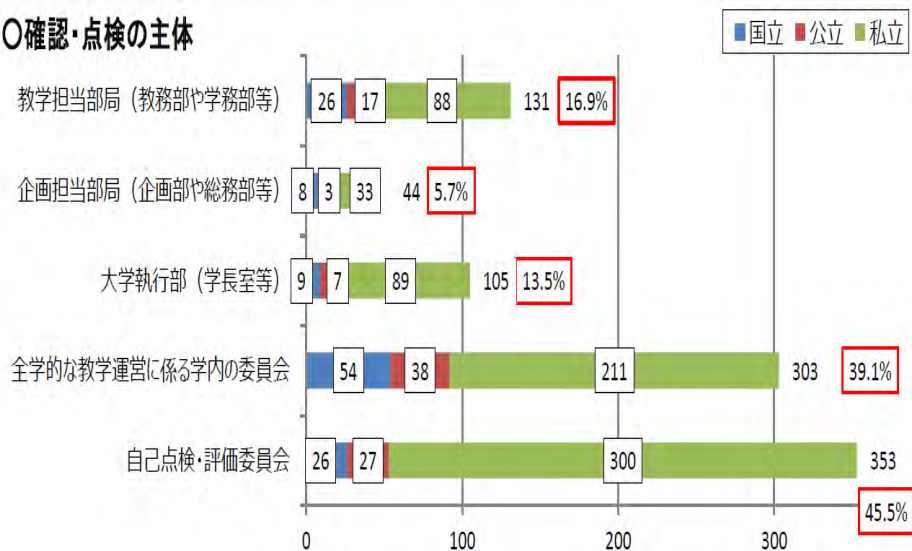
- ・GPA制度を導入している大学:734大学(98%)
- ・GPAを学生に対する個別の学修指導に活用している大学:641大学(85%)
- ・GPAを退学勧告の基準としている大学:257大学(34%)
- ・学生の学修時間や学修行動の把握を行っている大学:667大学(89%)
- ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学:470大学(63%)
- ・ディプロマサプリメントなどの資料を交付している大学:108大学(14%)
- ・アンケート形式により卒業生の意見を聴く機会を設けている大学:486大学(65%)

組織的・体系的な教育改善に関するデータ

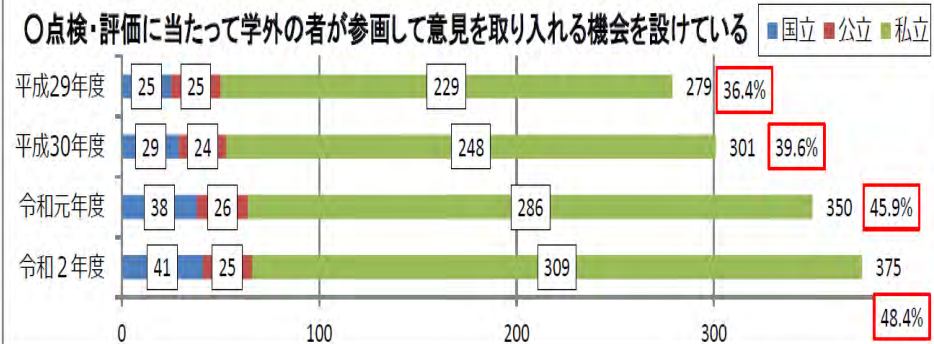
【大学全体】 三つの方針の達成状況を点検・評価している大学



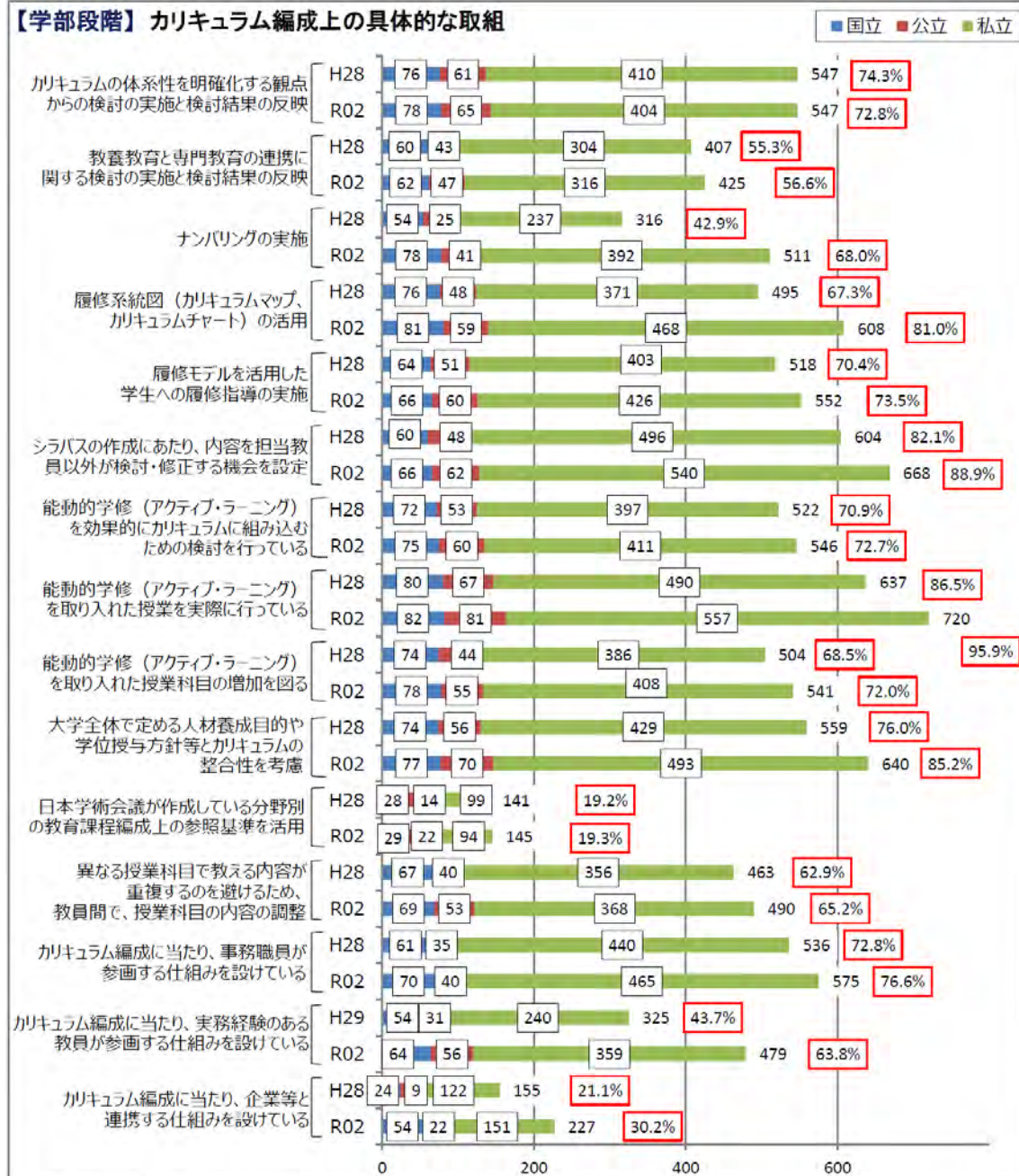
○確認・点検の主体



○点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている

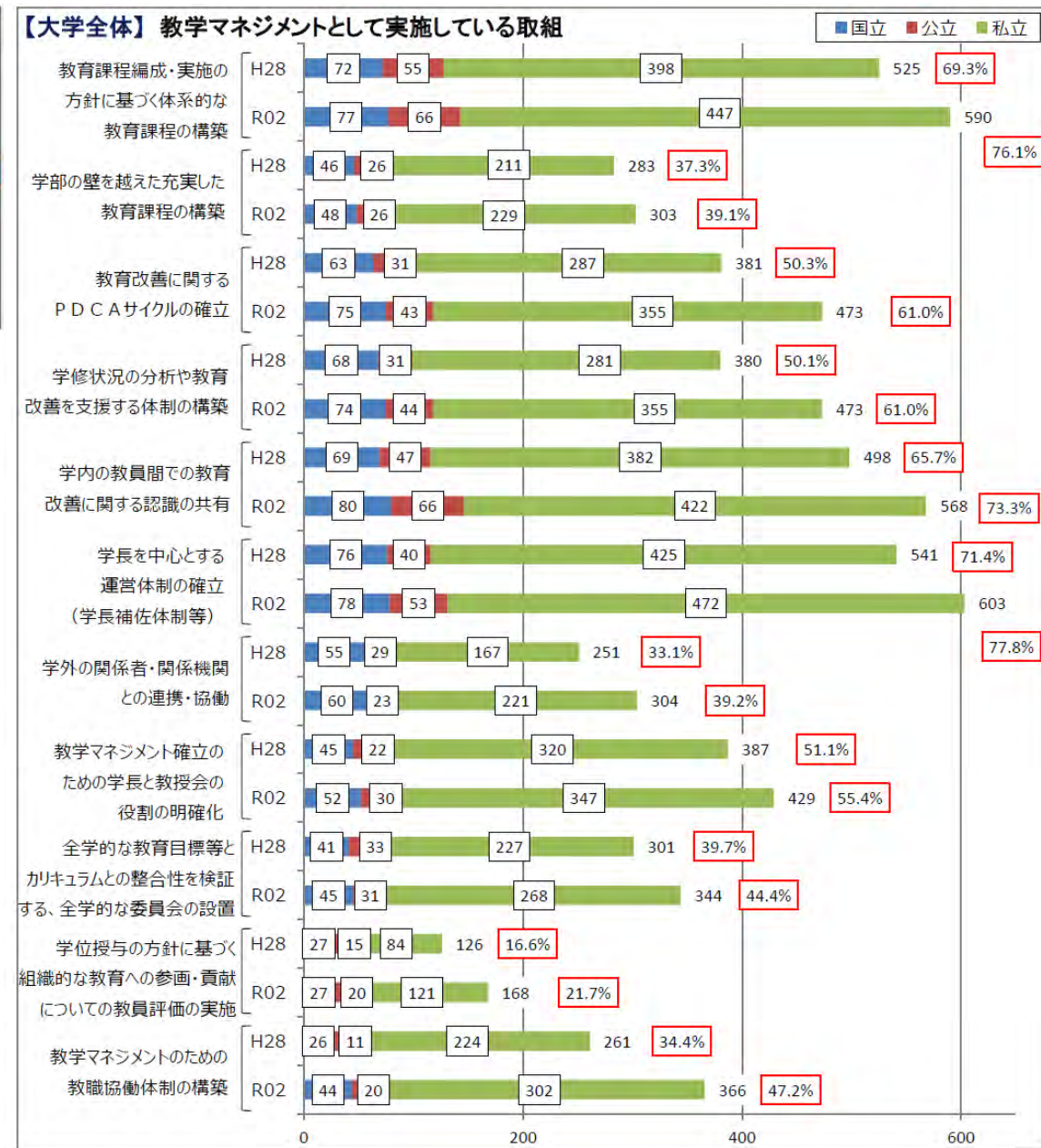
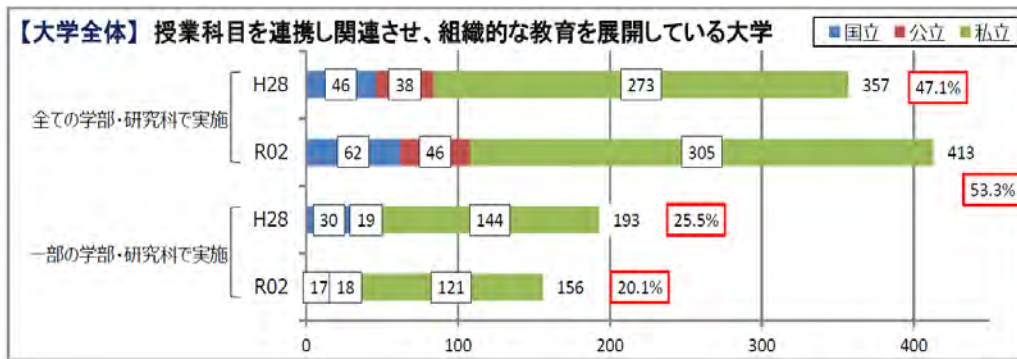


【学部段階】 カリキュラム編成上の具体的な取組



（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



「全国学生調査（第2回試行実施）」の結果について（令和4年10月21日公表）

1. 全国学生調査の目的

全国学生調査は、①各大学の教育改善に活かす、②我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とする、③今後の国における政策立案に際しての基礎資料として活用する、という3つの目的の下に、学修者本位の教育への転換を目指す取り組みの一環として、全国共通の質問項目により、学生目線から大学教育や学びの実態を把握するもの。

2. 試行実施の趣旨・目的等

- 全国学生調査（試行実施）は、令和6年度以降の全国学生調査の本格実施に向けて、適切な調査方法や質問項目などを整理・検証するために実施するもの。第1回試行実施は令和元年度に実施。
- 第2回試行実施においては、第1回から以下の点を変更しており、第1回と第2回の結果の比較、経年変化を把握する調査設計にはなっていないことに留意。

区分	調査対象	調査時期	質問項目数
第1回試行実施	大学3年生	令和元年11月～12月	36問
第2回試行実施	大学2年生、最終学年 短期大学2年生	令和4年2月	60問（コロナ禍を踏まえてオンライン授業に関する質問等を追加）

3. 調査方法等

- 大学は任意参加。インターネット調査（スマートフォン、PC等で回答可能）

4. 今後のスケジュール等：

- ・令和4年10月 第2回試行実施の結果公表（令和4年2月に調査実施）



（第2回試行実施の結果を踏まえた質問項目等の検討）

- ・令和4年11月～12月 第3回試行実施
- ・令和5年夏頃 第3回試行実施の結果公表
- ・令和5年夏以降 本格実施に向けた実施方法、質問内容、公表方法等の検討
- ・令和6年以降 本格実施開始

「全国学生調査（第2回試行実施）」の回答状況

3. 結果概要：

(1) 全体の回答状況

対象	対象校数	対象学部数 ※短大においては は学科数	対象学生数 ※短大においては最終学年のみ		有効回答者数 ※短大においては最終学年のみ		回答率
			2年生	4年生以上	2年生	4年生以上	合計
大学 (803校)	582校 (72.5%)	2,117学部	466,351	483,131	59,559	52,782	11.8%
短期大学 (315校)	157校 (49.8%)	304学科	25,433		7,031		27.6%
合計	739校	2,421 学部・学科	974,915		119,372		12.2%

<大学設置者別の回答状況> ※学部2年生と4年生以上の合計

※第1回試行実施は大学のみを対象とし、参加校は515校（67.4%）、回答率は27.3%

区分	対象大学数	対象学部数	対象学生数	有効回答者数	有効回答率
国立 (86大学)	72大学 (83.7%)	443学部	181,762人	28,023人	15.4%
公立 (98大学)	80大学 (81.6%)	203学部	60,232人	8,506人	14.1%
私立 (619大学)	430大学 (69.5%)	1,471学部	707,488人	75,812人	10.7%

<短期大学設置者別の回答状況>

区分	対象大学数	対象学科数	対象学生数	有効回答者数	有効回答率
公立 (14大学)	9大学 (64.3%)	25学部	1,931人	438人	22.7%
私立 (301大学)	148大学 (49.1%)	279学部	23,502人	6,593人	28.1%

「全国学生調査（第2回試行実施）」で明らかになった学習時間に関する傾向（概要）

≪全般的な傾向≫

- 大学2年生は、授業への出席時間が長い一方で、予習・復習・課題など授業に関する学習が短い。これは、履修単位の上限設定（キャップ制）が十分に機能しておらず、学生が過剰な単位登録をし、結果として密度の濃い学習が十分に行われていない状況を表していると考えられる。
- 4年生以上（最終学年）の学生は、大学2年生に比しても、授業への出席時間、授業に関する学習時間ともに短い傾向にあるほか、卒業論文等に多くの時間を費やしている学生がいる一方で、これらにほとんど取り組んでおらず、実質的に学習時間が極めて短い学生も一定数いることが伺える。

≪分野別の傾向≫

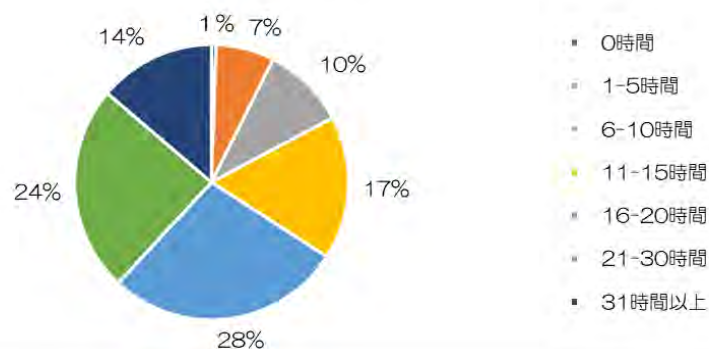
- 人文、社会は、授業に関する学習時間（予習、復習、課題等）が短い傾向にある。また、予習・復習・課題以外の学習時間についても短いことから、全般的に学習時間が短い傾向にある。また、4年生以上でも、卒論等に取り組む時間が短い学生が比較的多い。
- 理学・工学、農学は、2年生は授業への出席時間、授業に関する学習時間ともに他分野に比してやや長い傾向にある。4年生以上は、授業への出席時間は短いが、卒業論文等に費やす時間が長い。
- 医学、歯学、薬学、保健は、2年生、4年生以上ともに授業への出席時間が長い。また、授業に関する学習時間も比較的長いほか、4年生以上は、予習・復習・課題以外の学習時間（読書、実技の練習、資格試験の勉強等）が長い（特に医学）。
卒業論文等については、医学・歯学で取り組んでいる学生は少ないが、薬学・保健は、卒業論文等について、人文、社会と同程度に取り組んでいる。

今年度後期の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間はそれぞれのくらいですか。【2年生】

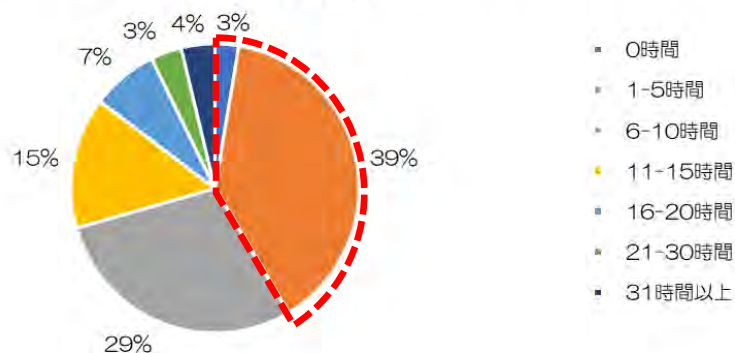
○2年生は授業への出席について週16時間以上が66%であるが、**予習・復習等の授業に関する学習**は5時間以下が41%であり、授業に関する学習時間が短いことは課題である。

○**分野別**の状況を見ると、**授業への出席**については16時間以上となる場合で医学（6年制）（78%）、保健（74%）等が高い水準。**授業に関する学習**は、5時間以下となる場合では社会（50%）等の割合が高かった。

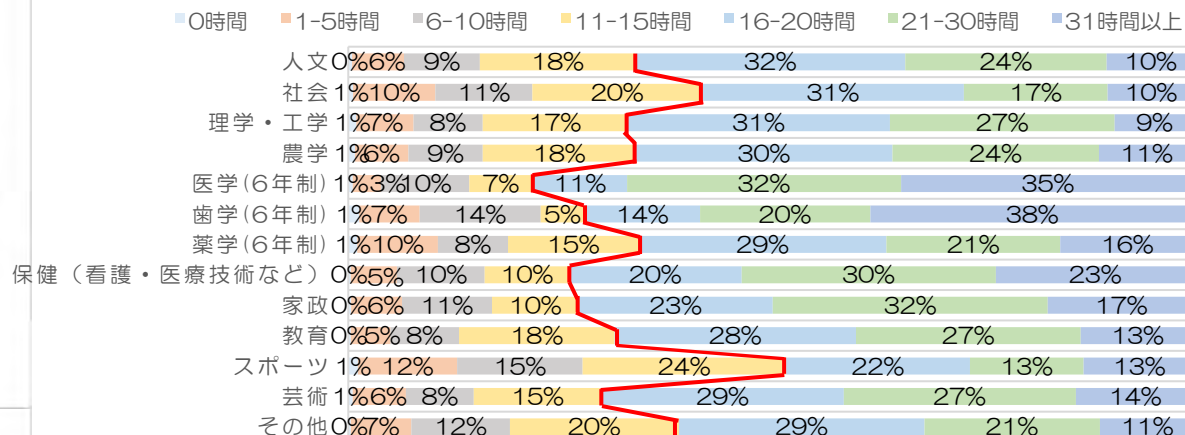
Q47 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む



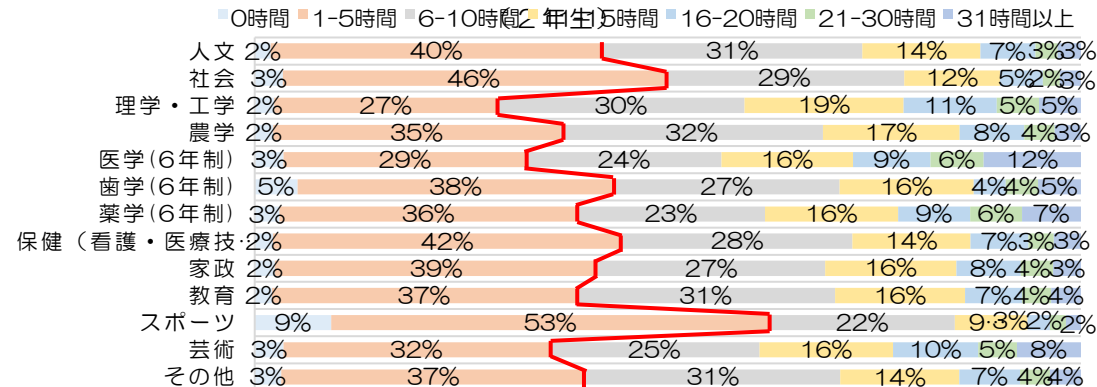
Q49 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く



Q47 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む（2年生）



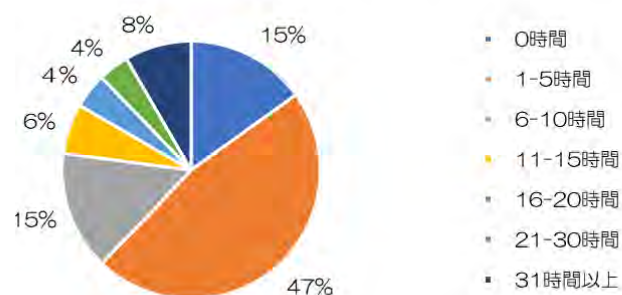
Q49 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く



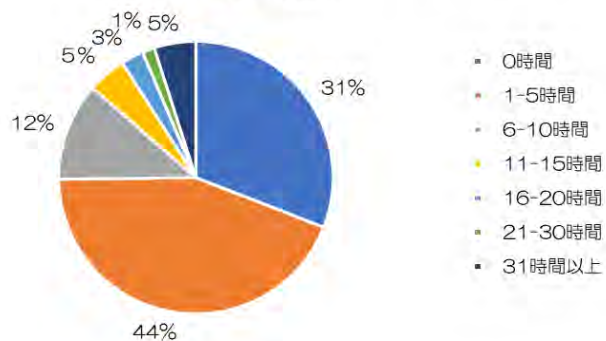
今年度後期の授業期間中の平均的な1週間(7日間)の生活時間はそれぞれのくらいですか。【4年生以上】

- 4年生以上は**授業への出席**について5時間以下が62%であるが、**授業に関する学習**は5時間以下が75%。
- **分野別**では、**授業への出席**が5時間以下の割合は人文(68%)、社会(68%)、理学・工学(69%)、農学(69%)等で高く、歯学(23%)、薬学(22%)等で低い。
- **授業に関する学習**については、同様に5時間以下の割合が人文(81%)、社会(79%)、理学・工学(78%)、農学(84%)で高く、歯学(48%)、薬学(43%)では低い。

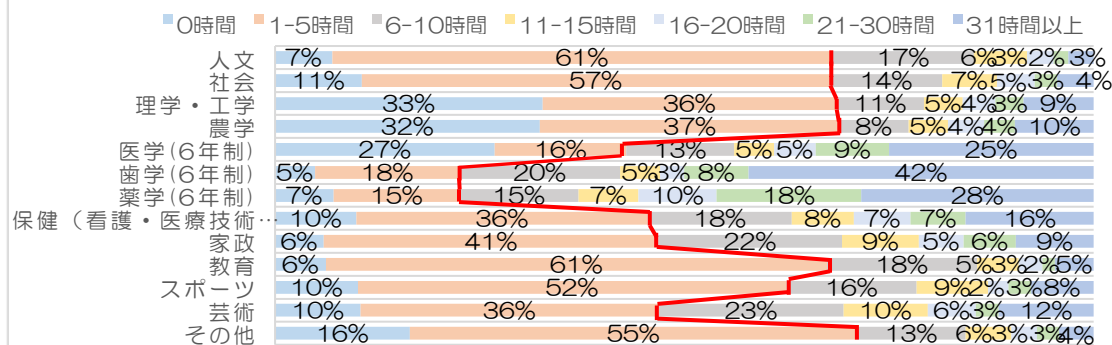
Q47 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む



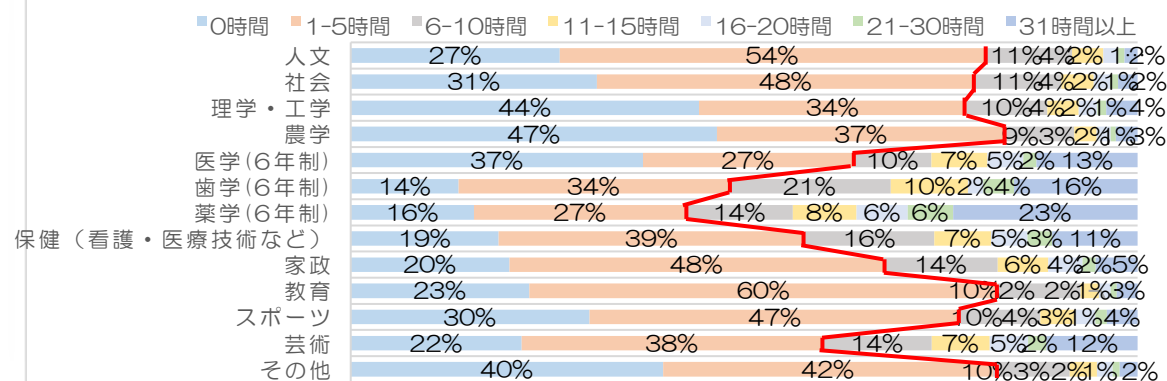
Q49 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く



Q47 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む(4年生以上)



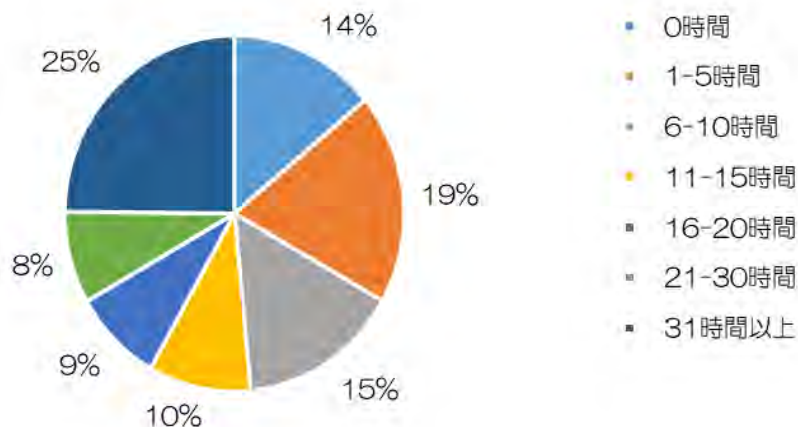
Q49 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く(4年生以上)



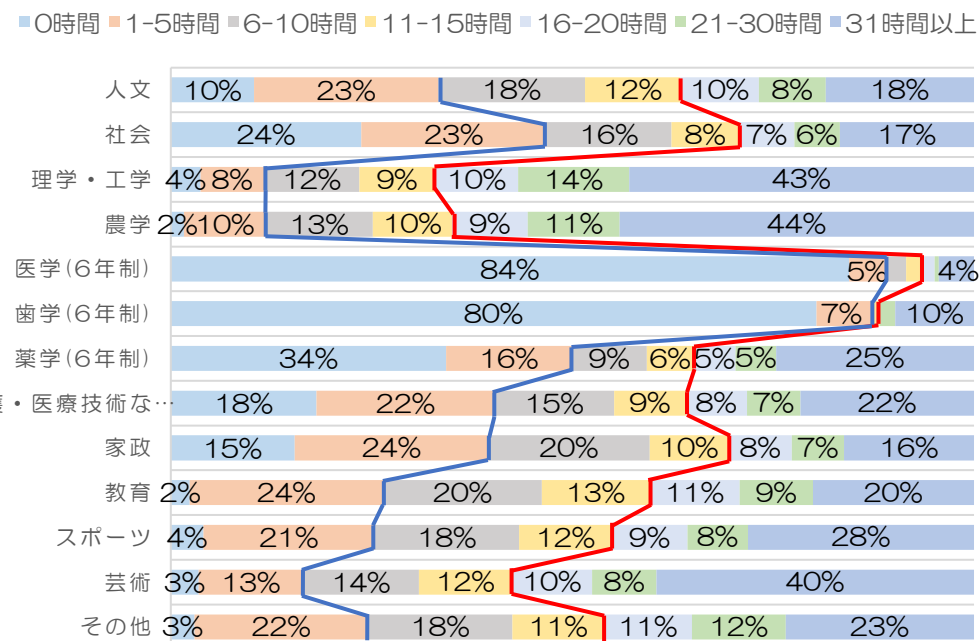
今年度後期の授業期間中の平均的な1週間(7日間)の生活時間はそれぞれのくらいですか。【4年生以上】

- 4年生以上の学生の**卒業論文等に費やす時間**については、16時間以上が42%となる。一方で、卒業論文等に費やす時間が5時間以下となる学生も33%存在する。
- 卒業論文等に費やす時間は分野による差が大きい。16時間以上を費やす割合は理学・工学(67%)、農学(65%)で高く、5時間以下となる割合は医学(89%)、歯学(87%)で非常に高いほか、人文(33%)、社会(47%)においても相当程度の割合に上る。

Q48 卒業論文・卒業研究・卒業制作



Q48 卒業論文・卒業研究・卒業制作 (4年生以上)



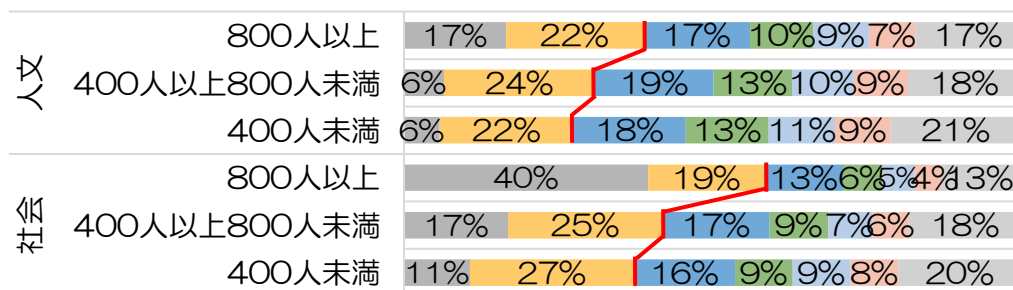
今年度後期の授業期間中の平均的な1週間(7日間)の生活時間はそれぞれのくらいですか。【人社・4年生以上】

○人文、社会とも、規模が大きいほど卒論等に費やす時間が短い傾向。特に大規模・社会分野の学部では、40%の学生が、卒論等に費やす時間が0時間であった。

○授業への出席や授業に関する学習については、人文・社会とも規模の違いによる大きな差異は見られない。

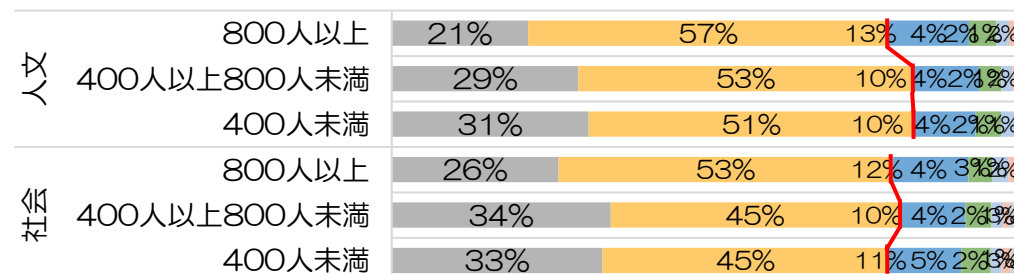
Q48 卒業論文・卒業研究・卒業制作（4年生以上）

■0時間 ■1-5時間 ■6-10時間 ■11-15時間



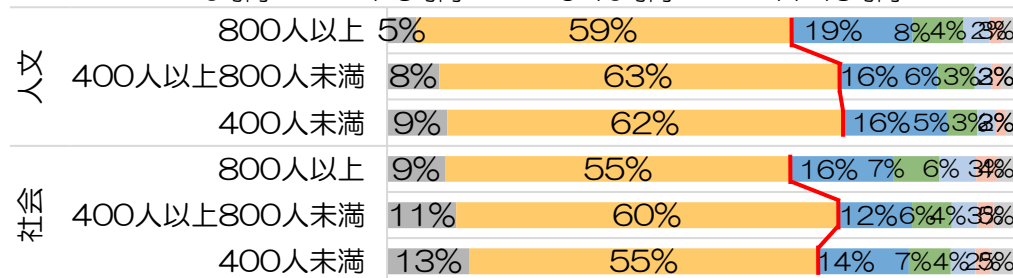
Q49 予習・復習・課題など授業に関する学習 ※卒業論文等は除く（4年生以上）

■0時間 ■1-5時間 ■6-10時間 ■11-15時間



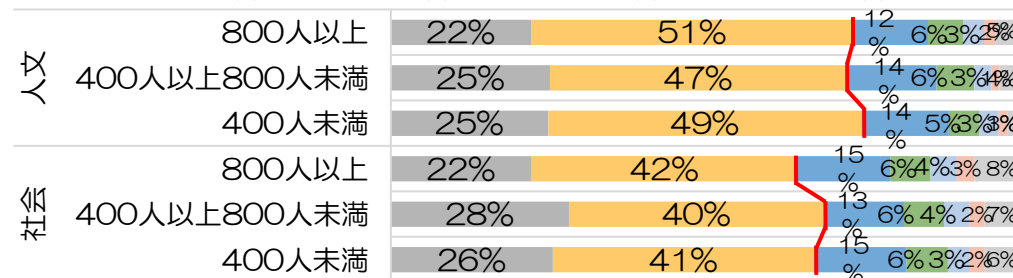
Q47 授業への出席 ※実験・実習、オンライン授業を含む（4年生以上）

■0時間 ■1-5時間 ■6-10時間 ■11-15時間



Q50 授業の予習・復習・課題以外の学習（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）（4年生以上）

■0時間 ■1-5時間 ■6-10時間 ■11-15時間

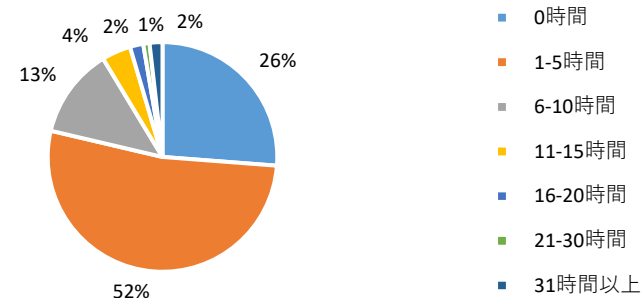


今年度後期の授業期間中の平均的な1週間(7日間)の生活時間はそれぞれのくらいですか。

- 2年生では、**授業の予習・復習・課題以外の学習（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）**については、79%が5時間以下であり、分野による大きな違いは見られない。
- 4年生では61%が5時間以下であったが、**分野別**を見ると、人文（73%）、社会（66%）、農学（70%）、理学・工学（69%）等でその割合が高く、医学（28%）、保健（31%）等で低かった。医学では逆に31時間以上が42%と高く、歯学、薬学、保健においても3割前後存在する。

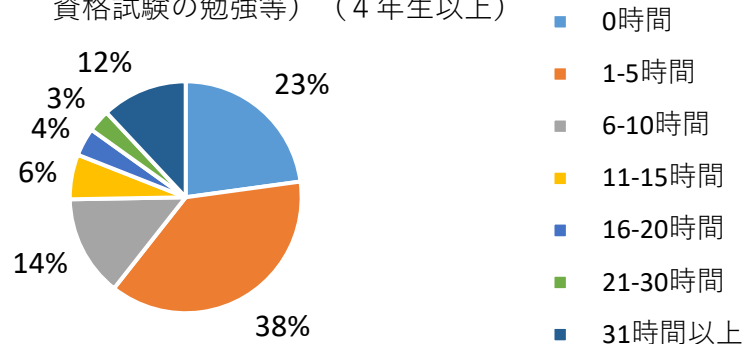
Q50 授業の予習・復習・課題以外の学習

（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）（2年生）



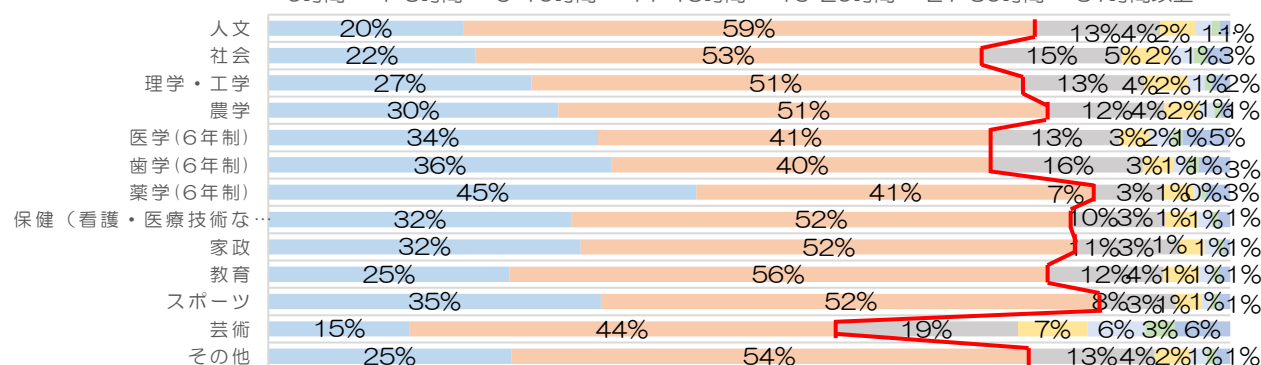
Q50 授業の予習・復習・課題以外の学習

（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）（4年生以上）

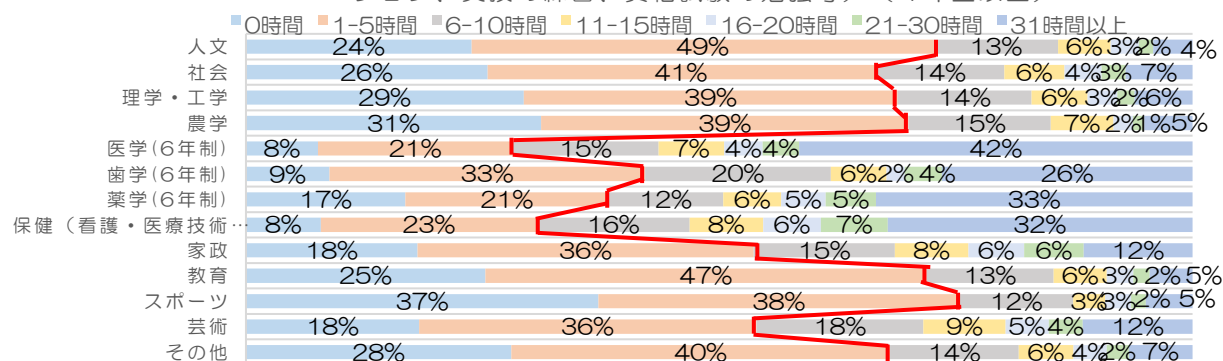


Q50 授業の予習・復習・課題以外の学習

（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）（2年生）



Q50 授業の予習・復習・課題以外の学習（学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等）（4年生以上）



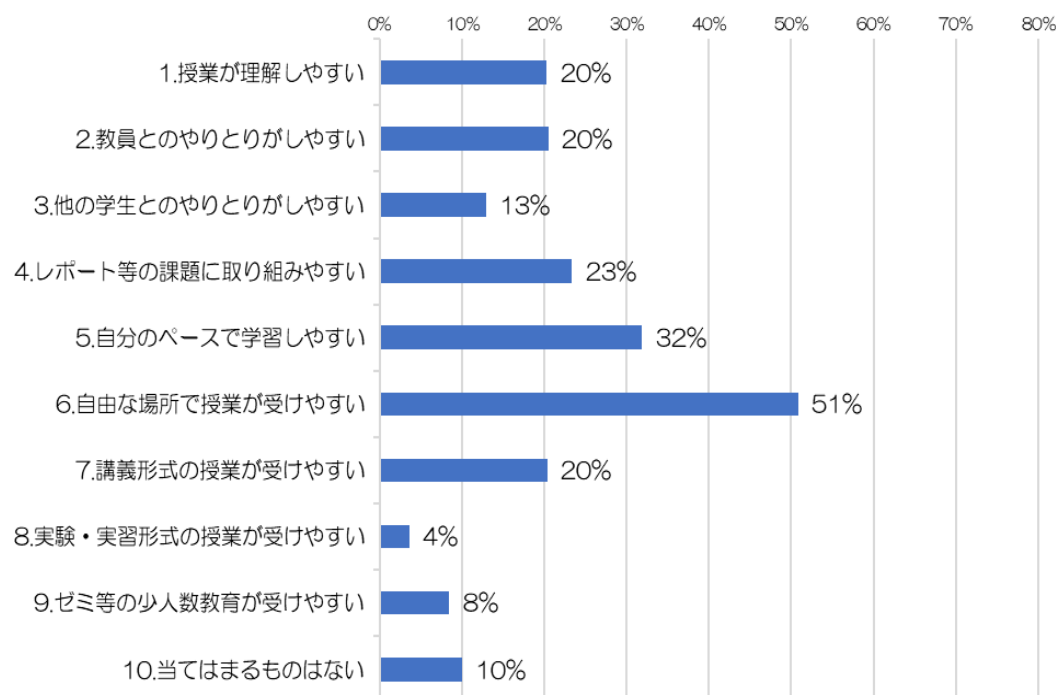
これまでに受けたオンライン授業の対面授業と比べて良かった点・良くなかった点について（同時双方向型）

○同時双方向型の良かった点は、「自由な場所で課題が受けやすい」、「自分のペースで学習しやすい」、「レポート等の課題に取り組みやすい」の順で多かった。

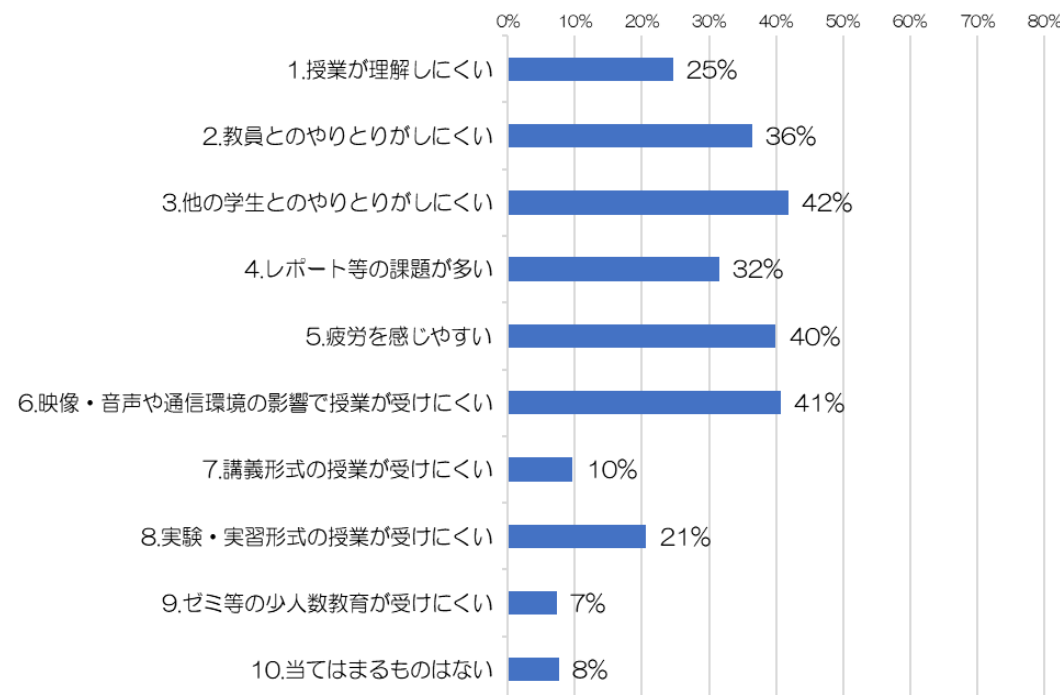
○良くなかった点については、「他の学生とのやりとりがしにくい」、「映像・音声や通信環境の影響で授業が受けにくい」、「疲労を感じやすい」の順で多かった。

※回答は複数選択

Q59S1 対面授業と比べて良かった点＜同時双方向型オンライン授業＞



Q60S1 対面授業と比べて良くなかった点＜同時双方向型オンライン授業＞



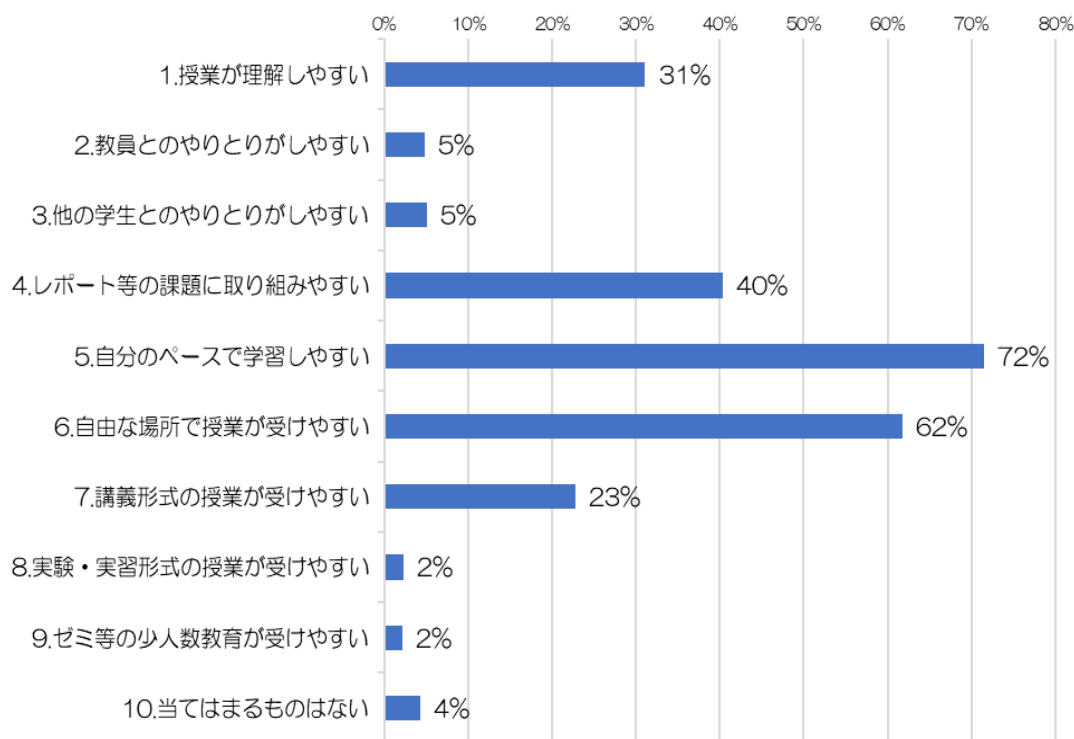
これまでに受けたオンライン授業の対面授業と比べて良かった点・良くなかった点について（オンデマンド型）

○オンデマンド型の良かった点は、「自分のペースで学習しやすい」、「自由な場所で課題が受けやすい」、「レポート等の課題に取り組みやすい」の順で多かった。

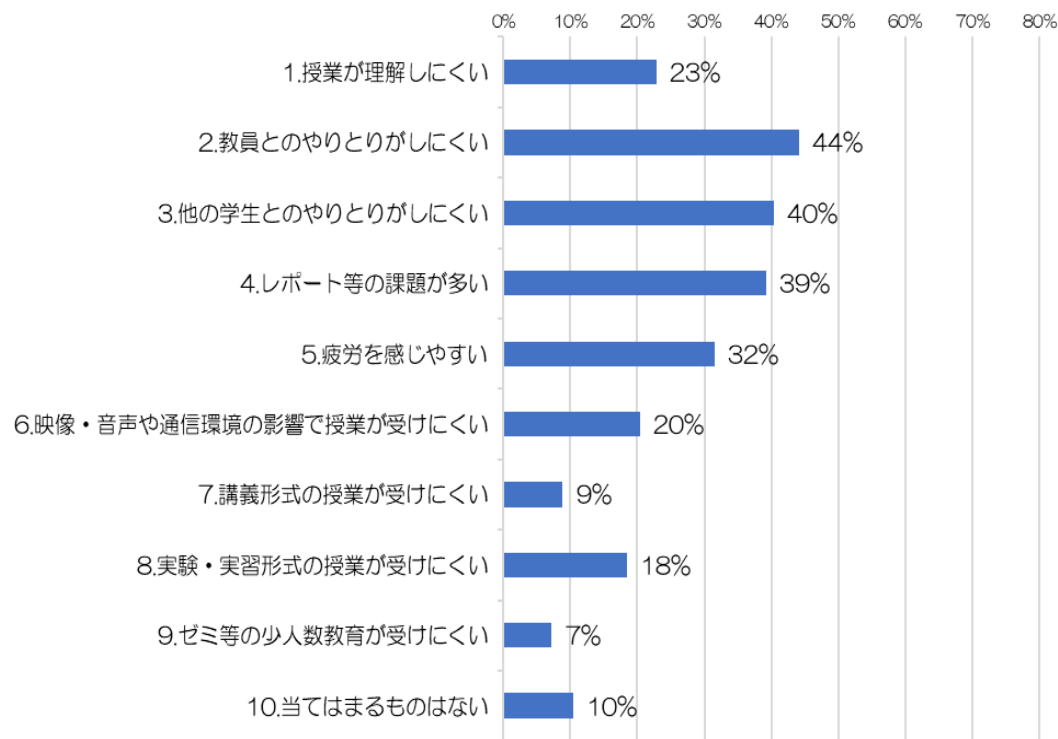
○良くなかった点については、「教員とのやりとりがしにくい」、「他の学生とのやりとりがしにくい」、「レポート等の課題が多い」の順で多かった。

※回答は複数選択

Q59S2 対面授業と比べて良かった点＜オンデマンド型オンライン授業＞



Q60S2 対面授業と比べて良くなかった点＜オンデマンド型オンライン授業＞



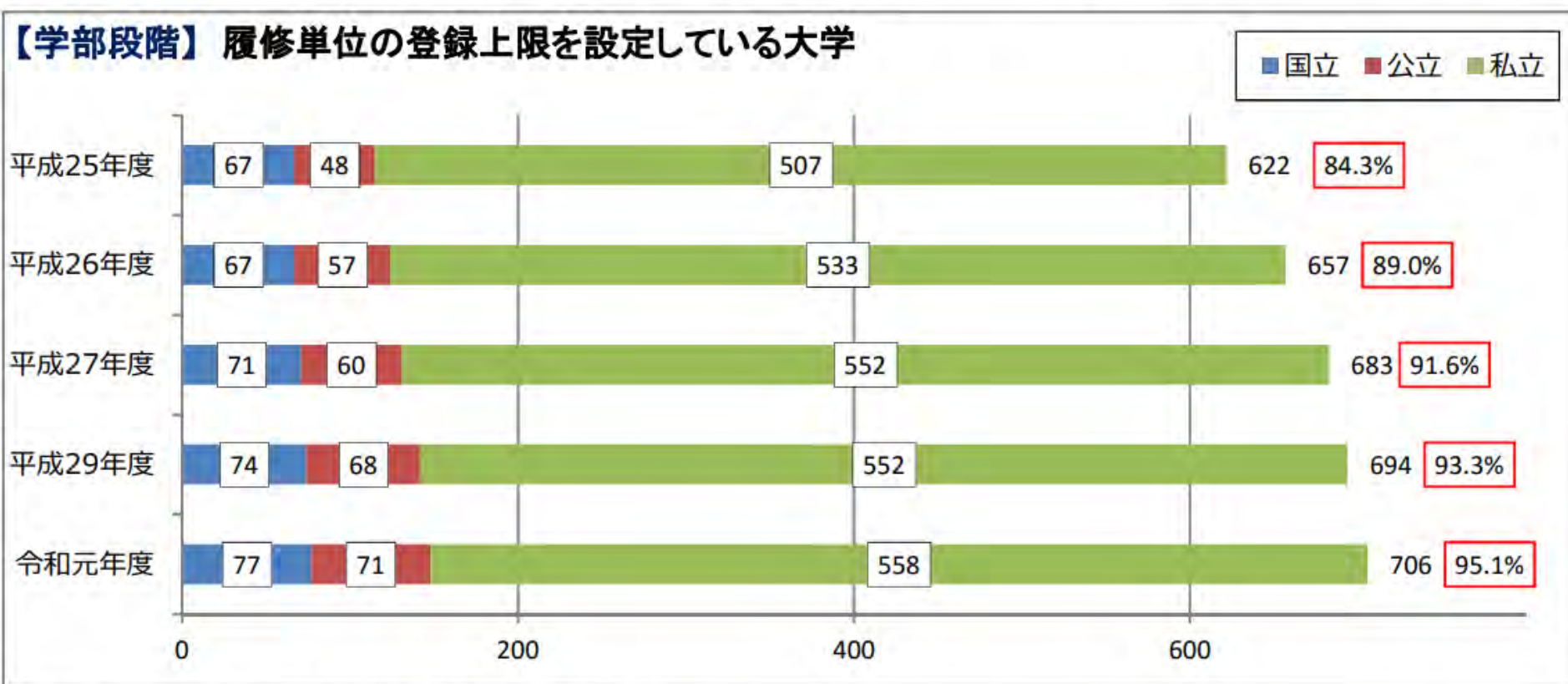
主な調査結果の概要（短期大学部分）

- 短期大学については、概ね大学と同様の傾向が見られたが、**大学と比較して、全体として、短期大学の教育活動、短期大学での学びに対する肯定的な回答の割合が高い傾向**にあった。
- 問 1 関係では、【Q10】「課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された」に関する「よくあった」「ある程度あった」は計66%であり、大学より20%高かったほか、【Q12】「教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった」についても「よくあった」「ある程度あった」が計77%であり、大学より13%高かった。
- 問 2 関係では、全体として短期大学による学生支援等の有用性を高く評価する回答が多く、肯定的な回答（有用だった、ある程度有用だった）の割合が、例えば【Q14】「大学生活全般について相談する機会」で61%（大学45%）、【Q15】「大学での学修の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目で67%（大学51%）、【Q17】「授業以外で、教員に質問や学習の方法を相談する機会」で74%（大学58%）、【Q19】「キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職・進学相談）」で77%（大学45%）と、大学と比較して高い割合を示した。
- 問 3 関係では、【Q28】「将来の仕事につながるような知識・技能」が「身に付いた」「ある程度身に付いた」が計93%（大学76%）であり、職業教育の成果が評価されていると捉えることができる。
- 問 4 関係でも、**全体として、短期大学の学生は、自らの成長や身に付けた知識・技能について、大学の学生と比較してより肯定的に評価**していることが明らかになった。
- 問 5 関係では、【Q49】「予習・復習・課題など授業に関する学習」が5時間以下の学生の割合が65%であり、大学と比しても高い。【Q48】「卒業論文・卒業研究・卒業制作」では、75%の学生が何らかの卒業論文・卒業研究・卒業制作を行っているとのことであり、**大学との単純な比較は困難であるものの、授業に関する学習時間の短さは大学と同様に課題**であると言える。

<3-B 履修科目の登録上限の設定状況>

○履修単位の登録上限設定の状況

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設けている（いわゆる「キャップ制」）大学は年々増加しており、令和元年度現在、国公私立706大学（約95%）が履修科目登録の上限を設けている（その内、学部全体で設けている大学は691大学（約93%））。



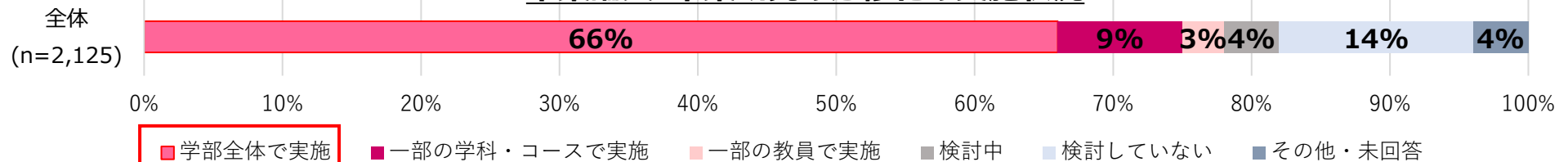
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

（※）調査項目を隔年にしたため平成28年度、平成30年度は調査をしていない。

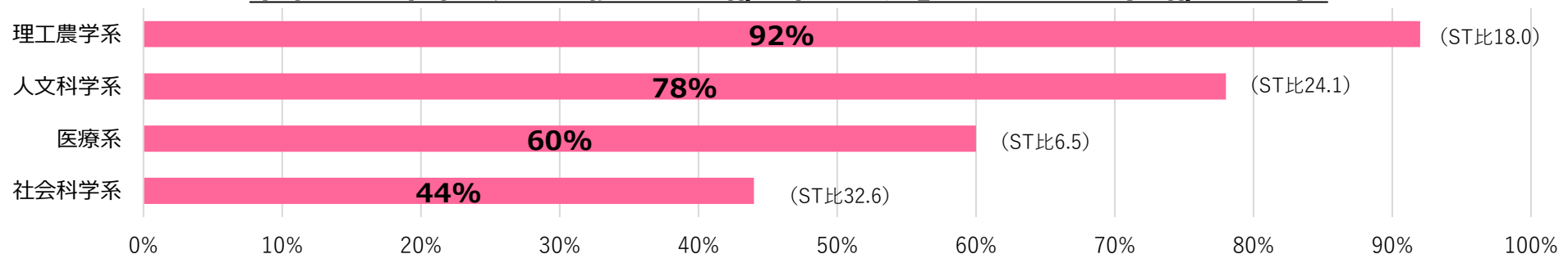
ST比が高い学部は、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が比較的低い傾向

○「卒業論文・卒業研究の必修化」を学部全体で行う学部は66%であり、学部系統別で見ると理工農学系が92%と高く、人文科学系は78%、医療系は60%、社会科学系は44%であった。また、ST比が比較的高い社会科学系学部の中でも、ST比が高く大人数授業を実施する学部である程、卒業論文・卒業研究必修化の実施率が低い。

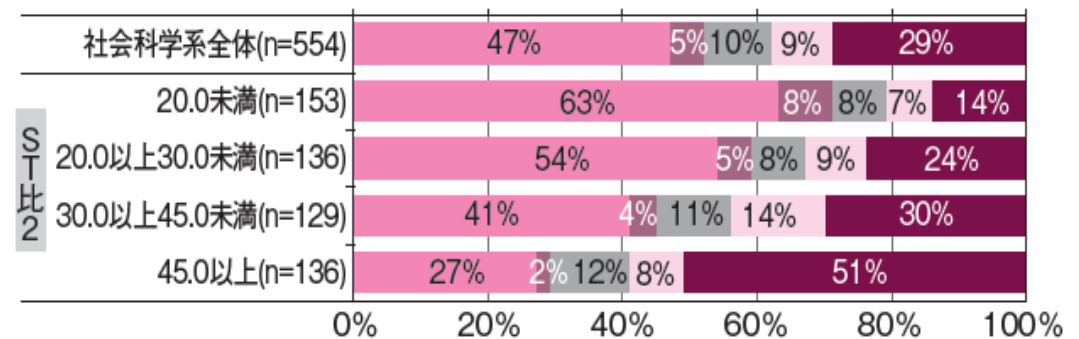
卒業論文・卒業研究の必修化の実施状況



卒業論文・卒業研究の必修化を「学部全体で実施」している割合（学部系統別）



社会科学系学部における、ST比と卒業論文・卒業研究必修化の実施率の関係性



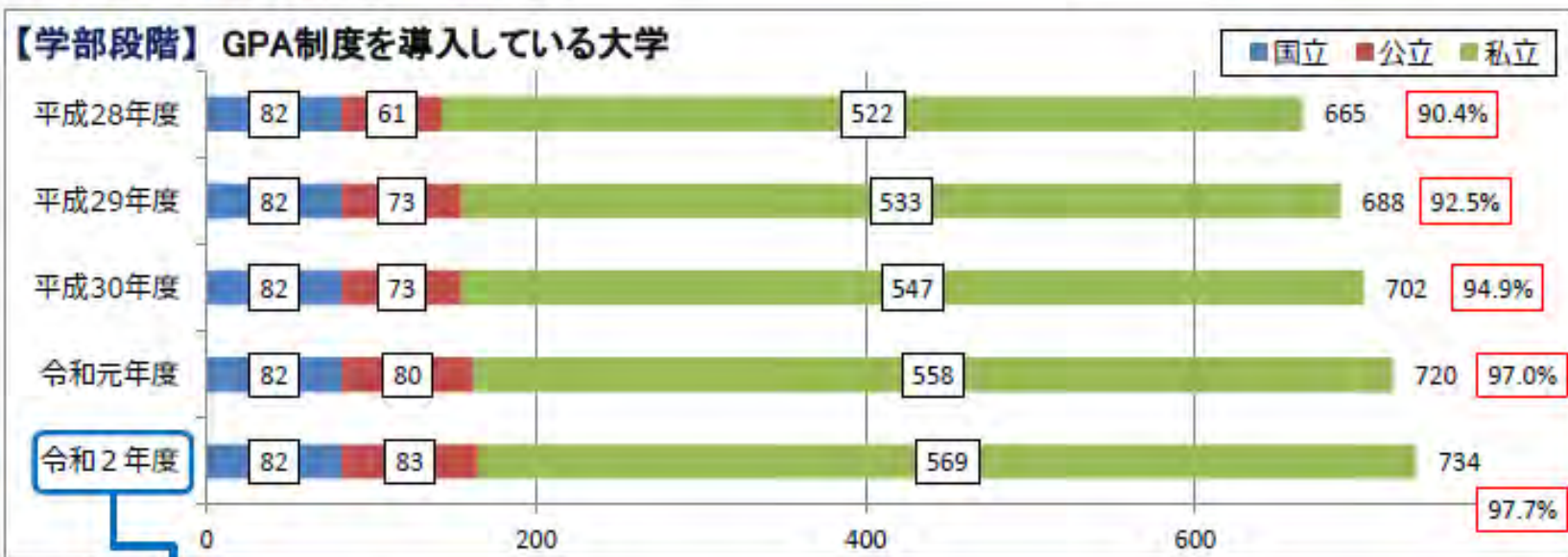
(備考) ST比とは、教員（兼務者含む）一人当たりの学生数のこと。
大学全体で17.8なのに対して、法・政治分野は36.1、経済・経営・商分野は35.8と他分野に比較して高い。

(出所) 朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく日本の大学」(2017年)より作成

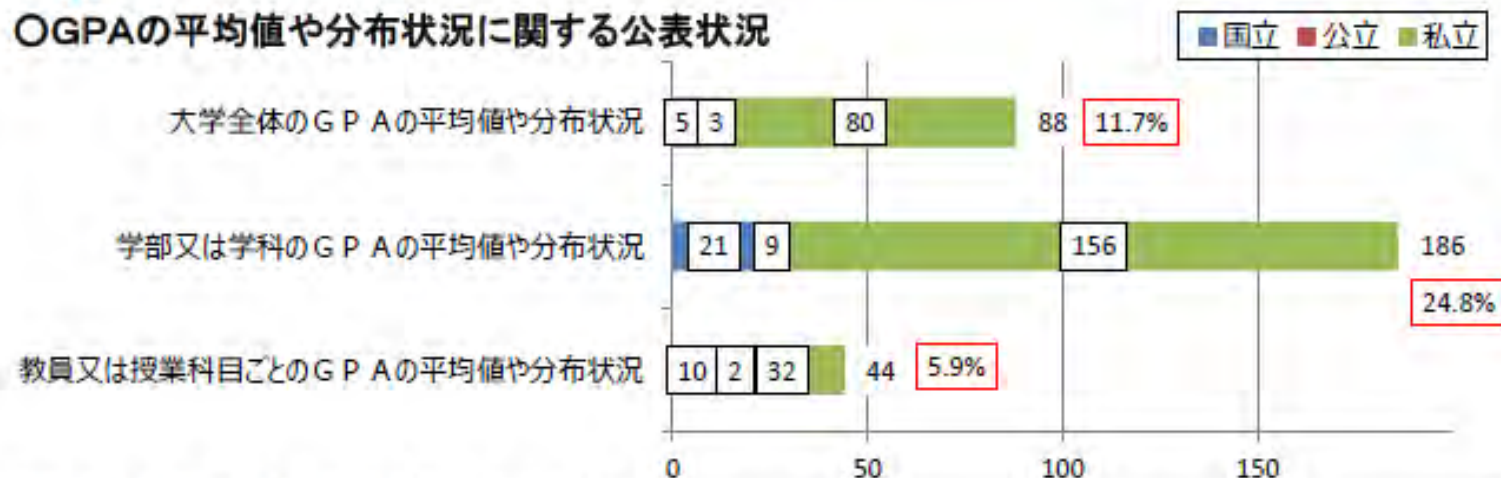
1.学部全体で実施 2.一部の学科で実施 3.一部の教員で実施
4.検討中 5.検討していない

②GPA制度の活用

令和2年度においては、「GPA制度」は、学部段階で734大学（約98%）が導入されており、その内、学部全体で導入しているのは725大学（約97%）。

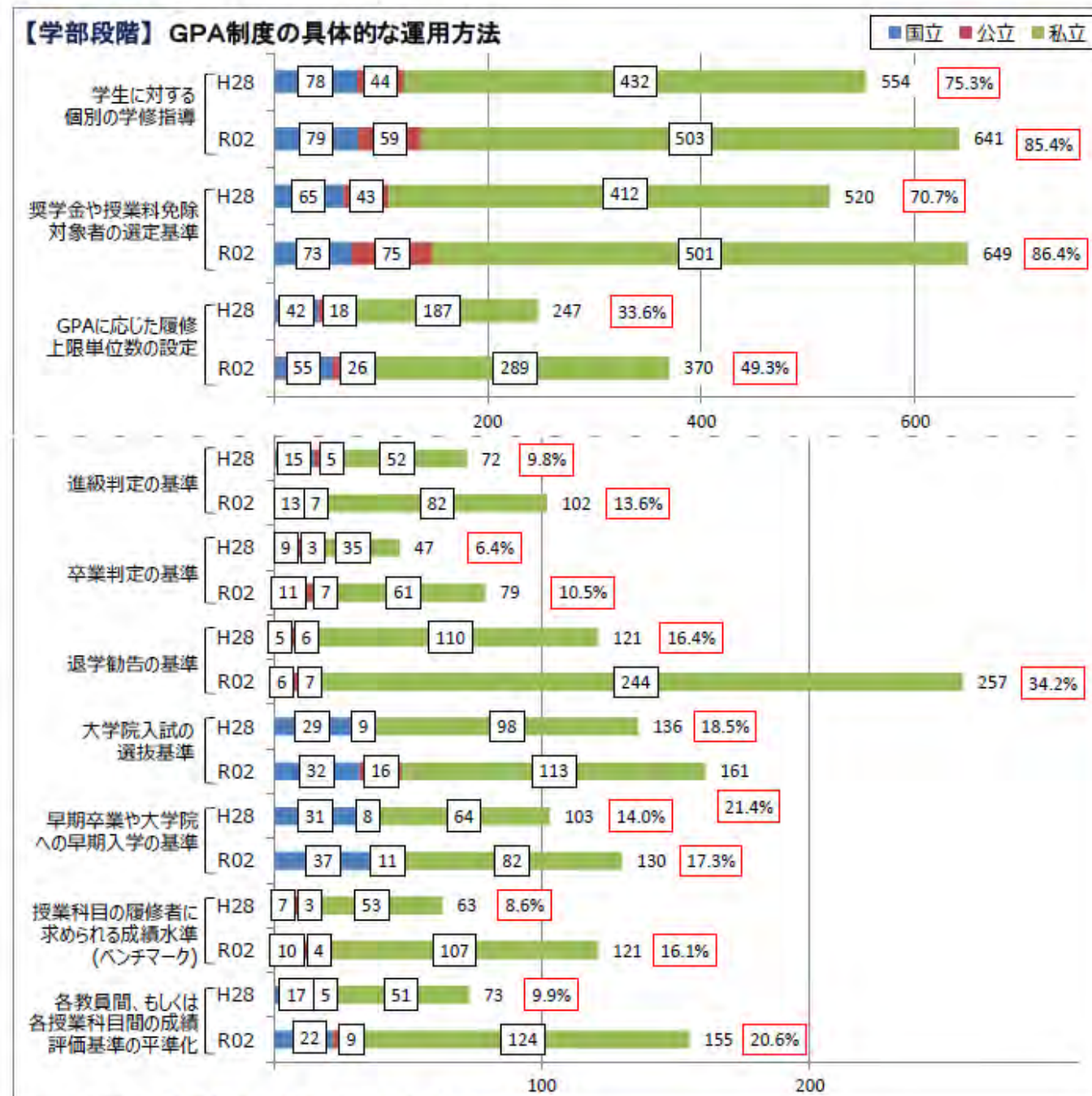


OGPAの平均値や分布状況に関する公表状況



（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

成績評価に関するデータ【GPAの運用方法】



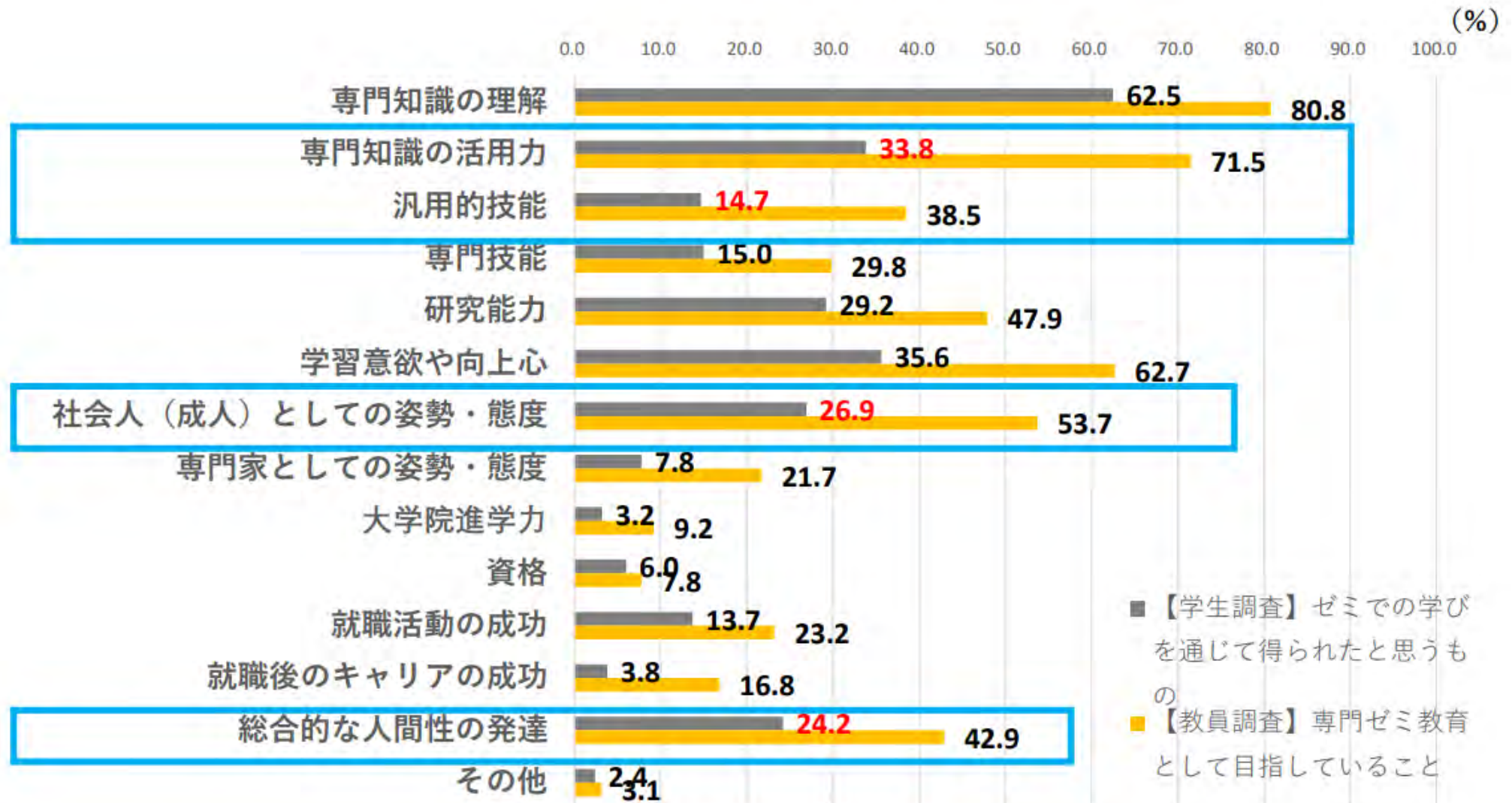
(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

- ドイツを起源とし、日本では高等教育の草創期から**人文・社会科学領域**で導入されてきた教育方法。
- 日本では「学生－教員間および学生－学生間の緊密な対話によって知識・技能・態度を総合的に育成することを目指す少人数教育」と定義され、**演習科目の1つ**として位置づけられる。また、種別、対象学年、目的によって**4種類**のゼミに分類される（表参照）
- 最も一般的な「**専門ゼミ**」は、**98%**の学科が導入し、うち**84%**が必修。
※ただし、アンケートの特性上、実際の導入率はもこれより若干少ないことが想定される。
- 学習側面と共同体側面（人間関係づくり）**が共存する「**学習・共同体**」である。
- 4年次**には、卒業研究等を行い、その成果を卒業論文等にまとめることが多い。

分類	教養ゼミナール		プロゼミナール	専門ゼミナール（専門ゼミ）
種別	教養教育(共通教育)課程		専門教育課程	
対象学年	低学年次			高学年次
個別目的	教養教育	初年次教育 (初年次ゼミナール)	専門基礎教育	専門教育
共通目的	知識・技能・態度の育成			
教育方法	少人数教育／学生の発表および討論を中心とする			
環境	教員と学生、学生同士の人格的交流			
科目名称	多様			

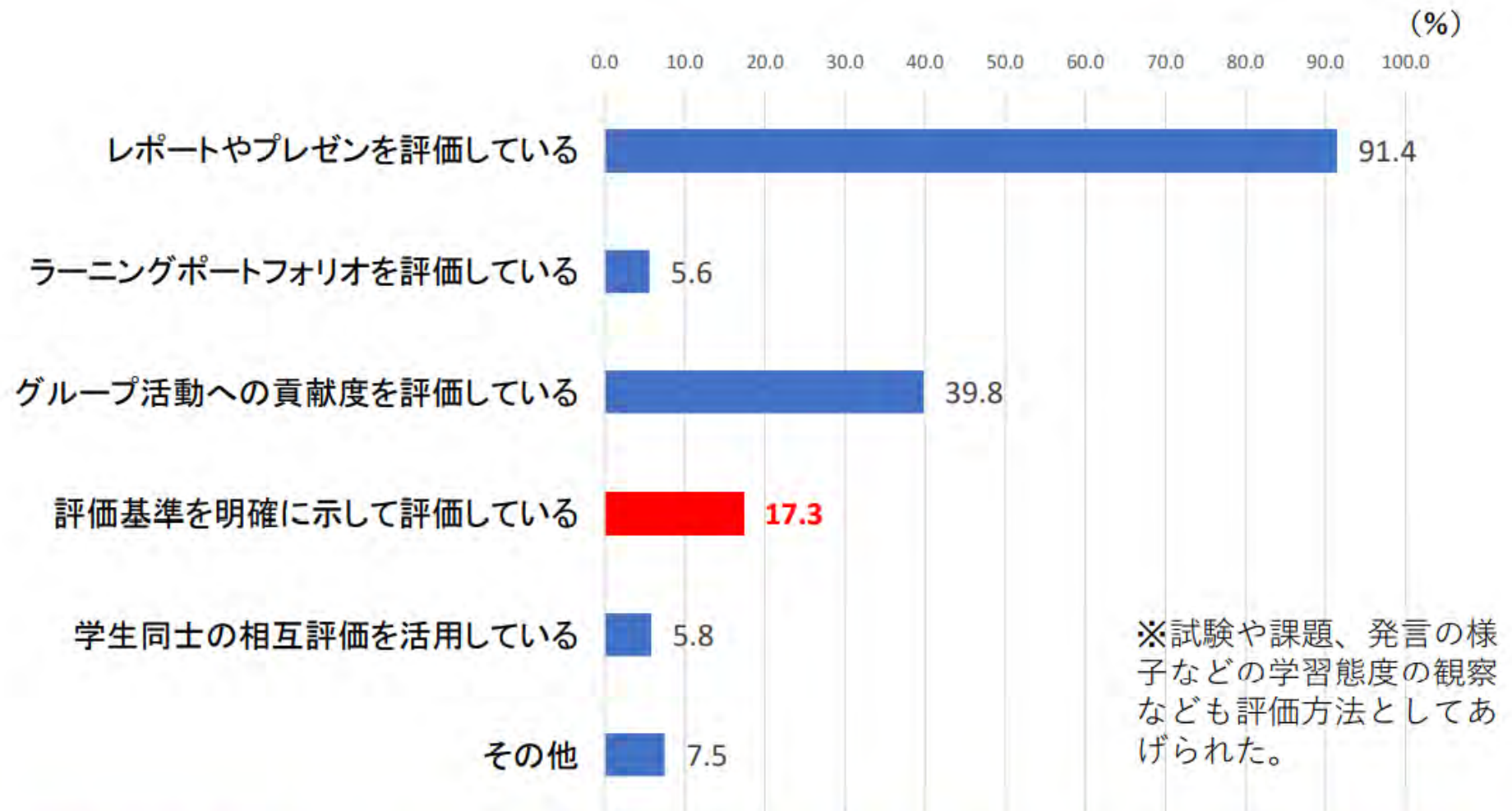
**出口の
質保証
で重要**

専門ゼミの目標と成長実感の関係（学生調査と教員調査の結果比較）



※あてまる選択肢を全て選んでもらうチェックリスト方式の設問

専門ゼミの目標は、必ずしも期待通りではなく、成長実感はさらに低い。



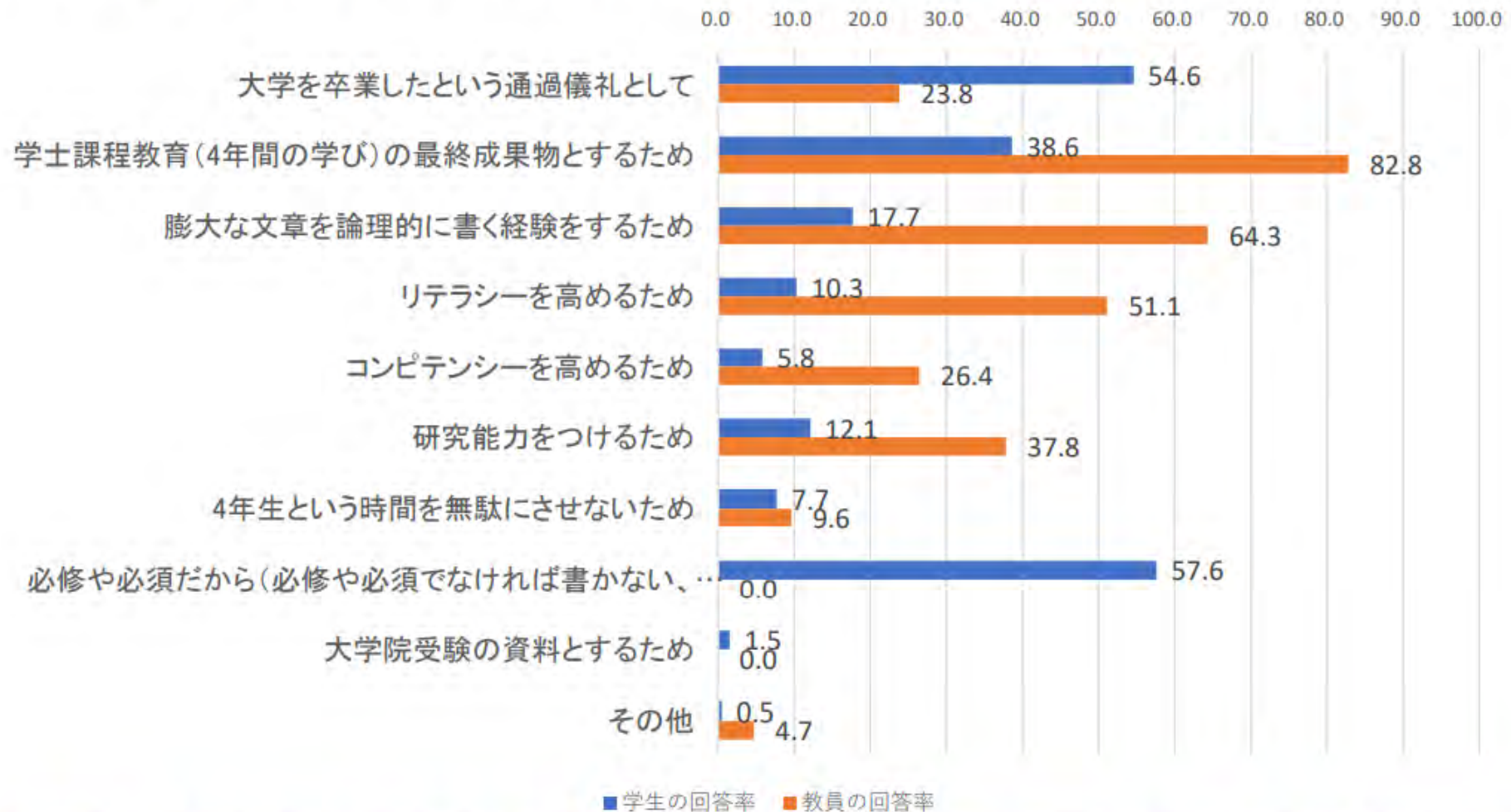
パフォーマンス評価を導入しているが、評価基準は不明瞭である。

※パフォーマンス評価＝知識や技能を実際に用いる活動やその成果について、直接的で組織的な観察を通して解釈する評価方法の総称。実技、発表、レポート等による評価はこれにあたる。

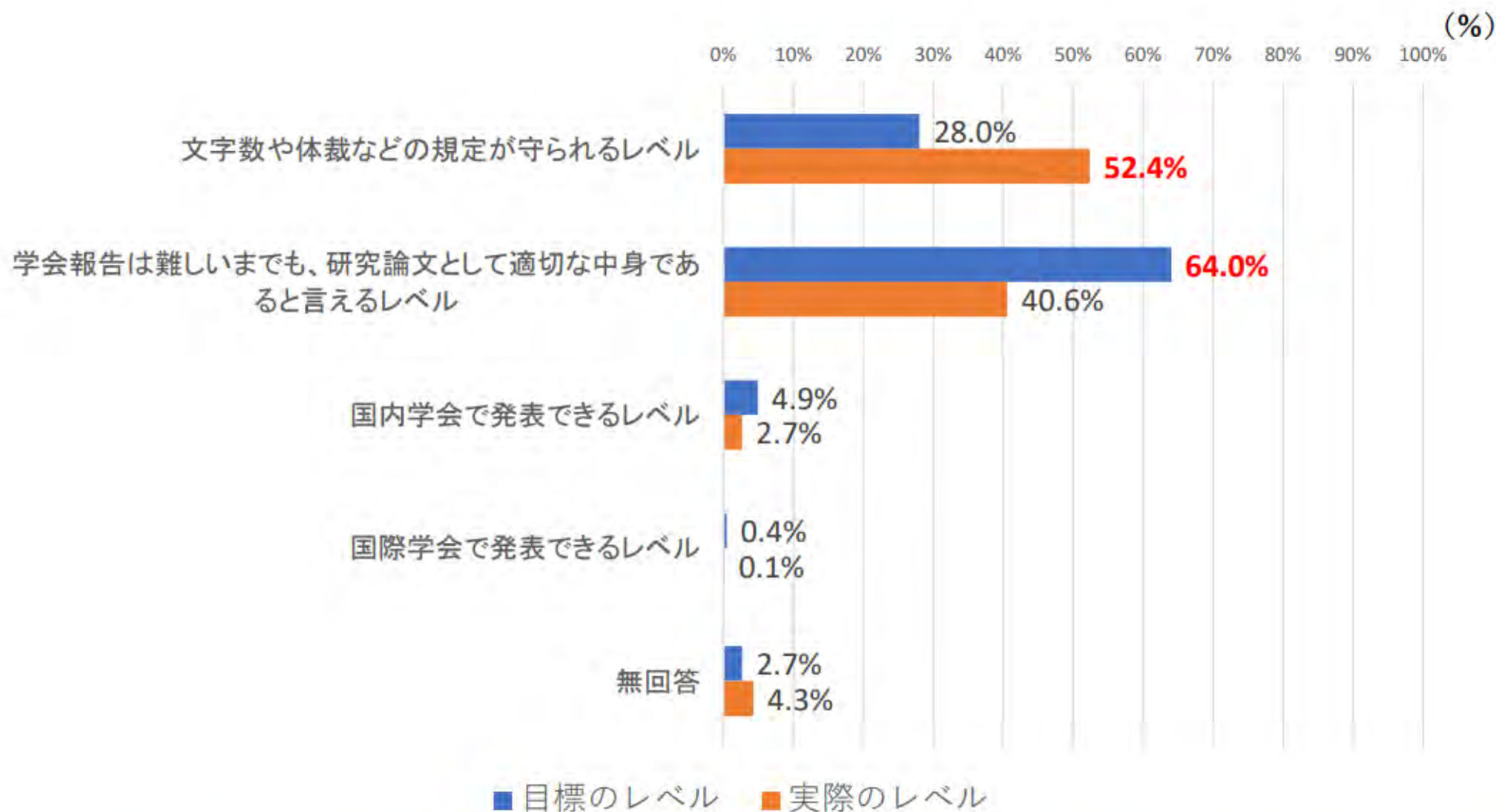
【学生】 Q.卒業研究（論文）に取り組む理由（複数選択可）

【教員】 Q.卒業論文を書かせる意義（複数回答可）

(%)

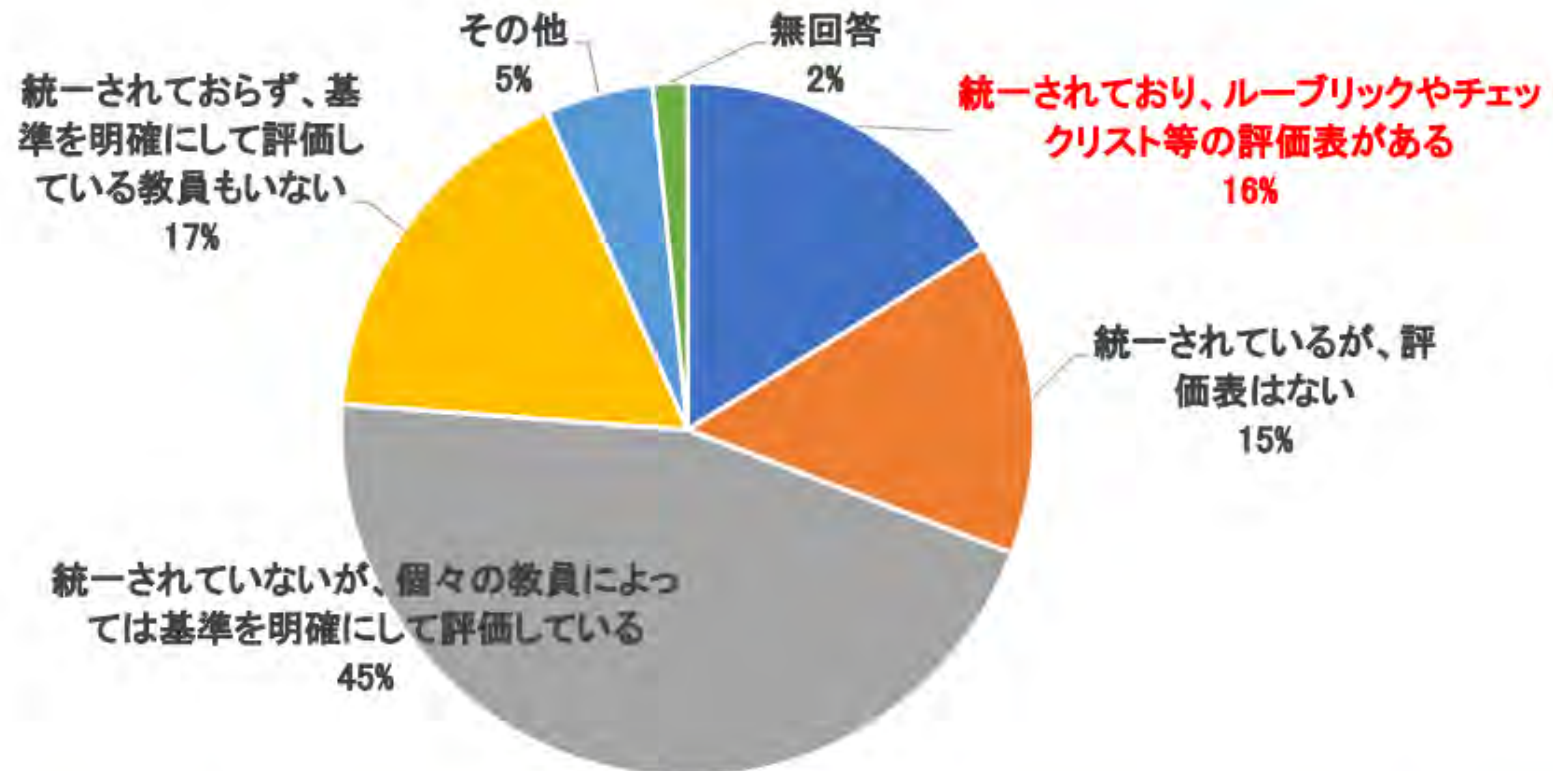


「学士課程教育の最終成果物」という認識は、学生側にはあまりない。



過半数の論文は、研究論文として適切な中身とは言えないレベル。

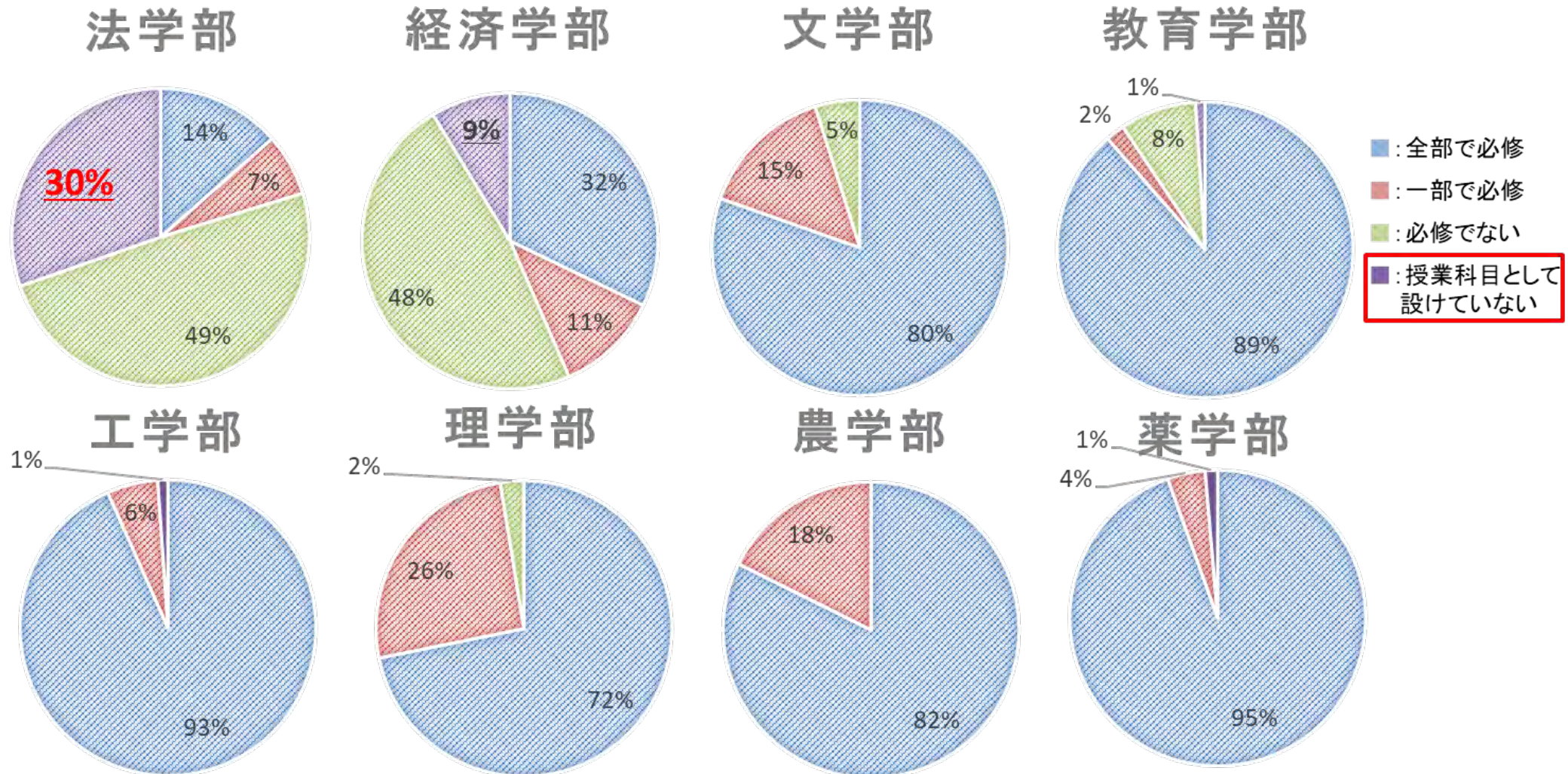
Q.卒業論文に対する評価基準は学科として統一されているか



- 組織的に統一された評価規準が定められている学科は2割に満たない。
- 約7割の学科では、評価基準が組織的に統一されていない。

卒業論文等の実施状況(学部別)

問 学部段階において、卒業論文・卒業研究・卒業制作等（卒業論文等）を授業科目として設けているか。設けている大学において、卒業論文等を学部の全部又は一部で必修としているか。



- ・卒業論文等を学部全体で必修としている学部数
- ・卒業論文等を学部の一部で必修としている学部数
- ・卒業論文等を授業科目として設けているが必修としていない学部数
- ・卒業論文等を授業科目として設けていない学部数

: 1,593学部 (約64%)
 : 296学部 (約12%)
 : 429学部 (約17%)
 : 165学部 (約7%)

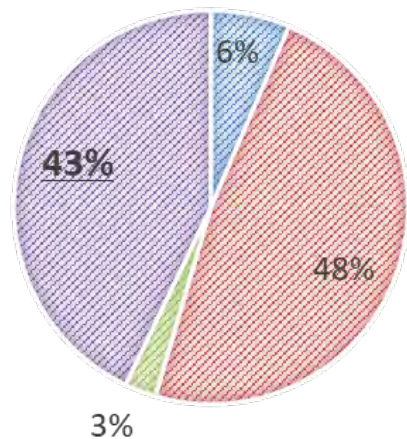
※学部名を完全一致で集計しているため、例えば「政経学部」は「経済学部」や「法学部」に含まれていない。

出所：文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成

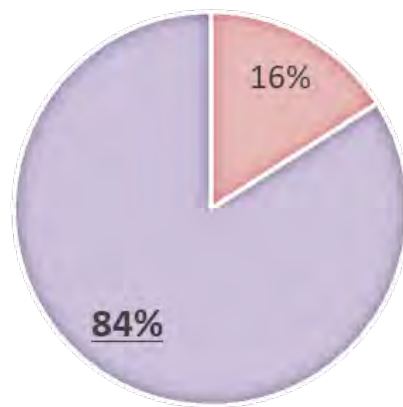
卒業論文等の実施状況(学部別)

問 学部段階において、卒業論文・卒業研究・卒業制作等（卒業論文等）を授業科目として設けているか。設けている大学において、卒業論文等を学部の全部又は一部で必修としているか。

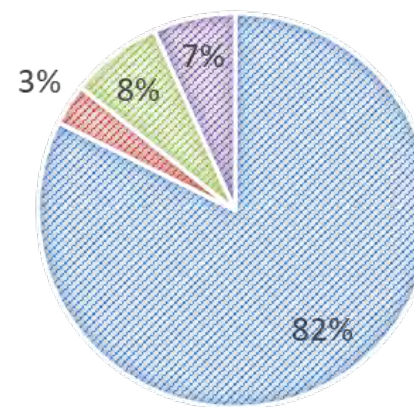
医学部



歯学部



看護学部



- : 全部で必修
- : 一部で必修
- : 必修でない
- : 授業科目として設けていない

※学部名を完全一致で集計しているため、例えば「政経学部」は「経済学部」や「法学部」に含まれていない。

出所：文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年)）
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年)）
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年)）
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

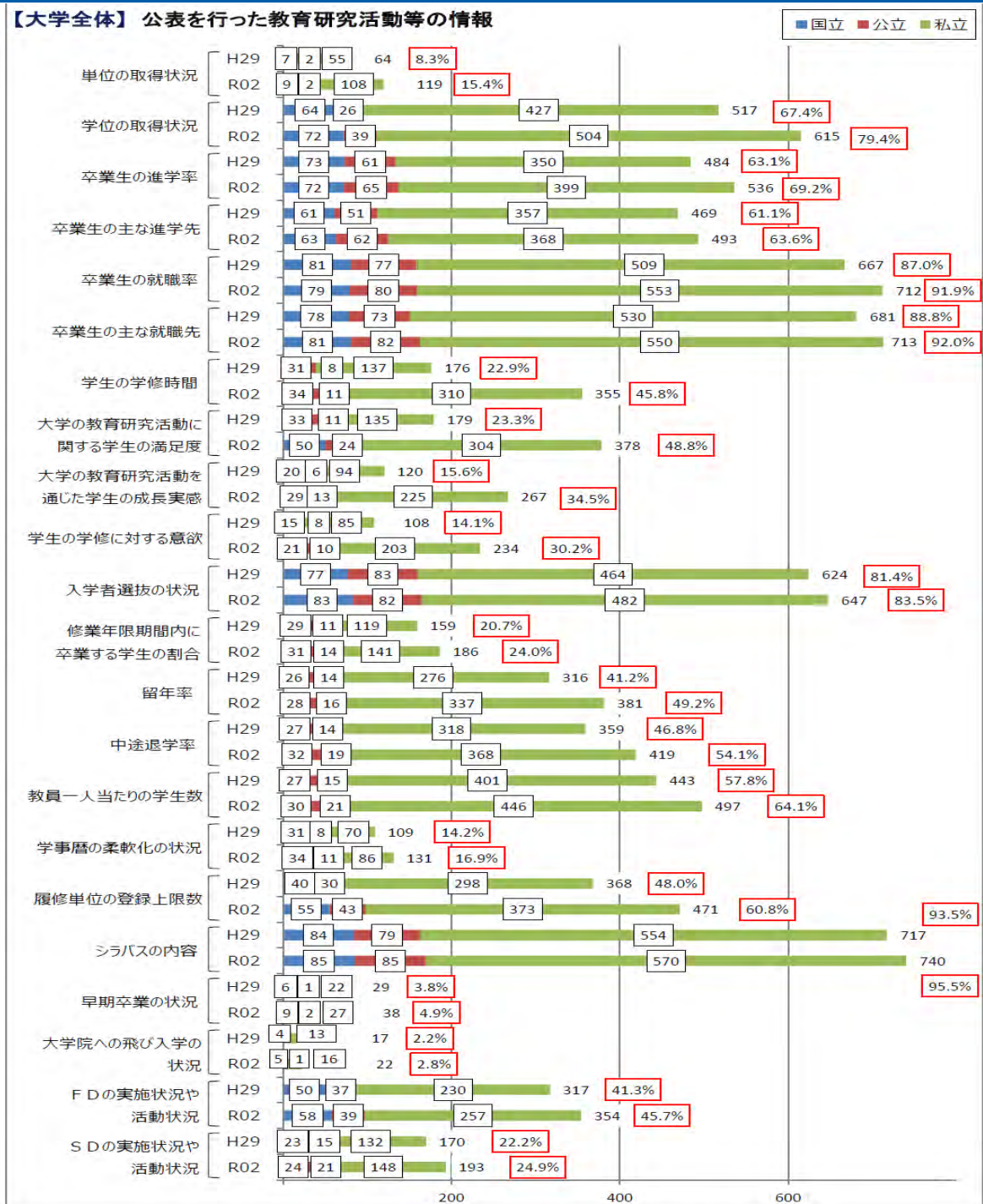
●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ヘ (略)
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ (略)

公表を行った教育研究活動等の情報

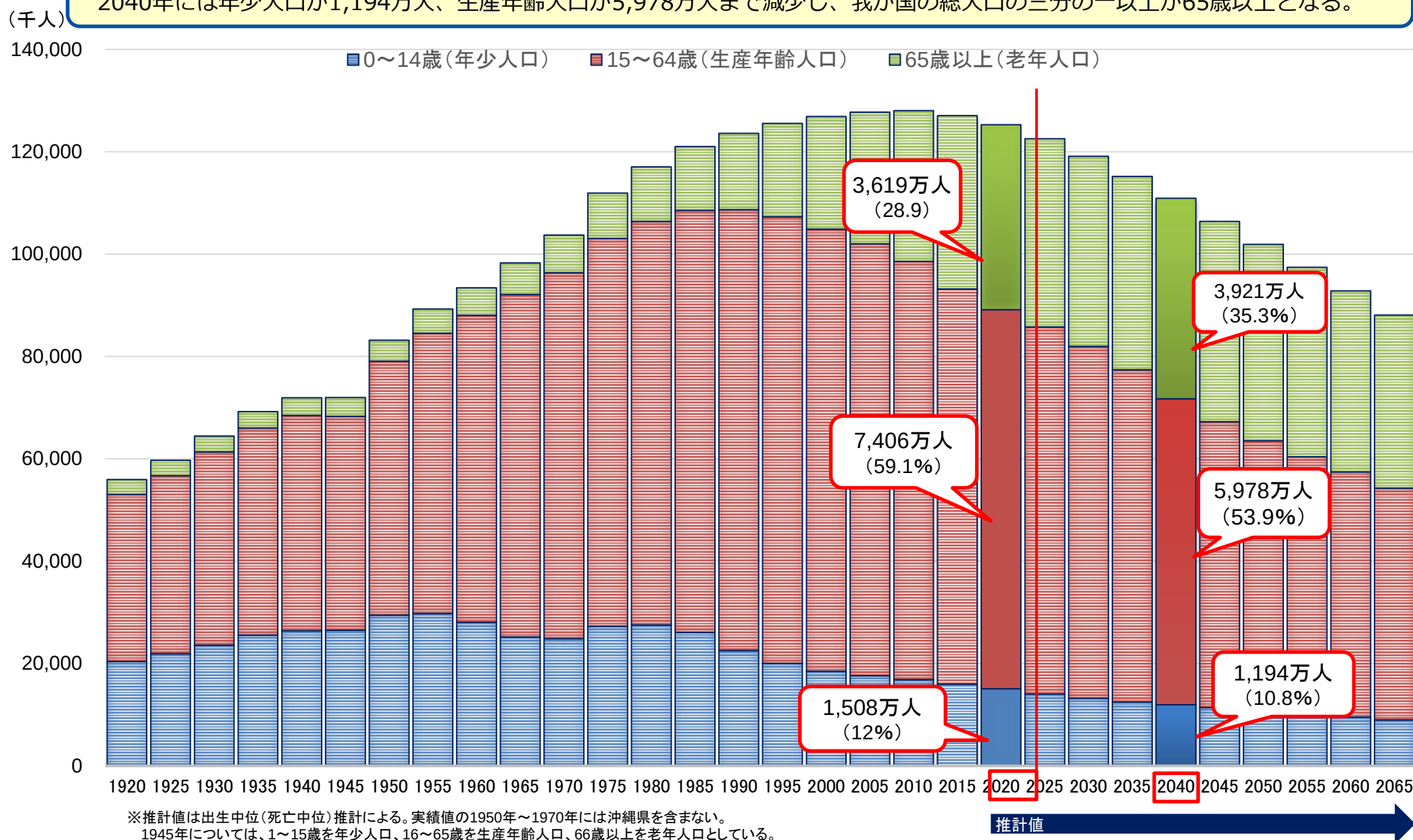


【出典】: 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」

Ⅲ. 学生保護の仕組みの整備 関係

人口の推移と将来推計(平成30年に作成されたもの)

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。

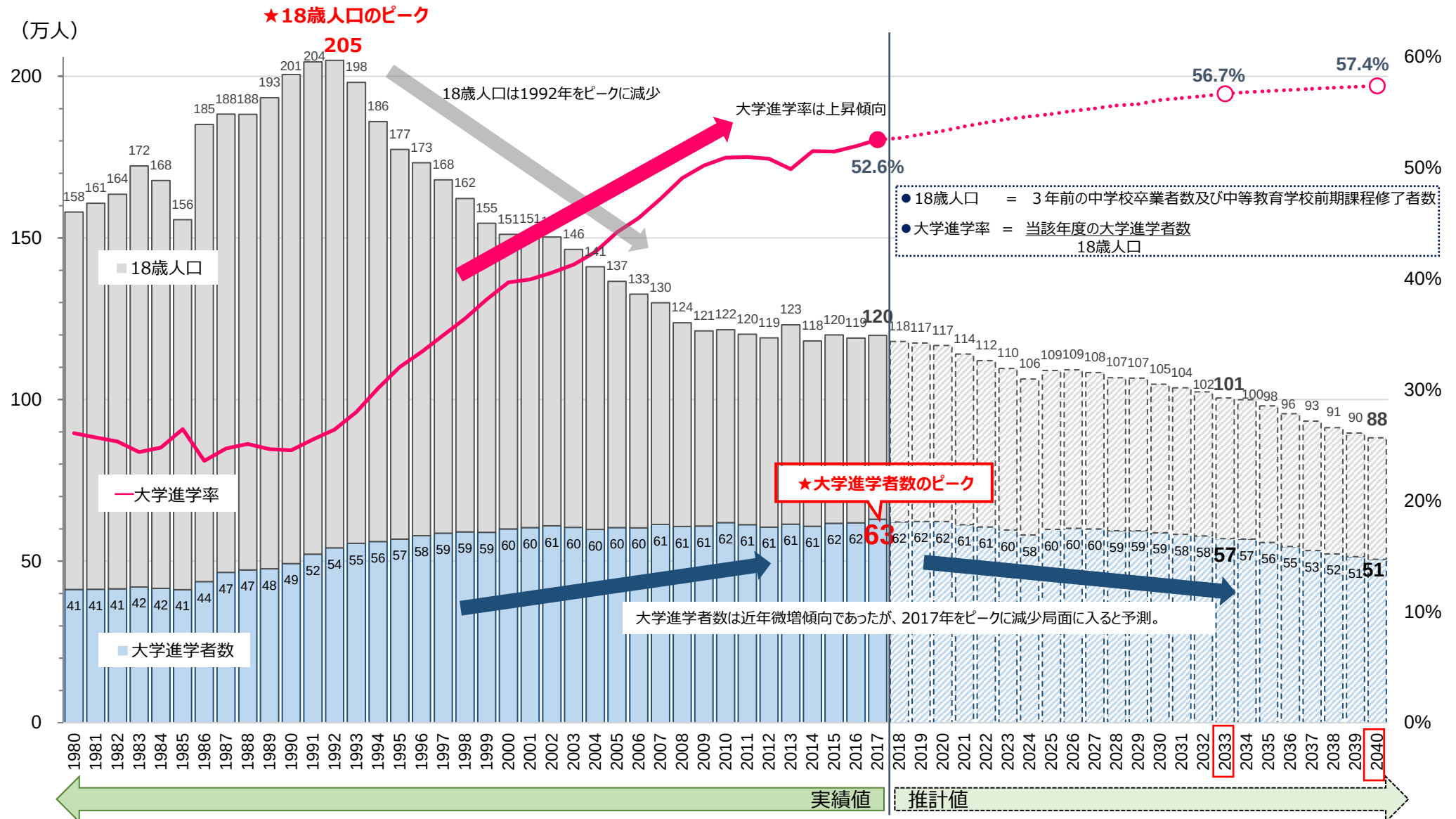


(出典) 1920年～2015年:「人口推計」(総務省)、2020年～2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

大学進学者数等の将来推計について【推計結果】

H30.2.21中央教育審議会大学分科会
将来構想部会（第13回）資料2より

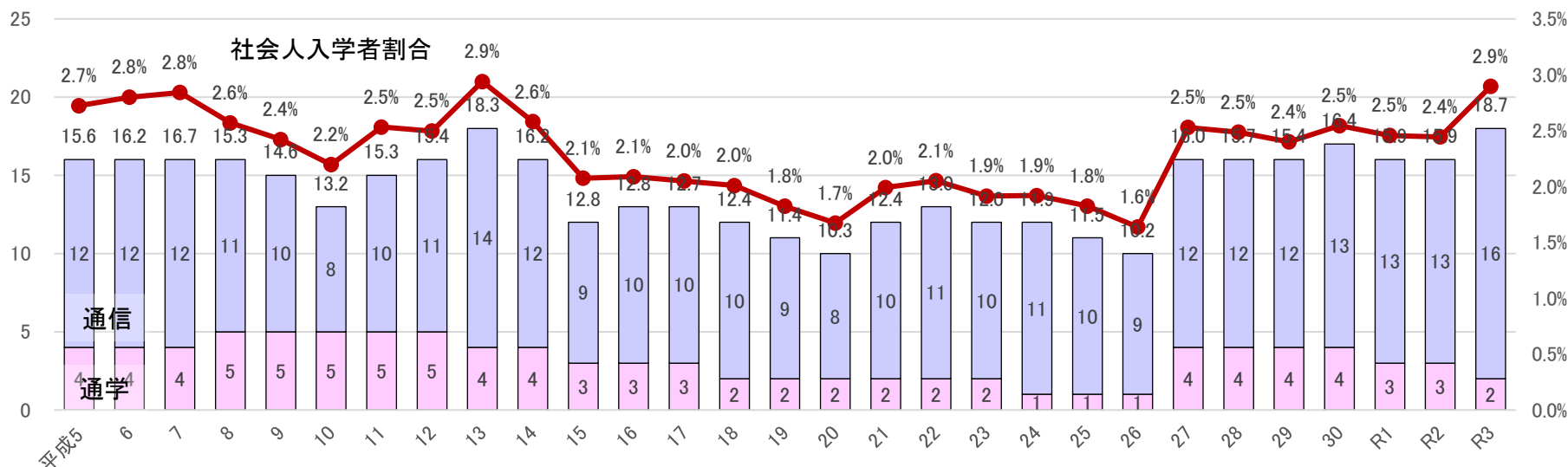
18歳人口が減少し続ける中でも、大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、
2018年以降は18歳人口の減少に伴い、大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に入ると予測される。



社会人入学者の動向

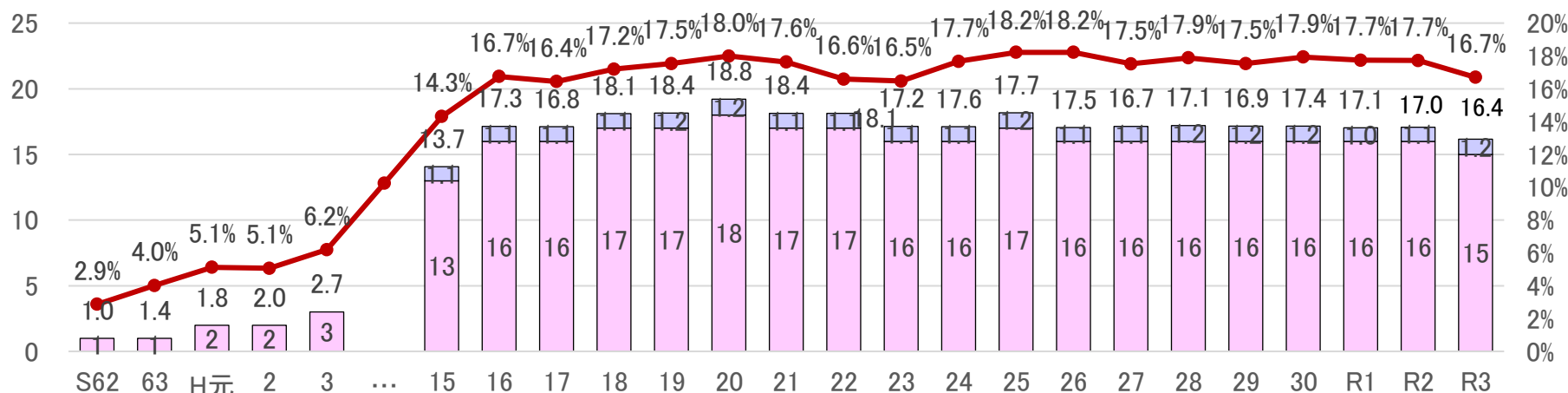
(1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成20年度から増加に転じ、令和3年度は約1万9千人と最多。



(2) 大学院

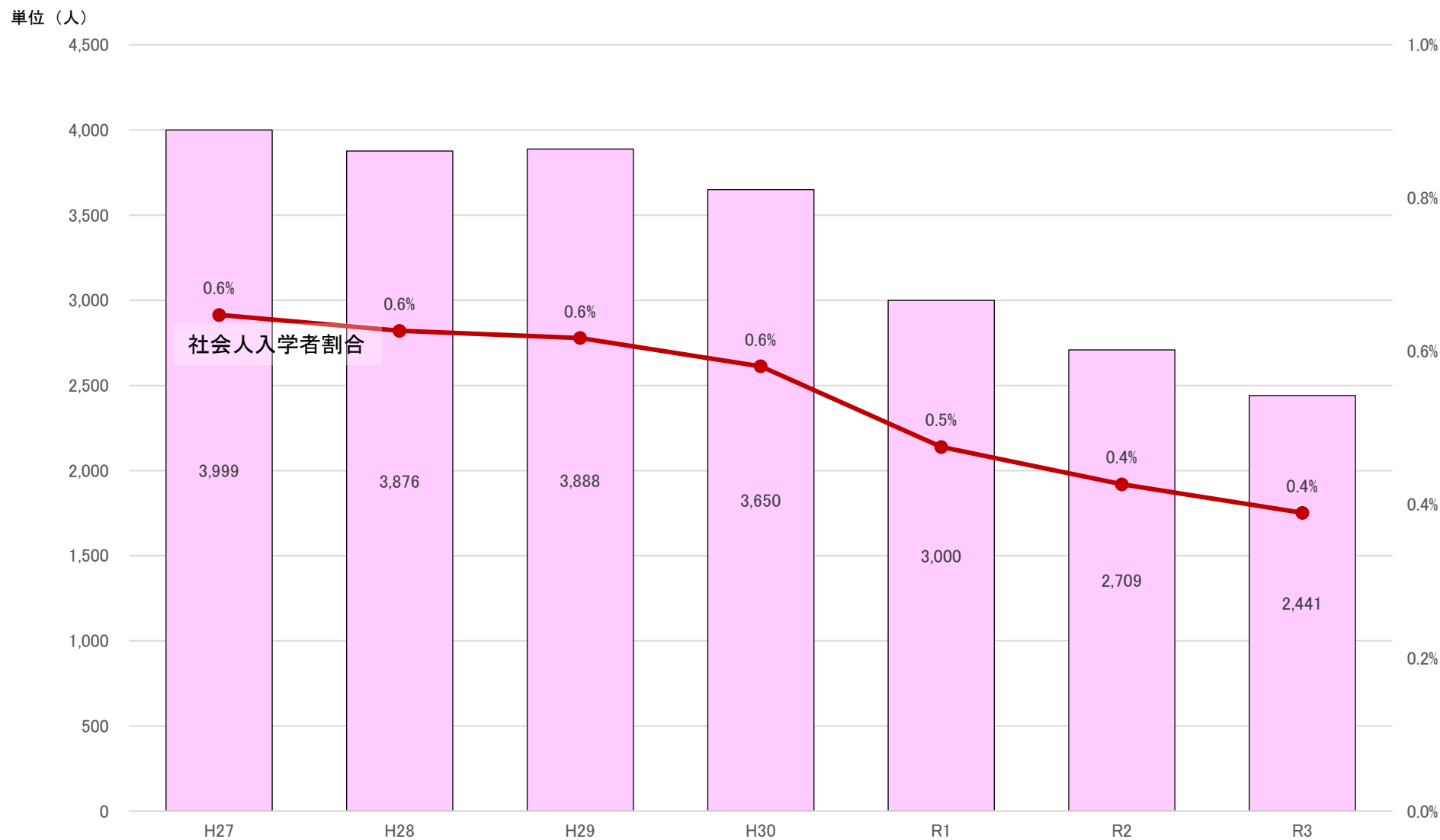
○ 社会人入学者数は、近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.7%(令和3年度)。



※ 出典: 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

社会人入学者の動向（学部・通学制）

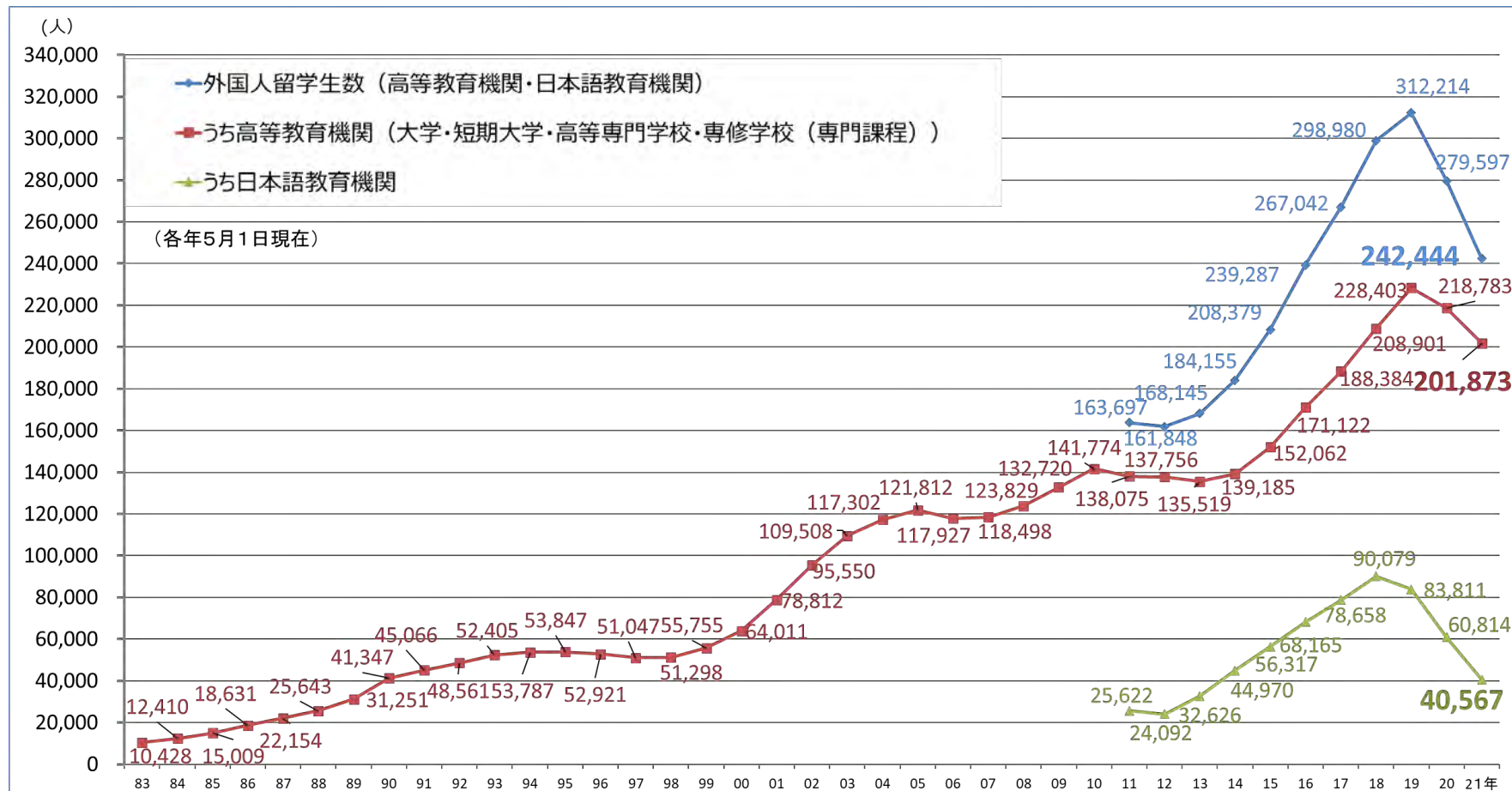


※ 出典：学校基本統計

※ 編入学者は含まない。

外国人留学生数の推移

推移



2021年5月1日現在

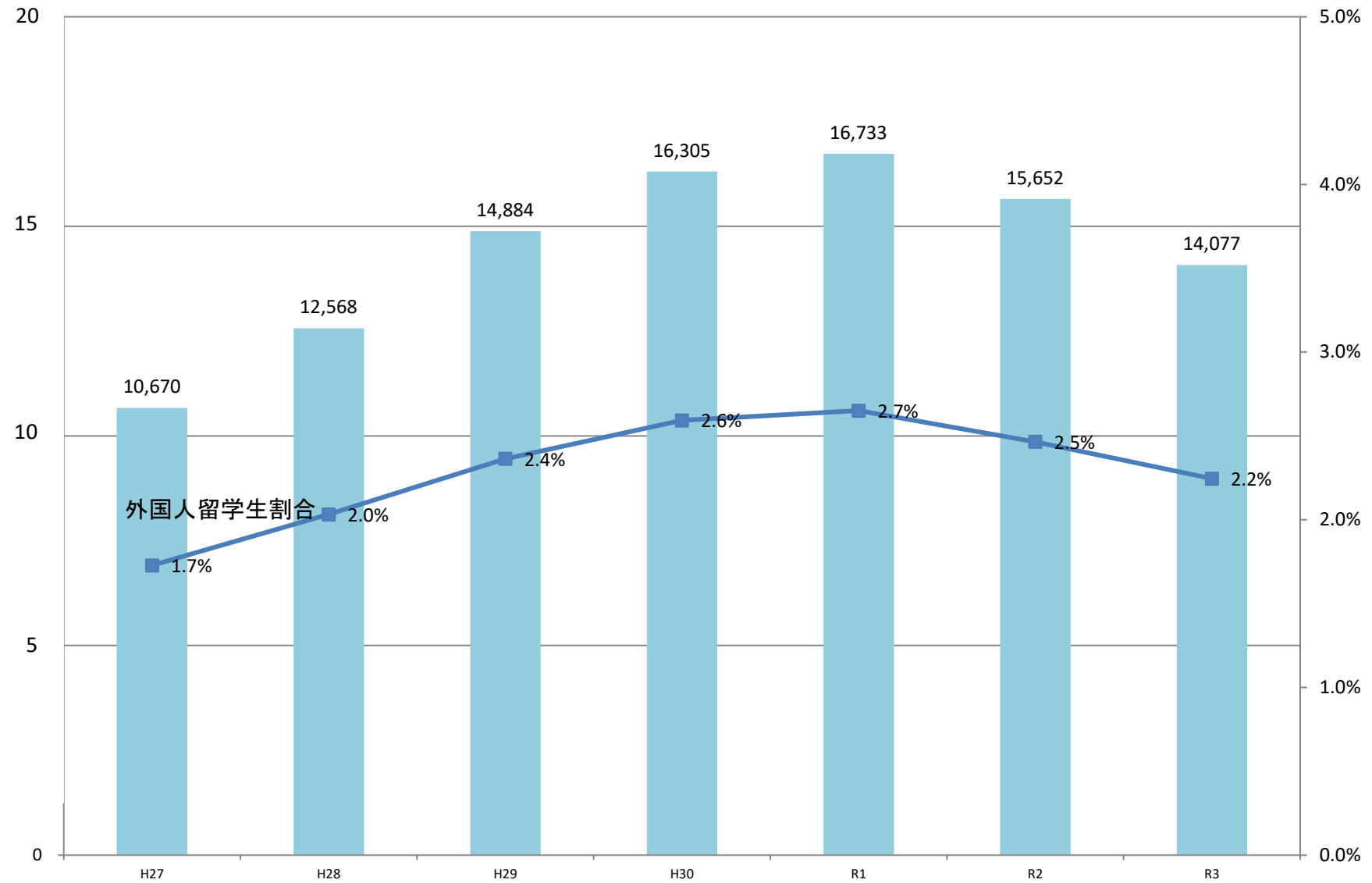
出身国・地域別

国・地域名	留学生数（前年数）	対前年比	国・地域名	留学生数（前年数）	対前年比
中 国	114,255(121,845)	△ 7,590	ス リ ラ ン カ	3,762(5,238)	△ 1,476
ベ ト ナ ム	49,469(62,233)	△ 12,764	ミ ャ ン マ ー	3,496(4,211)	△ 715
ネ パ ー ル	18,825(24,002)	△ 5,177	バ ン グ ラ デ シ ュ	3,095(3,098)	△ 3
韓 国	14,247(15,785)	△ 1,538	モ ン ゴ ル	2,619(3,075)	△ 456
イ ン ド ネ シ ア	5,792(6,199)	△ 407	そ の 他	21,997(26,823)	△ 4,826
台 湾	4,887(7,088)	△ 2,201	合 計	242,444(279,597)	△ 37,153

（出典）独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

外国人留学生入学者の動向（学部・通学制）

単位(千人)

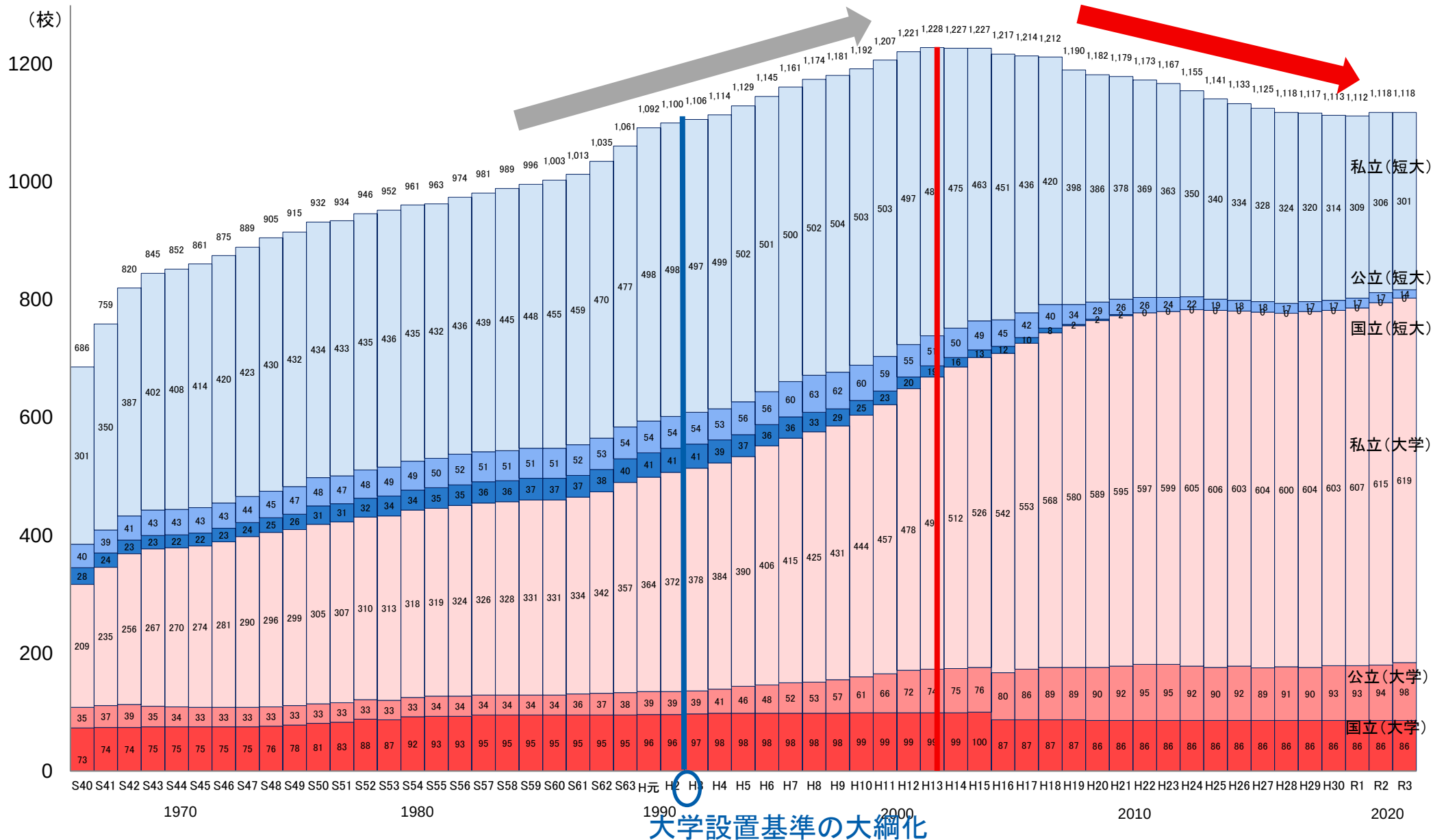


※ 出典: 学校基本統計

大学・短期大学数の推移

【近年の主な傾向】

四大化や廃止により短期大学数は減少。平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降減少。

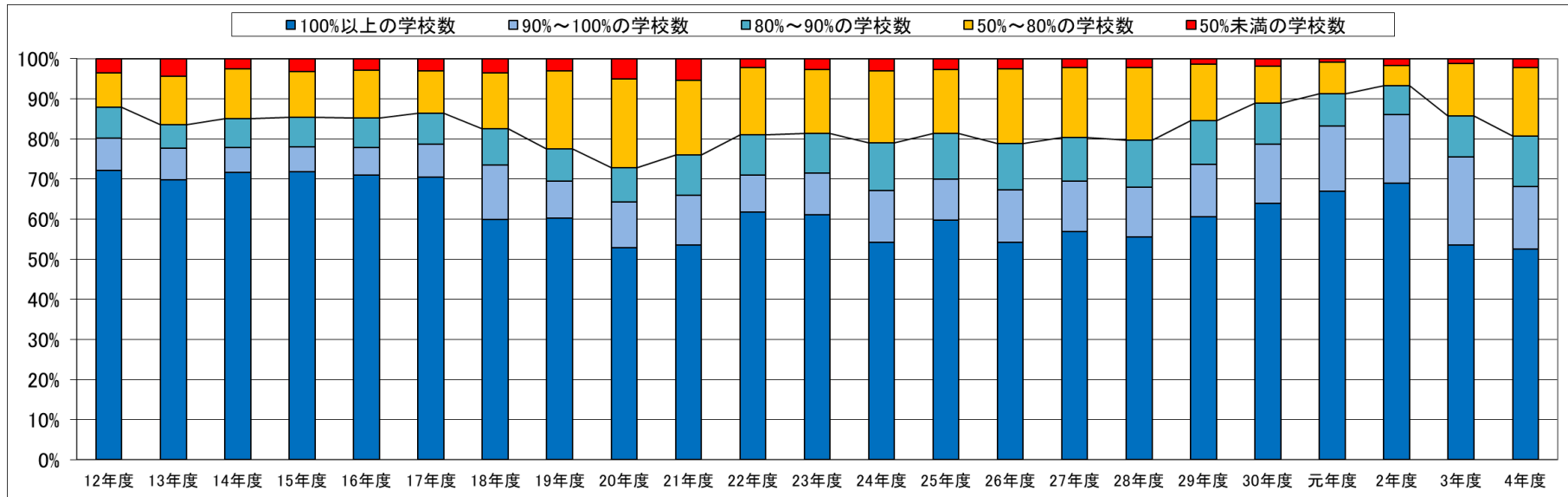


※学生募集停止の学校も含む。
※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

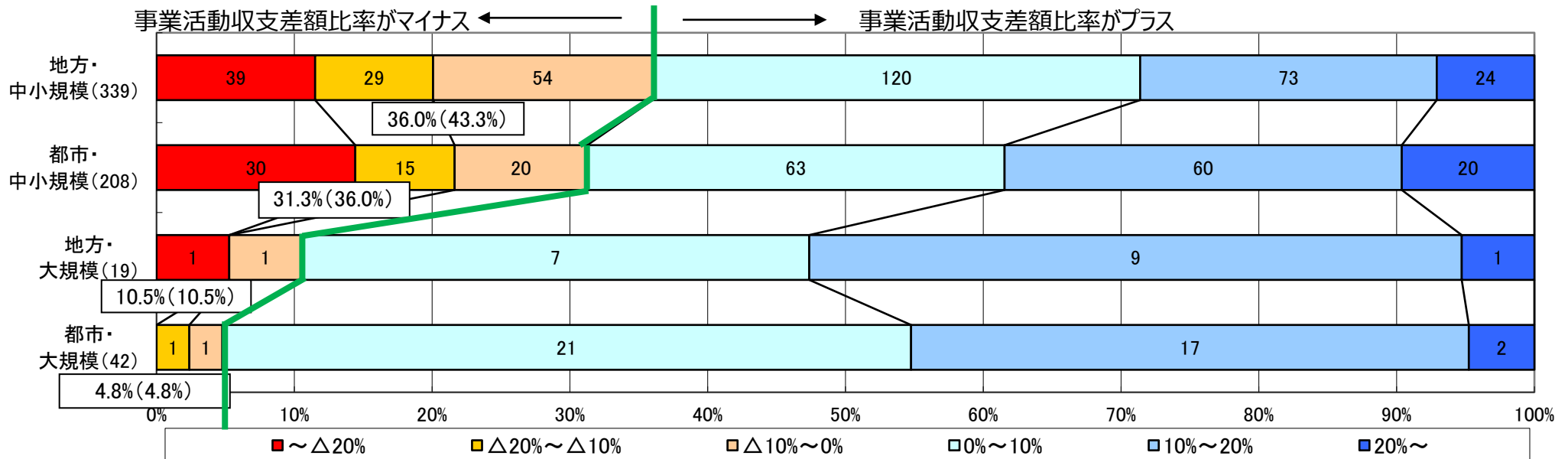
私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の48%が入学定員未充足(19%が充足率80%未満)



地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向

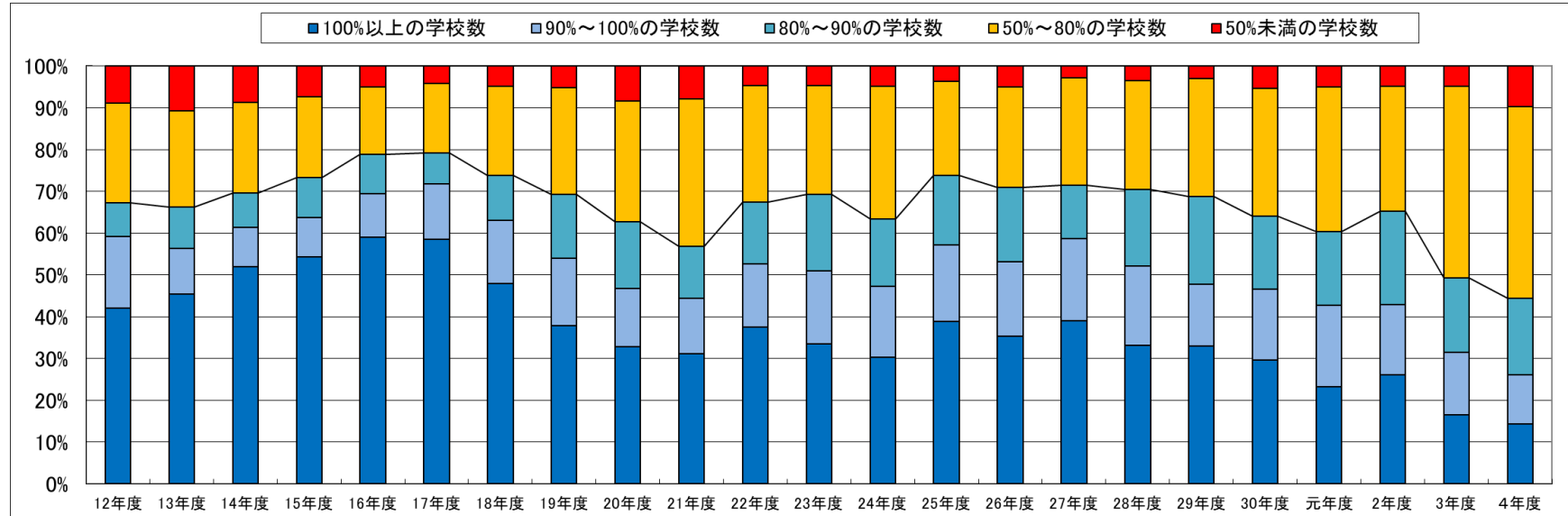


※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

私立短期大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

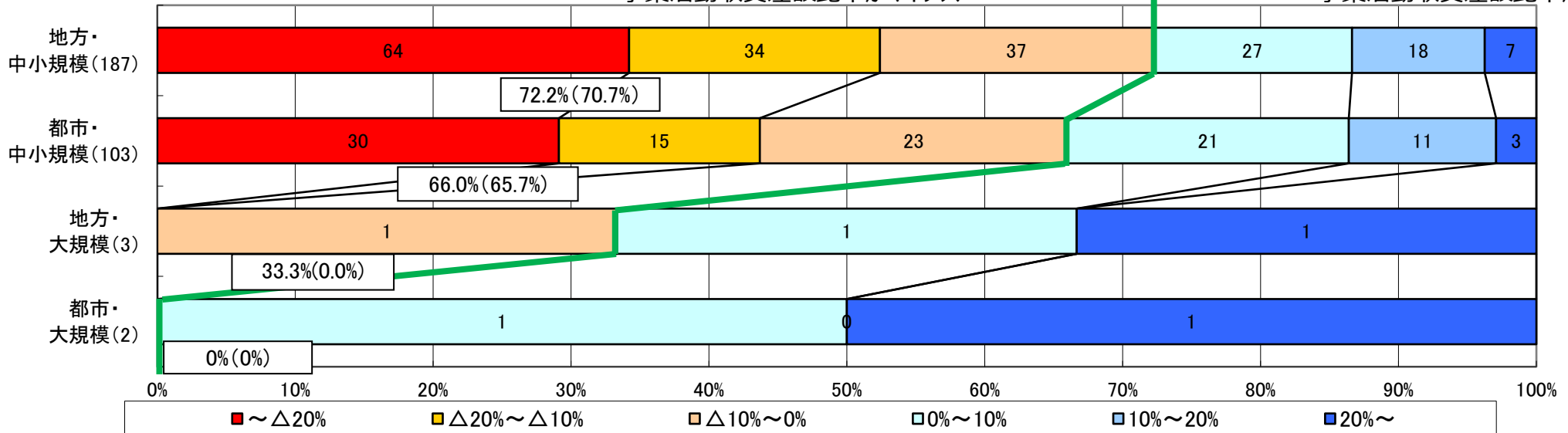
私立短大の86%が入学定員未充足(56%が充足率80%未満)



中小私短大の収支状況は約7割が赤字傾向

事業活動収支差額比率がマイナス ←

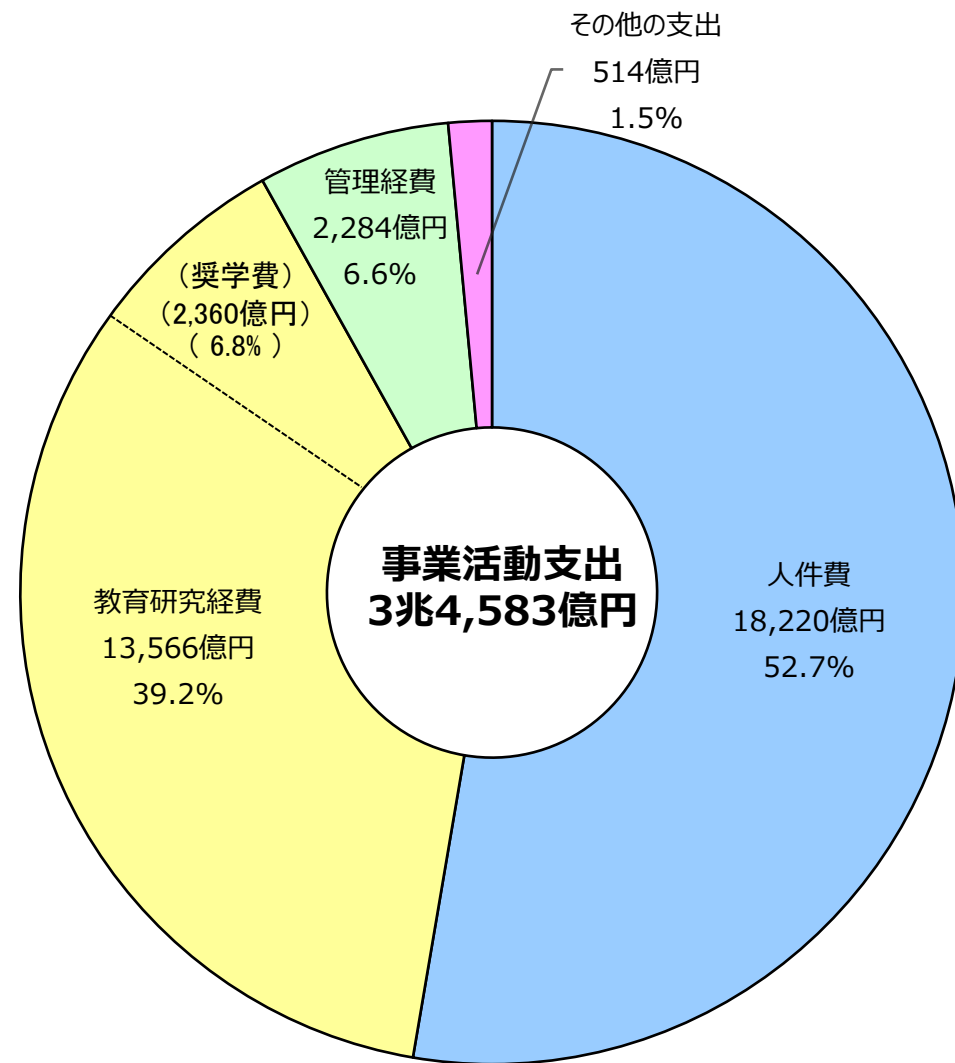
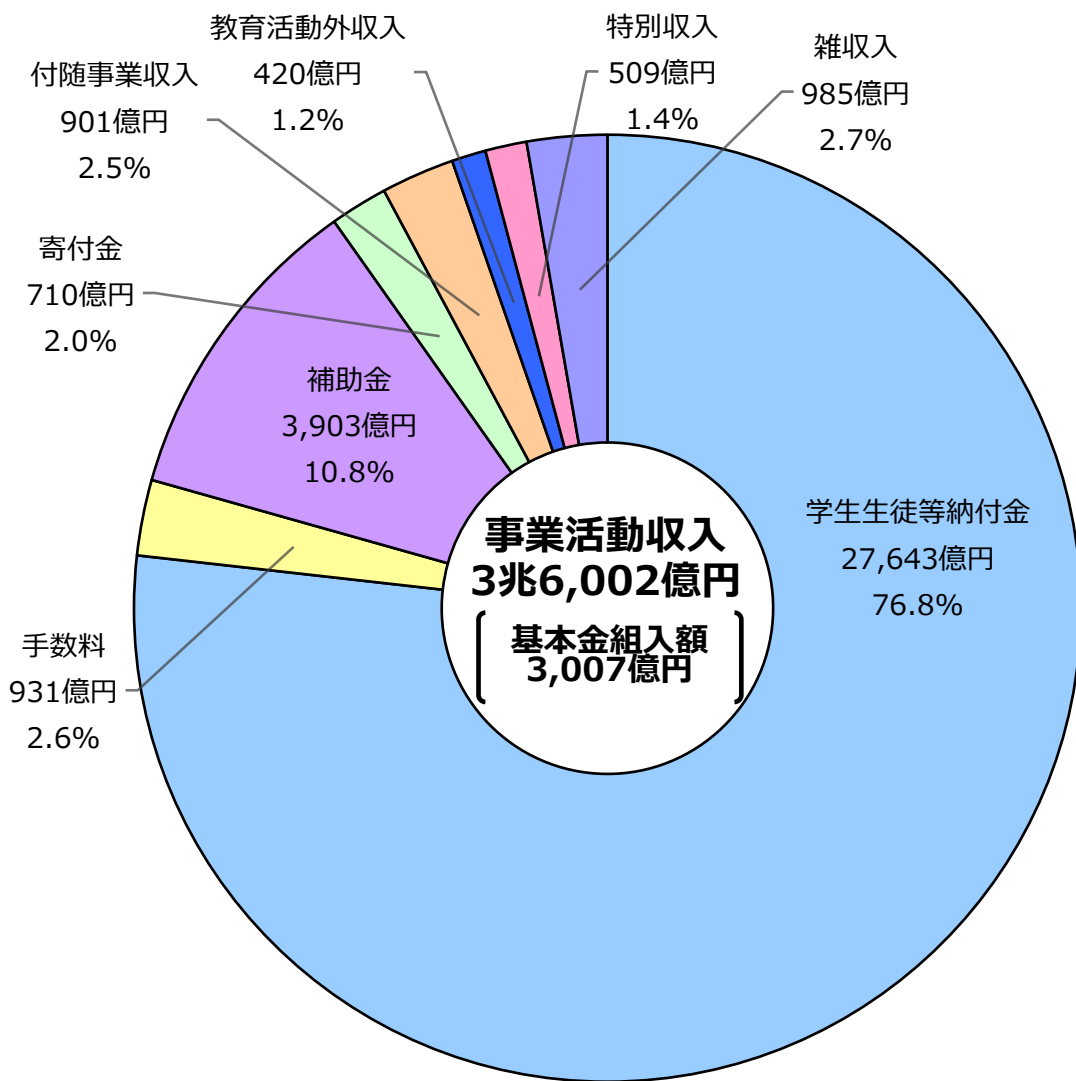
→ 事業活動収支差額比率がプラス



※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(令和3年度版)」より作成

私立大学の収支状況（令和2年度）



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

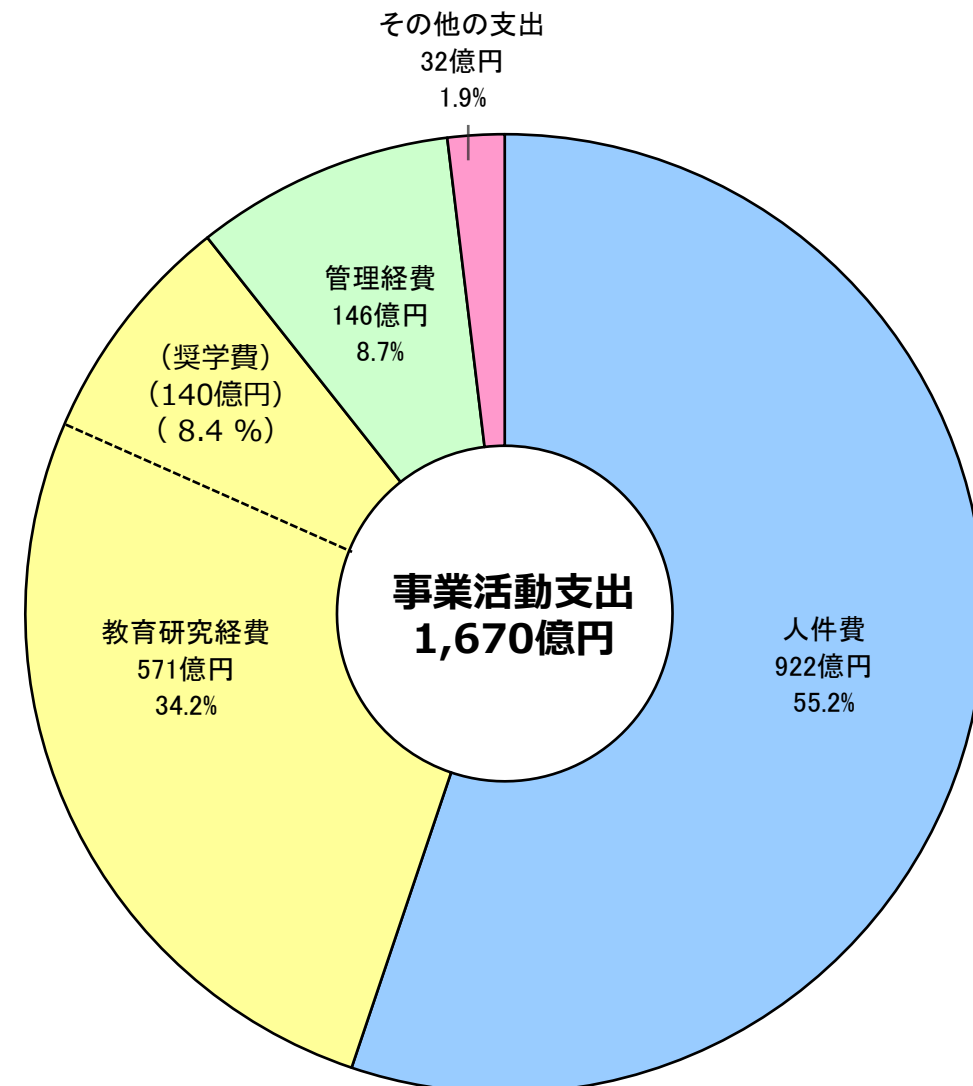
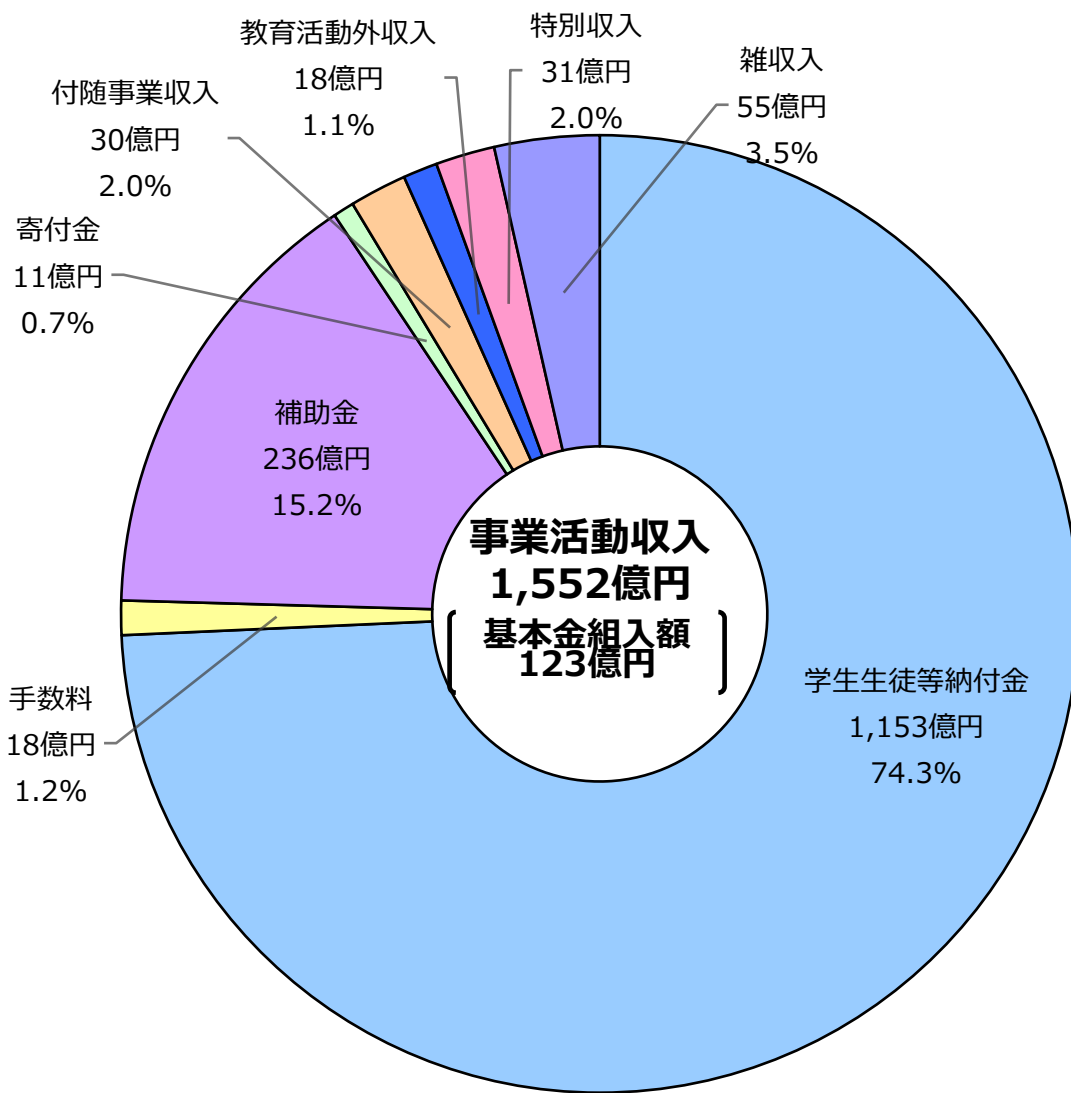
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年度版）」

※ 事業活動収支計算書（608校）の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

私立短期大学等の収支状況（令和２年度）



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

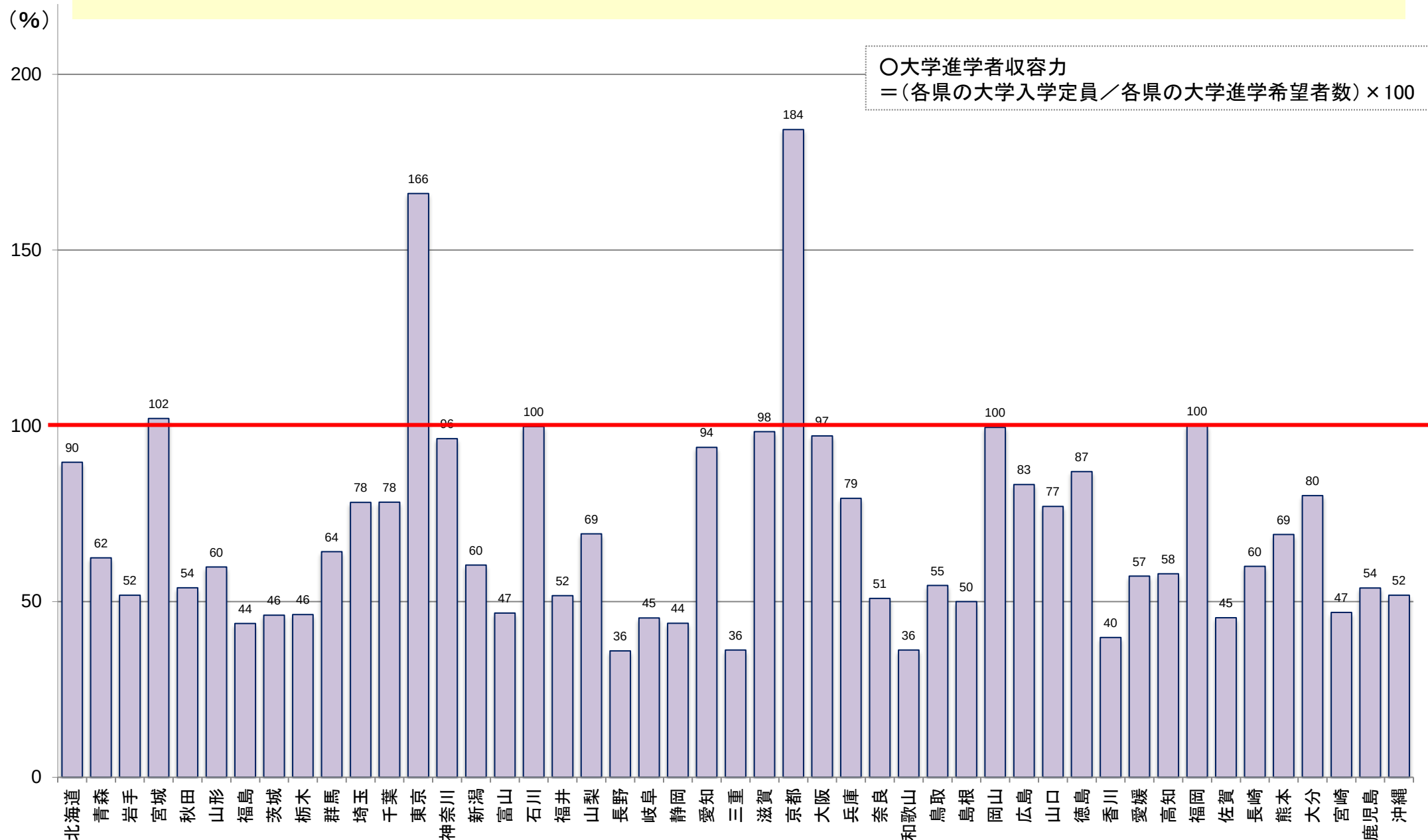
※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和３年度版）」

※ 事業活動収支計算書（298校）の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

都道府県別大学進学者収容力（対大学進学希望者）

各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、9県でも90%を超えている。他方で、50%に満たない県も9県ある。

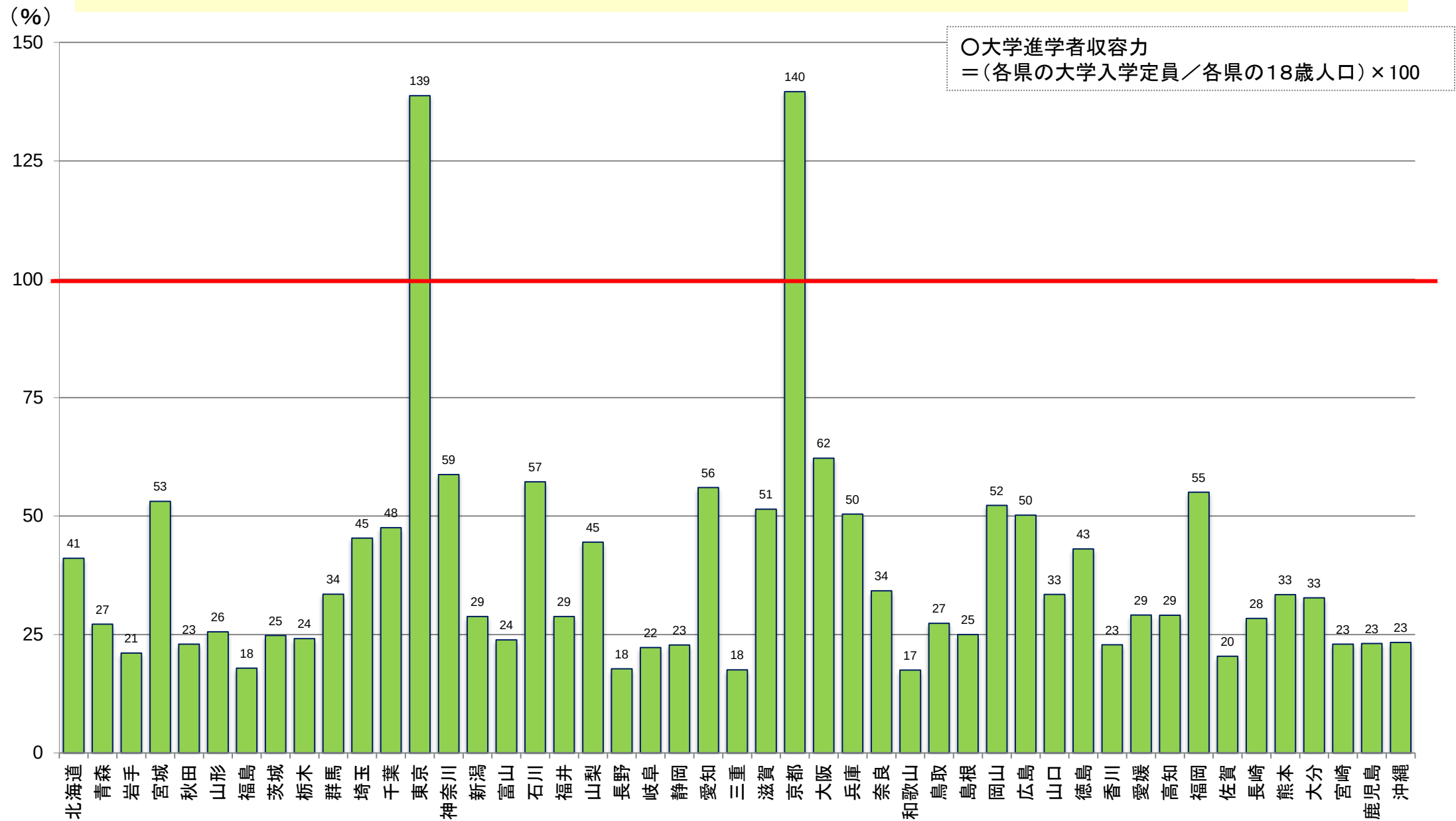


(出典) ○大学入学定員数: 文部科学省調べ(平成30年度)(※各県(学部)の所在地による)に所在する大学の入学定員)

○大学進学希望者数: 文部科学省「学校基本統計(平成30年度)」

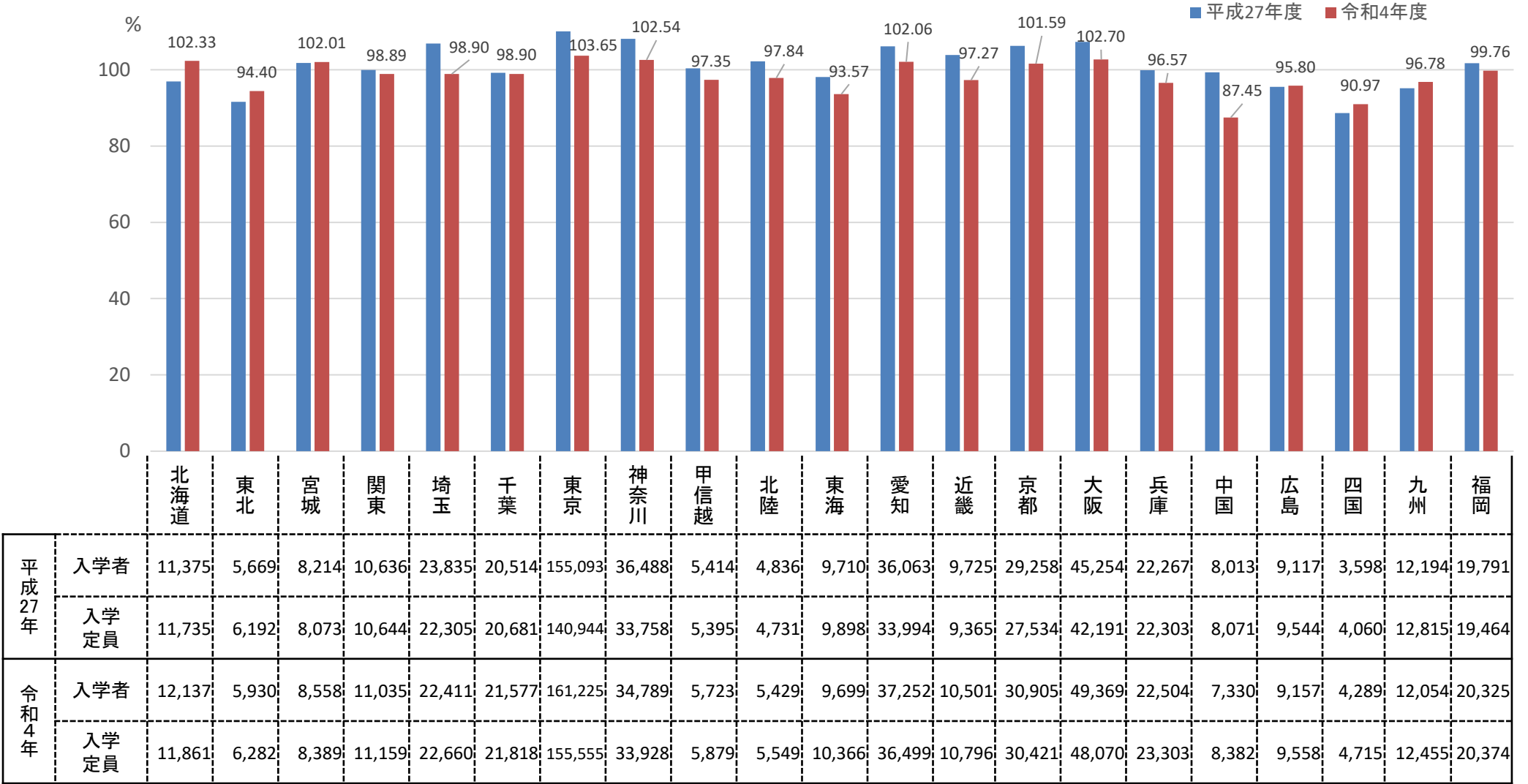
都道府県別大学進学者収容力（対18歳人口）

各県の18歳人口に対する収容力は東京都と京都府を除く全ての県で100%を下回っており、その多くの県では50%未満となっている。



(出典) ○大学入学定員数: 文部科学省調べ(平成30年度)(※各県(学部所在地による)に所在する大学の入学定員)
 ○18歳人口: 文部科学省「学校基本統計(平成27年度)」(※大学入学定員数調査年度の3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数)

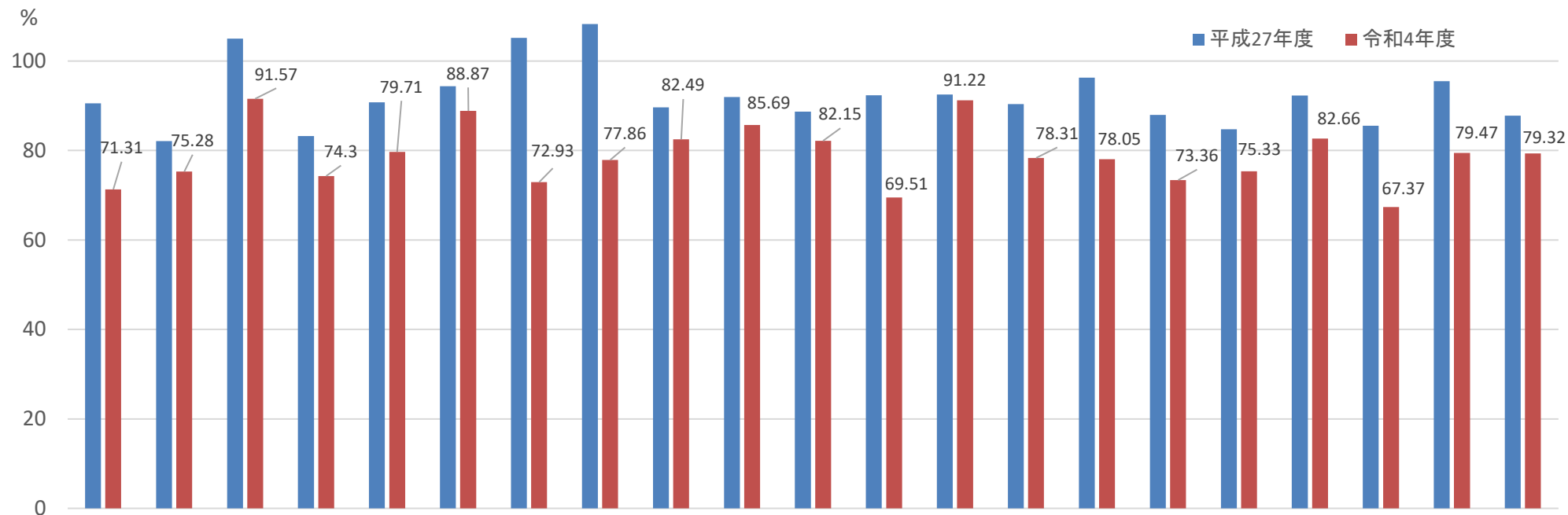
私立大学における地域別の入学定員充足率



地域区分				
北海道(北海道)		埼玉(埼玉)		甲信越(新潟・山梨・長野)
東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)		千葉(千葉)		北陸(富山・石川・福井)
宮城(宮城)		東京(東京)		東海(岐阜・静岡・三重)
関東(茨城・栃木・群馬)		神奈川(神奈川)		愛知(愛知)
				近畿(滋賀・奈良・和歌山)
				京都(京都)
				大阪(大阪)
				兵庫(兵庫)
				中国(鳥取・島根・岡山・山口)
				広島(広島)
				四国(徳島・香川・愛媛・高知)
				九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)
				福岡(福岡)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

私立短期大学における地域別の入学定員充足率



		北海道	東北	宮城	関東	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越	北陸	東海	愛知	近畿	京都	大阪	兵庫	中国	広島	四国	九州	福岡
平成27年	入学者	2,558	2,434	1,071	2,256	2,042	1,840	7,093	3,085	2,263	1,802	2,963	3,999	1,332	2,038	5,479	3,280	1,928	1,089	1,753	3,625	4,021
	入学定員	2,825	2,965	1,020	2,710	2,250	1,950	6,744	2,850	2,525	1,960	3,340	4,330	1,440	2,255	5,690	3,730	2,275	1,180	2,050	3,795	4,580
令和4年	入学者	1,658	1,641	1,140	1,735	1,630	1,413	3,818	2,001	1,852	1,311	2,144	2,264	1,122	1,347	3,477	2,054	1,484	653	1,179	2,718	2,820
	入学定員	2,325	2,180	1,245	2,335	2,045	1,590	5,235	2,570	2,245	1,530	2,610	3,257	1,230	1,720	4,455	2,800	1,970	790	1,750	3,420	3,555

地域区分

北海道(北海道)
東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)
宮城(宮城)
関東(茨城・栃木・群馬)

埼玉(埼玉)
千葉(千葉)
東京(東京)
神奈川(神奈川)

甲信越(新潟・山梨・長野)
北陸(富山・石川・福井)
東海(岐阜・静岡・三重)
愛知(愛知)

近畿(滋賀・奈良・和歌山)
京都(京都)
大阪(大阪)
兵庫(兵庫)

中国(鳥取・島根・岡山・山口)
広島(広島)
四国(徳島・香川・愛媛・高知)
九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)
福岡(福岡)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

学校法人堀越学園（群馬県）に対する解散命令の経緯①

学校法人堀越学園では、平成16年の創造学園大学の開設、平成18年の高崎医療技術福祉専門学校の開設以来、定員未充足などにより法人の経営状況が悪化。平成19年12月以降、文部科学省として経営や管理運営の改善の指導を継続。

この間、過去の財務計算書類や創造学園大学の設置認可申請時の書類における虚偽記載、**経営悪化に伴う賃金の未払**、税金や公共料金等の滞納、学校債の償還未履行や**教職員の雇用をめぐる訴訟**など、様々な問題が発生。

→ 文部科学省としては法人の管理運営を改善するよう指導を重ねるとともに、私立大学等経常費補助金の不交付措置（平成21年3月）や大学等の設置認可に関する寄附行為変更不認可期間の設定（平成22年10月）といった措置を講じたところ。

→ 状況の改善は見られず、特に平成24年5月以降、法人の理事の地位をめぐる関係者の対立により、法人としての統一した意思決定が困難になるとともに経営状況も急速に悪化。具体的には、**賃金未払となる教職員の拡大**や、料金滞納による電力供給の一部停止、さらには、学校法人の本来業務である**大学の授業の一時休講**、幼稚園の送迎バスや給食の一時停止といった事態が発生。

文部科学省としては、この間、事態の推移を深刻に受けとめ、学校法人堀越学園に対し現状や今後の経営方針について示すよう求めてきたが、法人からは外部からの資金援助を得て法人を再建したいとの意向は示されるものの、具体的な管理運営の改善策、今後の資金計画や債務の返済計画などは提出されず。また、現在の財務状況や当座の資金繰りについても、資料の提出も具体的な説明もない状況にあった。

本来、学校法人は高い公共性を有する学校の運営を継続的、安定的に行う責務を負う。また、その運営に当たっては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を展開できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、理事会としてのチェック機能も有効に働かず、理事の対立により法人としての意思決定すら困難な状況であり、さらには、**学校法人として最も重要な在学生の修学機会を適切に確保することについても、責任ある真摯な対応が見られなかった。**

→ 文部科学省としては、こうした状況においても法人の運営をこれ以上学校法人堀越学園の自主性に委ねた場合、**①在学生の修学機会が突然失われる事態になりかねず、②学校の運営の継続性に疑問がある中で新たな学生等の受入れが行われ、将来不利益を被る可能性のある学生等が増えてしまう、**といった事態となることを強く危惧。

このため、文部科学省としては、必要な財産が保有されていないなどの私立学校法の違反が解消される見込みがなく、また、学生等に予期せぬ不利益が生じかねない状況にあり、時間的猶予もないことから、学校法人堀越学園に対する解散命令の手續を開始するに至ったもの。

1. 私立学校法第25条違反

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

○ 法人提出の書類に記載されている財産の状況

・法人所有の土地・建物の評価額 約10億円（平成24年4月現在）

・法人の負債額 約45億円（平成23年度末）

○ 不動産登記簿によると法人所有の土地・建物の大部分に抵当権が設定され、一部については差し押さえが行われている。

2. 私立学校法第28条違反

第28条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

○ 法人の資産総額変更登記が平成22年度決算以降なされていない。

3. 私立学校法第35条、第40条違反

第35条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

第40条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

○ 平成25年3月1日付けで、監事が2名記載された役員の名簿は提出されたが、私立学校法施行規則第13条に基づく届出では、平成23年11月以降監事1名が欠員のままで、欠員が補充された事実が確認できない。

4. 私立学校法第47条違反

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校 法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○ 平成25年3月1日付けで、平成23年度財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書が提出されたが、監事の監査報告書がないこととともに、法人からは計算の根拠となる資料もない上、平成22年度決算からの推測に基づき作成したと説明があつたことから、適正な計算書類等を作成し、事務所に備え付けることができている状況とは言い難い。

5. 労働基準法第24条違反

第24条

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

○ 法人提出の書類に記載されている賃金の支払いの概況は、大学教員を中心に、平成23年9月～平成25年2月の18ヶ月間未払い（一部の教職員には、このうち数ヶ月分は支払われている）が続いている。

学校法人堀越学園の解散命令に関する大学設置・学校法人審議会分科会長コメント（抜粋）

このたび、大学設置・学校法人審議会は、平成24年10月12日に文部科学大臣から諮問された学校法人堀越学園に対する解散命令について、妥当とし、その際、在学する学生、生徒及び幼児の修学機会の確保の観点から可能な限りの措置を講ずることとするとともに、それに必要な期間を考慮し、平成24年度末までに解散を命ずることが適当であるとの答申を行った。

学校法人は、高い公共性を有する学校の運営を継続的かつ安定的に行う責務を負っていることは言うまでもない。また、現行の学校法人制度においては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を提供できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、経営上も管理運営上も数多くの問題を抱え、危機的な状況にまで陥っている中で、文部科学省から再三にわたり改善を求める指導を受けてきたにもかかわらず、改善に向けた責任ある真摯な対応が見られないなど異常な状況が続いている。このことは、いかに自主性、自律性が尊重されているとはいえ、高い公共性が求められている学校法人としてあるまじき姿であり、解散を命ずることによってしか問題の解決が図れないという事態に立ち至ったことは、極めて遺憾である。当然のことながら、このような事態を招いた学校法人堀越学園の責任は厳しく問わざるを得ない。

同時に、在学生の修学機会の確保のため、学校法人堀越学園には、転学等に必要な措置をはじめ責任ある対応に総力を挙げて取り組むよう強く求めたい。

また、転学等の支援については、この際、他の学校におかれては、可能な限り学生等の受入れについて御配慮いただき、関係諸団体におかれても御協力いただくよう期待したい。国においても、前例にとらわれず、できる限りの支援をしていただくよう積極的な対応をお願いしたい。

本事案は、基本的には特定の学校法人が自らの責任で招いた異例のものではあるが、私立学校を取り巻く社会情勢の著しい変化の中にあっては、高い公共性を有する私立学校を自主的、自律的に運営するという学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる。このような観点から、改めて我が国の私立学校制度について、多様な教育研究を展開される各学校設置者の一層の自覚を期待したい。（略）

平成24年10月25日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長 日高 義博

文部科学省ホームページ「堀越学園（群馬県）の在学生と保護者の皆様へ」より

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣 旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概 要

（１）所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ①学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ②学校法人が措置命令に従わないときは、役員の解任を勧告することができる。
- ③措置命令や役員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

（２）報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

（３）忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日（平成26年4月2日）

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律 イメージ

赤枠 の措置を新たに設け、異例の事態に適切に対応。

学校法人



学校法人の運営が
法令違反・著しく不適正
な状態

運営改善

学生等の保護

学校法人の
健全・持続的
な運営へ

改善

所轄庁

報告徴収
・
立入検査

私立学校法第63条

違反の
事実等
を確認

弁明の
機会付与

第3項・第4項

意見聴取

第2項

措置命令

第1項

従わない
場合

役員の
解任勧告

第9項

違反

解散命令

私立学校法第62条

私立学校法第60条

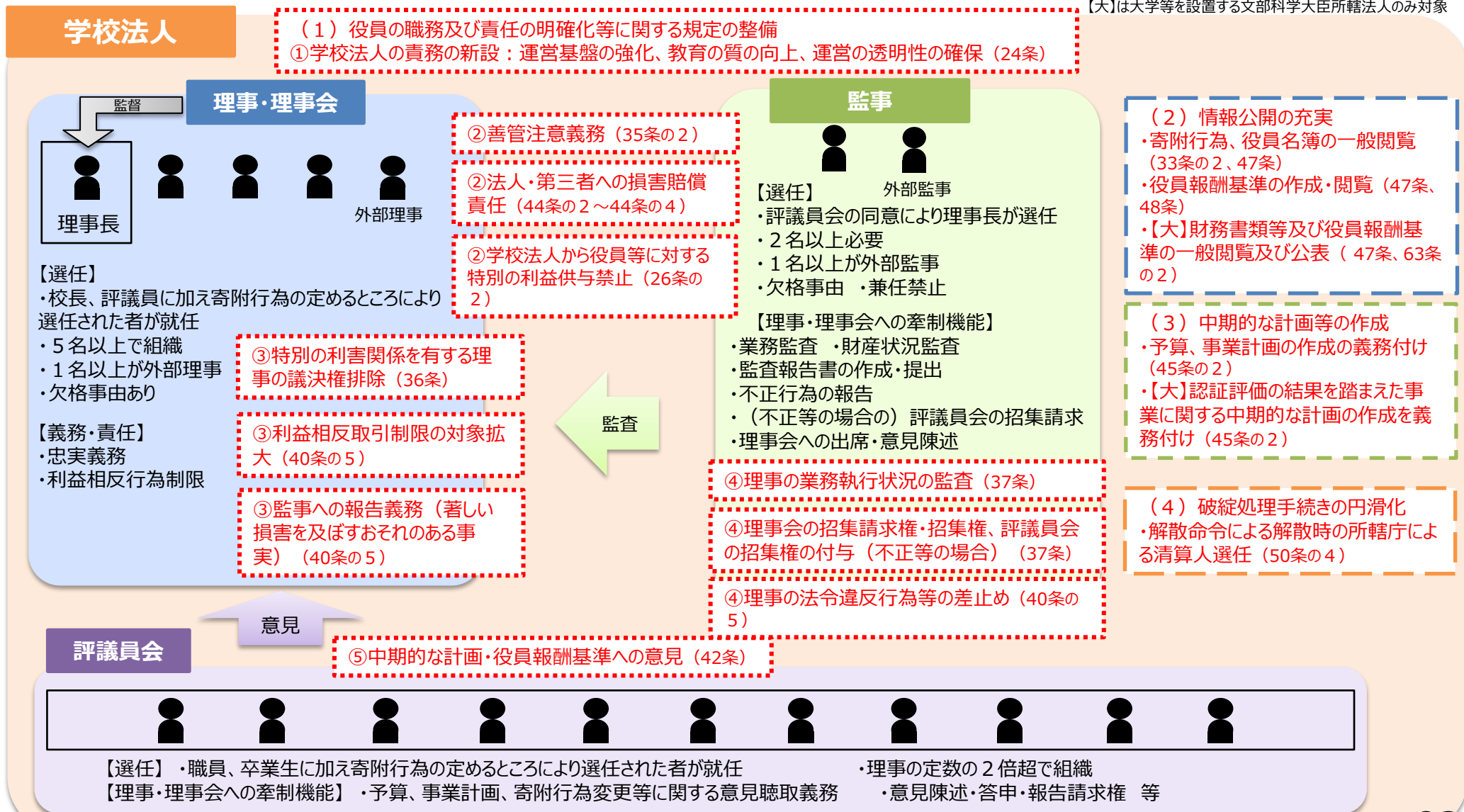
留意点

- 報告徴収・立入検査を行う際は、私立学校審議会等と連携し、私立学校審議会等の意見を聴くことが望ましい。
- 学校法人に法令違反等の事実が確認された場合は、理事の忠実義務違反が問われる可能性がある。

改正事項

- （１）役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
 （２）情報公開の充実【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】 （３）中期的な計画の作成【第45条の2関係】
 （４）破綻処理手続きの円滑化【第50条の4関係】 等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

**経営指導の
充実の必要性**
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・**経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要**

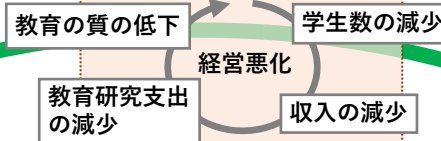
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な 経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- **合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)**
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- **「経営改善のためのハンドブック」作成・提供(合併等・撤退に関する道筋・手法等も解説)**
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「**経営判断指標**」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- **「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握**
※「**運用資産—外部負債**」がマイナスかつ「**経常収支差額**」が3か年マイナス
- **学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定**
- 私学事業団の経営相談を必須として**経営改善計画(5か年)を策定**させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、**集中的な指導・助言を実施**
⇒法人による**自主的な組織のスリム化(設置校・学部等の募集停止、入学定員縮小等)の実施**
- **経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人**に対しては、対応方策を示した上での**経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)**、及び、**その方策の方向性の事業報告書等への明記を求める指導通知を发出**
- 学校法人が事業報告書等へ記した対応方針を、**文部科学省が公表**する予定

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施

① 経営指導強化指標の設定

経営悪化傾向にはあるものの直ちに適切な経営改善に取り組み改善の余地があるという目安

- ・「運用資産－外部負債」がマイナス
- ・経常収支差額が3か年マイナス

経営指導強化指標をはじめ、経営判断指標、定員充足状況等勘案し、学校法人運営調査委員会で決定

② 学校法人運営調査対象法人

- ・教学面、管理運営面、財務面のチェック
- ・実地調査
- ⇒ 必要な指導・助言、通知

一部法人

※（経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外）

③ 経営の指導を行う法人

- ・経営改善計画の作成・提出を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ・学校法人運営調査委員等によるヒアリングの実施
- ⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

3年程度を目安に経営改善実績を上げるように、上記の取組をきめ細かく集中的に指導
⇒ 経営改善の着実な実施に向けた指導・助言、通知

経営改善

経営判断指標の悪化状況、経営指導強化指標への該当状況、今後の経営改善に向けた取組の状況等を総合的に勘案した上で、学校法人運営調査委員会において経営基盤の安定確保が必要とされた場合

- ・中でも、経営指導強化指標に該当した法人（※）
- ・経営指導強化指標に該当しなくても個別の状況を勘案し、経営指導強化指標該当法人と同様の指導が必要と学校法人運営調査委員会で判断する法人

④ 法人自らの経営努力等により経営指導強化指標に該当しなくなる等一定の経営改善が図られた場合には、きめ細かい集中的な指導の対象から除き、必要なフォローアップ等指導の扱いを変更

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能（資金ショート）又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

⑤ 文科省から学校法人に対する通知に、以下の内容を盛り込む。

- ・経営改善実績が上がっていないことや支払不能（資金ショート）、債務超過、組織廃止に必要な資産不足に陥るリスクがあること
- ・必要と考えられる見直し内容を示して、経営上の判断をすること（部局の募集停止、設置校の廃止、法人解散等も含む）
- ・対応方策の方向性について、財務諸表や事業報告書等に明記すること
- ・今後、各学校法人が公開した内容を文科省が公表する予定があること

⑥

- ・該当学校法人において財務諸表や事業報告書等を公表
- ・学校法人が公開した対応方策の方向について文科省がまとめて公表
- ⇒ 組織の見直し等について指導、在学生の教育継続方策についてフォロー

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員の解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

私学法62条

「学校法人の経営改善等のためのハンドブック（第1次改訂版）」 （日本私立学校振興・共済事業団）

日本私立学校振興・共済事業団では、経営困難に陥る学校法人が増加する予想のもと、経営改善を進める必要のある学校法人が、取り組みを進めるための参考とできるよう、今後取り組むべき道筋や具体的な手法などをまとめた「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」を作成、公表。（令和3年1月・作成、公表、令和4年10月・第1次改訂版作成）

学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》の内容

I 経営悪化の認識

- 1 経営悪化とその兆候の認識
- 2 経営悪化を具体的にチェック
- 3 関係者が経営悪化に気づくタイミング

II 相談

- 1 私学事業団
- 2 外部相談先の例
- 3 相談内容
- 4 相談前の準備
- 5 相談後の取り組み

III 経営状態の分析

- 1 定量的な問題点の洗い出し(定量的な環境分析)
- 2 定性的な問題点の洗い出し(定性的な環境分析)
- 3 SWOT分析
- 4 分析が困難になった場合

IV 経営状態の情報共有

- 1 情報共有の前の心構え
- 2 問題意識共有による効果
- 3 情報共有の具体的方法
- 4 情報共有のための責任者

V 経営改善計画の策定

- 1 実施体制
- 2 改善戦略
- 3 財務シミュレーション作成
- 4 計画策定上の注意点

VI 経営改善計画の実行

- 1 実施体制
- 2 各改善策のPDCA
- 3 目標達成が困難な状況での判断

VII 合併等

- 1 学校法人や私立学校における合併等の類型例
- 2 合併等までの流れと留意点

VIII 再生(再建)

- 1 私的整理(再建型)
- 2 民事再生

IX 撤退

- 1 撤退までの流れと留意点
- 2 破産手続き

